

210. 3-Mi 67-25
1200500729679

210.3
Mi 67
2



始



210.3
M267
三浦藤作編著



勅撰六國史大觀

東京中興館藏版



序

「日本書紀」・「續日本紀」・「日本後紀」・「續日本後紀」・「文德實錄」・「三代實錄」の所謂「六國史」は、畏くも勅命を奉じて、當代の權威者が、多年の歳月を費し、心血を濺いで編修せる唯一無二の國史である。記録の正確、史料の嚴選、他に比類なく、私撰の史籍と全く性質を異にしてゐる。天壤無窮の神勅、八紘爲宇の大詔、その他多くの詔勅は、悉く「六國史」に謹載せられてある。この勅撰の「六國史」が後世に傳はつたために、我が國民は、肇國の史實を知り、國體の本義を自覺し、御歴代の聖徳を仰いで、ますます盡忠報國の精神を固めることが出來たのである。これ以上に貴重な古典は、絶対にあり得ない。

「六國史」は、單に國史の研究者のみならず、すべての國民が精讀を要する國家の至寶である。しかるに、浩瀚なるために求め難く、漢文體の記述なるために讀解し難く、内容に通ずる者が甚だ少い。これを遺憾とし、簡明に要領を説き、「六國史」の性質と内容とが、何人にも直ちにわかるやうにしたと思つたのが、本書著作の動機である。従つて、異本の比較や、辭句の考證や、編修者の傳記等は、

主として先人の研究調査を紹介することにつとめ、各巻の内容は、極めて主要なる事項を略述するのみに止めた。従来、この種の類書が全然ないので、この貴重な古典に對する世人の注意を促すために、若干の参考になるものと信じ、敢てこの小著を刊行する次第である。

昭和十八年十月

三 浦 藤 作 識

勅撰六國史大觀

目 次

第一章 緒 論……………(一)

第一節 「六國史」の内容と編修……………(一)

(一)「六國史」とは何か——(二)「六國史」の巻數と内容——(三)「六國史」の編修

第二節 「六國史」の性質と價值……………(六)

(一)勅撰の國史——(二)國體明徴の至寶

第三節 「六國史」の傳承……………(一三)

(一)「六國史」完成年代の逆算——(二)古書の散逸——(三)「六國史」の傳承——(四)「六國史」の校訂と

その功勞者

第四節 「六國史」研究の必要……………(三五)

(一)國體と國史——(二)國體と「六國史」——(三)「六國史」の研究

勅撰六國史大觀 目次

第二章 日本書紀……………(四)

第一節 「日本書紀」の書名……………(四)

(一)最初の書名は「日本紀」——(二)「日本書紀」といふ書名の起り——(三)書名の意味

第二節 「日本書紀」の編修及び編修者……………(六三)

(一)國史編修の沿革——(1)國史編修の起り——2 天武天皇の修史勅命——3 「古事記」の撰録——4 和銅七月上奏の「日本紀」——(二)「日本書紀」の編修完成——(三)「日本書紀」の編修者(舍人親王等)

第三節 「日本書紀」の史料及び編修法……………(七六)

(一)歴史の編修——(二)「日本書紀」の主要史料——(三)「古事記」及び「風土記」——(四)三韓の古書——(五)「日本書紀」の編修態度——(六)「日本書紀」の編修法

第四節 「日本書紀」の異本……………(九七)

(一)古書に異本の多い理由——(二)「日本書紀」の古寫本——(三)「日本書紀」の版本——(四)「日本書紀」の校本

第五節 「日本書紀」の注釋書……………(一一三)

(一)注釋書の多い「日本書紀」——(1)通記注釋——2 神代記注釋——3 その他——(二)主要注釋書の解説——(三)「日本書紀私記」——(四)「日本書紀通證」——(五)「日本書紀通證」——(六)「日本書紀纂疏」——(七)「日本書紀傳」——(八)「神代紀」の校本

卷秘要抄及び神代卷顯要抄——神代紀書華山藤——神代卷惟足抄——神代卷家傳閑書——日本書紀通釋

第六節 「日本書紀」の文體及び訓み方……………(一二八)

(一)「日本書紀」の文體——(二)「日本書紀」の訓み方——(三)「日本書紀」の文體及び訓み方の例

第七節 「日本書紀」の内容……………(一三五)

(一)總説——(二)神代紀——(三)神武天皇御紀——(四)綏靖天皇御紀より開化天皇御紀まで——(五)崇神天皇御紀——(六)垂仁天皇御紀——(七)景行天皇御紀・成務天皇御紀——(八)仲哀天皇御紀・(神功皇后御紀)——(九)應神天皇御紀——(一〇)仁徳天皇御紀——(一一)履中天皇御紀より安閑天皇御紀まで——(一二)雄略天皇御紀——(一三)清寧天皇御紀より武烈天皇御紀まで——(一四)繼體天皇御紀より宣化天皇御紀まで——(一五)欽明天皇御紀——(一六)敏達天皇御紀より崇峻天皇御紀まで——(一七)推古天皇御紀——(一八)舒明天皇御紀・皇極天皇御紀——(一九)孝徳天皇御紀——(二〇)齊明天皇御紀——(二一)天智天皇御紀・弘文天皇御紀——(二二)天武天皇御紀——(二三)持統天皇御紀

第三章 續日本紀……………(一七五)

第一節 「續日本紀」の書名……………(一七五)

(一)書名の起り——(二)書名の意味と讀み方

第二節 「續日本紀」の編修及び編修者……………(一七七)

勅撰六國史大觀 目次

(一)「續日本紀」の編修——(1)編修のはじめ——2 第二回の修史——3 第三回の修史——4 第四回の修史——5 第五回の修史(完成上奏)——(二)「續日本紀」の編修者——(石川名足——上毛野公大川——淡海三船——富麻永嗣——藤原繼繩——菅野眞道——秋篠安人——中科巨都雄——その他の人々)

第三節 「續日本紀」の異本及び注釋書

(一九〇)

(一)「續日本紀」の古寫本——(二)「續日本紀」の版本及び校本——(三)「續日本紀」の注釋書——(續日本紀考證——續日本紀問答——歷朝詔詞解)

第四節 「續日本紀」の文體

(一九六)

(一)「續日本紀」の文體と「日本書紀」の文體——(二)宣命の謄載

第五節 「續日本紀」の内容

(一九九)

(一)總説——(二)文武天皇御紀——(三)元明天皇御紀——(四)元正天皇御紀——(五)聖武天皇御紀——(六)孝謙天皇御紀——(七)淳仁天皇御紀——(八)稱徳天皇御紀——(九)光仁天皇御紀——(一〇)桓武天皇御紀

第四章 日本後紀

(二一九)

第一節 「日本後紀」の書名

(二一九)

(一)書名の意味——(二)書名の讀み方

第二節 「日本後紀」の編修及び編修者

(二二〇)

(一)「日本後紀」の編修——(1)編修のはじめ——2 淳和天皇の修史勅命——3 編修の完成上奏——(二)「日本後紀」の編修者——(藤原冬嗣——藤原緒嗣——藤原貞嗣——良岑安世——清原夏野——直世王——藤原吉野——小野岑守——坂上今繼——嶋田清田——源常——朝野鹿取——布瑠高庭——山田古嗣)

第三節 「日本後紀」の散逸と殘闕

(二二七)

(一)「日本後紀」の散逸——(二)偽書の出現——(三)「日本逸史」の編纂——(四)殘闕十卷の發見

第四節 「日本後紀」の異本及び文體

(二三一)

(一)「日本後紀」の古寫本——(二)「日本後紀」の版本——(三)「日本後紀」の文體

第五節 「日本後紀」の内容

(二三六)

(一)總説——(二)桓武天皇御紀——(三)平城天皇御紀——(四)嵯峨天皇御紀——(五)淳和天皇御紀

第五章 續日本後紀

(二四六)

第一節 「續日本後紀」の書名

(二四六)

(一)書名の意味——(二)書名の讀み方

第二節 「續日本後紀」の編修及び編修者

(二四七)

(一)「續日本後紀」の編修——(1)編修のはじめ——2編修の完成上奏——(二)「續日本後紀」の編修者——藤原良房——藤原良相——伴善男——春澄善繼——縣犬養貞守——安野豐道) (二五〇)

第三節 「續日本後紀」の異本及び注釋書…………… (二五〇)

(一)「續日本後紀」の古寫本——(二)「續日本後紀」の版本——(三)「續日本後紀」の注釋書

第四節 「續日本後紀」の内容…………… (二五四)

(一)總說——(二)仁明天皇御紀

第六章 文德實錄

(二六〇)

第一節 「文德實錄」の書名…………… (二六〇)

(一)書名の意味——(二)書名の略稱について

第二節 「文德實錄」の編修及び編修者…………… (二六六)

(一)「文德實錄」の編修——(1)編修のはじめ——2編修の完成上奏——(二)「文德實錄」の編修者——藤原基經——南淵年名——大江香人——菅原是善——善淵愛成——都良香——嶋田良臣

第三節 「文德實錄」の異本及び注釋書…………… (二六六)

(一)「文德實錄」の古寫本——(二)「文德實錄」の版本——(三)「文德實錄」の注釋書

第四節 「文德實錄」の内容…………… (二六九)

(一)總說——(二)文德天皇御紀

第七章 三代實錄

(二七三)

第一節 「三代實錄」の書名…………… (二七三)

(一)書名の意味——(二)「三代實錄」の異名について

第二節 「三代實錄」の編修及び編修者…………… (二七四)

(一)「三代實錄」の編修——(1)編修のはじめ——2編修の完成上奏——(二)「三代實錄」の編修者——源能有——藤原時平——菅原道真——大藏善行——三統理平

第三節 「三代實錄」の異本及び注釋書…………… (二七八)

(一)「三代實錄」の古寫本——(二)「三代實錄」の版本——(三)「三代實錄」の注釋書

第四節 「三代實錄」の内容…………… (二八二)

(一)總說——(二)清和天皇御紀——(三)陽成天皇御紀——(四)光孝天皇御紀

——目次終——

勅撰六國史大觀

第一章 緒論

第一節 「六國史」の内容の編修

「一」「六國史」とは何か 「六國史」といふのは、我が國の上代のことを記した六種の歴史、「日本書紀」・「續日本紀」・「日本後紀」・「續日本後紀」・「日本文德天皇實錄」・「日本三代實錄」の總稱である。六國の歴史といふ意味ではない。六種の國史といふ意味である。「日本書紀」は、外に「日本紀」ともいつた。この書名に關することは、後に詳しく述べる。また「日本文德天皇實錄」は、通常「文德實錄」と略稱し、「日本三代實錄」は、通常「三代實錄」と略稱してゐる。故に、この兩書は、古來の通例によ

り、「文德實錄」・「三代實錄」の名稱を用ふることにする。

「六國史」の文字は、リクコクシとも讀み、ロクコクシとも讀む。「六」の漢音はリクであり、同じく吳音はロクである。今日専らロクと發音してゐる數詞の「六」は、古來、漢音で讀んだ例もあり、吳音で讀んだ例もある。例へば、六合・六經・六藝・六韜・六朝・六典・六律・六呂等は、何れもみな「六」をリクと讀んだが、六齋日・六根・六道・六地藏等の如く、「六」をロクと讀んだ例も少くない。「六國史」の編修者は、みな儒學者であり、その文章も漢文體が用ゐてあるから、漢文の素養のある者でなければ、讀解することが出來ない。従つて後世に至りこれを講述した人々にも、漢文に通じた者が多かつた。そこで、おのづからリクコクシと讀む例を生じ、それが一般の用例となつたものであらう。しかし、ロクコクシと讀んでも差支へはない。ロクコクシと讀む方がよいといつてゐる者もあるからである。要するに、讀み方はどちらでもよいが、一般に通用してゐるところに従つて、リクコクシと讀むことにしたい。

「六國史」は、すべてみなその當時の優れた學者が、勅命を奉じて、多年の歲月を費し、汎く史料を蒐め、嚴密に検討し、全力を注いで謹修したものである。民間に在る個人が、ほしいままに私撰した史籍とは、全くその性質を異にしてゐる。これより正確な歴史はなく、これより貴重な文獻はない。

〔二〕「六國史」の卷數と内容 「六國史」は、總計百九十卷から成り、神代にはじまり、神武天皇から第五十八代光孝天皇の仁和三年に至るまでの一千五百四十七年間の史實が詳細に記載せられてゐる。分量といふ一點だけからいつても、罕に見る浩瀚な古典である。各種別に卷數と内容を列擧すれば、

〔書名〕	〔卷數〕	〔内 容〕	〔記載年數〕
日本書紀	三十卷	神代 神武天皇(第一代)より、持統天皇(第四十一代)の十一年(一三五七年)八月御讓位に至るまで。	神武天皇より一千三百五十七年間
續日本紀	四十卷	文武天皇(第四十二代)の元年(一三五七年)八月御即位より、桓武天皇(第五十代)の延暦十年(一四五一年)に至るまで。	九十五年間
日本後紀	四十卷	桓武天皇(第五十代)の延暦十一年(一四五二年)より、淳和天皇(第五十三代)の天長十年(一四九三年)二月に至るまで。	四十二年間
續日本後紀	二十卷	仁明天皇(第五十四代)御一代。天長十年(一四九三年)二月より、嘉祥三年(一五一〇年)三月崩御に至るまで。	十八年間
文德實錄	十卷	文德天皇(第五十五代)御一代。嘉祥三年(一五一〇年)三月より、天安二年(一一一八年)九月崩御に至るまで。	九年間
三代實錄	五十卷	清和天皇(第五十六代)の天安二年(一一一八年)九月より、陽成天皇(第五十七代)を経て、光孝天皇(第五十八代)の仁和三年(一一四七年)八月崩御に至るまで。	三十年間

以上の六種中、「日本後紀」は、三十卷が散逸し、十卷のみが現存してゐる。

「日本書紀」以下、何れも御歴代毎に天皇の御地位を明らかに謹述し、御即位前後から崩御若しくは御讓位に至るまで、御一代の間に起つた重要史實が、編年體に細大漏らさず記載せられてゐる。或は國家の重大事に臨み、或は天災地變に際して、下し賜はつた詔勅、使臣に託して異國の國王・郡王に與へたまうた勅書等が、一々謹載してあるから、御歴代の皇謨及び聖徳を、具に拜察することが出来る。また神祇に就いては、神位・社格・祭祀・奉幣等のことが詳細に記してあり、佛寺に就いては、諸宗・諸寺の制や僧尼の動靜等が明記してあり、人事に關しては、官位ある功臣の薨卒を掲げ、特にその傳記を添へたものも少くない。従つて、御一代毎にその史實を明白に會得することが出来る。特殊の史觀に基づいて構成した歴史と異なり、史料を嚴密に檢索して、年代順に記述した編年史であるから、史實の上に於ては、一そう大いなる價值が認められる。

〔三〕「六國史」の編修 「六國史」の編修に關しては、後に別々に詳述するが、次に先づ編修の勅命が降下した年と、完成して奏進した年とを表示しておくことにする。

日本書紀	續日本紀	日本後紀	續日本後紀	文德實錄	三代實錄
天武天皇十年	光仁天皇寶龜九年	嵯峨天皇弘仁十年	文德天皇齊衡二年	清和天皇貞觀十五年	宇多天皇寬平四年
元正天皇養老四年	桓武天皇延暦十六年	仁明天皇承和七年	清和天皇貞觀十一年	陽成天皇元慶三年	醍醐天皇延喜元年
〔勅命降下の年〕	〔勅命降下の年〕	〔勅命降下の年〕	〔勅命降下の年〕	〔勅命降下の年〕	〔勅命降下の年〕
〔完成奏上の年〕	〔完成奏上の年〕	〔完成奏上の年〕	〔完成奏上の年〕	〔完成奏上の年〕	〔完成奏上の年〕
〔編修者〕	〔編修者〕	〔編修者〕	〔編修者〕	〔編修者〕	〔編修者〕
舍人親王 太安萬侶 石川名足 上毛野公大川 淡海三船 當麻永嗣 藤原繼理 菅野眞道 秋篠安人 中科巨都雄	藤原冬嗣 藤原緒嗣 藤原貞嗣 良岑安世 清原夏野 直世 王 藤原吉野 小野岑守 坂上今繼 嶋田清田 源常 藤原良房 朝野鹿取 布瑠高庭 山田古嗣	藤原良房 藤原良相 伴 善男 春澄善繩 縣大養貞守 安野豐道 藤原基經 南淵年名 大江香人 菅原是善 善淵愛成 都 良香 嶋田良臣	源能有 藤原時平 菅原道眞 大藏善行 三統理平	源能有 藤原時平 菅原道眞 大藏善行 三統理平	源能有 藤原時平 菅原道眞 大藏善行 三統理平
〔年數〕	〔年數〕	〔年數〕	〔年數〕	〔年數〕	〔年數〕
四十年	約二十年	二十二年	十五年	八年	九年

以上の略表を一瞥しても、「六國史」が完成するまでに、如何に多くの歳月を経たかといふことが

察せられる。「日本書紀」の如きは、天武天皇^(十四代)が、その十年三月、川島皇子(天智天皇皇子)・忍壁皇子(天武天皇皇子)その他の諸王諸臣に、帝紀及び上古の諸事を記さしめた時から起算すると、四十年を経て漸く完成したのであつた。完成までの期間の最も短い「文徳實録」でさへも、八年を経てゐる。「六國史」全體を通算すると、總計約百十四年といふことになり、如何に長期を費した大事業であつたかに、何人も思ひ到るであらう。勿論、その間には、編修者の轉任・病氣その他の事情により、一時中止となつたこともあつたが、それらの空時を除外して、なほ驚嘆に値する長期の繼續事業といはなければならぬ。編修そのものが容易でなかつたことと、編修者の勞苦の甚大であつたことが、十分に想像し得られる。

第二節 「六國史」の性質と價值

〔一〕勅撰の國史 前にも述べたとほり、「六國史」は、勅撰の國史である。勅撰の國史といふことが、「六國史」の性質と價值とを、最もよく物語つてゐる。これは、聖旨を奉じて、その時代の權威者が謹修した史籍である。編修者の適任、史料の正確、撰述の嚴正等に於て、私撰の史籍の遠く及ぶところではない。私撰の歴史にも、それぞれ長所があり、史觀の徹底したもの、編述の巧妙なるもの、

筆致の雄健なるもの等、尊重に値する良書が多く、それが前代の記録を後世に傳へ、世道人心に裨益を與へた業績は、十分に認めなければならない。しかし、勅撰史は正史であり、私撰史は外史であつて、全くその性質を異にしてゐる。従つて、史籍としての價值も、同日に論すべきものではない。

天武天皇が「日本書紀」の編修を命じた時には、御親ら大極殿に出御あらせられ、二皇子・四王及び諸臣を列座せしめたまひ、嚴かに仰付けられたことが、明らかに傳はつてゐる。編修の擔任者中に、二皇子を擧げたまつたこと、かく嚴肅に御下命あらせられたことによつても、國史御尊重の深き敬慮を拜し奉ることが出来る。

國史の編修は、これより六十一年前、推古天皇^(三十三代)の二十八年(二八〇年)に、皇太子厩戸皇子(聖德太子)が、これを御計畫あらせられた。聖德太子は、蘇我馬子と議りたまひ、天皇記・國記をはじめとして、臣・連・伴造・國造百八十部並に公民等の本記の撰録に著手せられた。太子の御在世中に、その御事業が如何なる程度まで進んでゐたか、それは明らかでない。太子の薨去後、皇極天皇^(三十三代)の四年(一三〇五年)に、蘇我氏が滅びた時、天皇記は焼失し、船史惠尺が國記だけを取り出して、中大兄皇子(後の天智天皇)に上つた。天武天皇が國史の撰修を御下命あらせられたのは、蘇我氏の滅亡から二十七年を経た後のことであつた。天武天皇が前代の御遺業を御繼承あらせられた敬慮が、ここに拜察せ

られる。「日本書紀」の編修は、かくの如き尊き御軫念に發した修史事業であつた。勅命を蒙つた者が大いなる責任を感じて、編修に全力をつくしたことは、察するに難くない。この修史事業が、天皇の御代に完成せず、持統天皇・文武天皇・元明天皇の御三代を経て、元正天皇の御代に至り、更に舍人親王等に御下命あらせられ、養老四年五月に及んで漸く完成し、その間に四十年を経過したのは、古代史撰修事業の困難、關係者の身の上の異動等、種々の理由があつたにちがひない。しかし、畏き勅命を拜して、編修の任に當つた人々が、責任の重大を感じ、慎重な態度を執り、最大の努力を傾けたことも、事業の進行に多くの歳月を費した原因の一と考へられる。天皇御みづからの御發案により、かく嚴正な國史が傳はるに至つたことは、後世に及んでますます感激を深くする事實である。

「日本書紀」の完成後も、御歴代の天皇は、同じく祖宗の御遺業を御繼承あらせられて、國史の編修に大御心を注がせたまうた。さうして、次々に完成したのが、「續日本紀」・「日本後紀」・「續日本後紀」・「文德實錄」・「三代實錄」の五種であつた。これらの諸書は、時代を異にし、編修者を異にしてゐるので、同一の著者の撰録した史籍のやうに、内容や記述が悉く一定してはゐない。しかし、何れもみな國史御尊重の畏き御軫念に發し、當代の權威ある學者が全力をつくして編修したことは、「日本書紀」と變りなく、編修の方針及び態度等にも、首尾一貫したところがある。史籍としての性質と

日本書紀卷第一

神代上

古天地未剖陰陽不分渾沌如雞子溟滓而
含牙及其清陽者薄靡而爲天重濁者淹滯
而爲地精妙之合搏易重濁之凝場難故天
先成而地後定然後神聖生其中焉故曰開
闢之初洲環浮漂譬猶游魚之浮水上也于
時天地之中生一物狀如葦牙便化爲神聖

價値に於て、敢て異同のあるべきものではない。

〔二〕 國體明徴の至寶 歴史の必要は、ここに言を費すまでもないことである。歴史によつて、はじめて過去の事實、先人の業績を明らかに知ることが出来る。すべての人類は、過去から未來につづく社會生活の中に生存してゐる。ただ一人ざり、單獨に生を營み、社會と離れて存在する者はない。過去の事實を知ることが、人類が現在の生存を自覺し、未來への暗示を得る道である。歴史を必要とする根本的理由は、ここに存する。今日の人類は、みな國家に屬する國民である。國家の歴史を知らなければ、國民としての生活は出来ない。その國が辿つて來た文化發達の徑路や、治亂興亡の跡を明らかにして、はじめて現在の國民の地位を悟り、その本分を完うすることが出来る。國史を不必要とする國民は、恐らく世界中にあるまい。殊に我が國は國初から現在に至るまで、國家の精神が一貫してゐる。革命やその他の事情により、しばしば國家の精神が中斷し、その都度新しい國家がこれに代つて出現した諸外國とは、全く歴史の性質を異にする。我が國史は、肇國の精神が永遠に窮りなく展開して行くその經過に外ならぬ。故に、國史と國體とは、最も密接な關係を有してゐる。肇國の精神に基づいて、上に萬世一系の皇統を仰ぎ、下に萬民が協和して臣道を全うするこの國體の精華が、そのままに國史の光輝となる。國體を離れて國史はなく、國史と國體とが常に相終始してゐる。我が

國史の特質がここに認められる。國體の本義に徹することは、我が國民としての生存を保つ根本的の要件である。國體を知らずに、國民の本分をつくすことは出来ず、従つて、國民としての意義ある生を營むことも出来ない。國體がそのままに現はれた經過の記録が國史である。我が國民には、特に國史の知識を必要とする理由も、ここに於て明白となる。

國史を特に必要とする我が國に、「日本書紀」以下の古史が現存してゐるのは、ただ歴史の研究者のみならず、すべての國民が喜びとし、且、誇りとすべきことである。しかも、それが勅撰の史籍であるといふに至つては、感激もまた一そう大いなるものがあらう。長くも勅命によつてこの六國史の編修が成り、傳承後世に及んだために、我が國民は、國體の淵源を明らかに知り、御歴代の聖徳を拜し、祖先の功績にも接することが出来た。天照大神が皇孫瓊杵尊に下し賜はつた天壤無窮の神勅も、神武天皇が大和地方を御平定の後、橿原に奠都を仰せ出された八紘爲宇の令も、みな「日本書紀」の中に謹載せられてゐる。若しこの「日本書紀」が無かつたと假定したら、後世の國民は、どうしてこれらの勅を拜し、肇國の皇徳を仰ぎ見ることが出来たであらうか。この具體的な一の例を擧げても、「六國史」が如何に貴重な古典であるか、もはや他の言を必要としないほど明白である。

「日本書紀」以下の各書は、既に概説しておいたとおり、御歴代毎に御在位中の史實を詳細に記録し

た編年史である。廣汎な範圍に互つて、豊富な資料を蒐集し、嚴正な態度によつて撰修せられてある。これほど正確な歴史といふものはない。個人的の主觀に囚はれて、事實を歪曲したものは、全く性質を異にしてゐる。これ以上に信頼すべき正史はない。しかも、この正史によつて、我が肇國の淵源と國體の精華とが、炳として今日まで傳はつて來たのである。文獻として遺つた至上の國寶といはなければならない。

第三節 「六國史」の傳承

〔一〕「六國史」完成年代の逆算 「日本書紀」以下の「六國史」各書は、何れもみな千年以前の昔に出來た古書である。各書の完成した年を、昭和十八年から逆算すると、左のとほりになる。

〔書名〕	〔完成上の年〕	〔紀元〕	〔同昭和十八年よりの逆算〕
日本書紀	元正天皇 養老四年	(一三八〇年)	一千二百二十三年前
續日本紀	桓武天皇 延暦十六年	(一四五七年)	一千百四十六年前
日本後紀	仁明天皇 承和七年	(一五〇〇年)	一千百三年前
續日本後紀	清和天皇 貞觀十一年	(一五二九年)	一千七十四年前
文德實錄	陽成天皇 元慶三年	(一五三九年)	一千六十四年前

三代實錄 醍醐天皇 延喜元年 (一五六一年) 一千四十二年前

以上の如く、「六國史」のうちで、最も古い「日本書紀」は、昭和十八年から溯ると、一千二百二十三年前に成り、最も新しい「三代實錄」が、同じく一千四十二年前に成れるものである。かくの如き古代に、この充實した浩瀚な國史の編修が完成したといふことは、まことに驚異に値する。日本文化の發達を世界に誇る事例に數へることも出來よう。

〔二〕古書の散逸 古い書物が後世に傳はるといふことには、種々の困難な事情がある。明治年間に出た著書でさへも、昭和の御代に至つて、既に全く姿を没し、容易に求め難いものが甚だ多いことは、讀書家が常に痛感するところである。古代には書物の數も少く、保存する設備にも缺けてゐた。書物の散逸は、おのづから免れ難い運命であつた。しかも、多年の歲月を経る間には、治亂が相つぎ天災地變も起り、人の身の上に種々の異動を生じた。それらの事情は、みな書物の散逸を招く重大な原因となつた。戰亂のために、貴重な書類が兵火に罹つて焼失した例は、東西の歴史に甚だ多い。一々例を擧げるまでもなからう。火災は、書物保存の強敵である。戰亂に限らず、平時に於ても、この災禍を蒙つて如何に多くの記録が減びて行くか、身邊を顧みて、何人も悟り得るであらう。昔の都市住民は、亂世になつて生活が逼迫し生命が不安になると、安全な地方に避難した。危急に際して都落

ちをする時、必需品以外のものを携行することは出来ない。藏書の散逸は、自然の勢ひであつた。支那には、古くから印刷の術が発達し、版本が普及してゐた。従つて、書籍を求めることも比較的容易であり、存続といふ點にも頗る有利な條件にあつた。版本が廣く傳播してゐれば、甲の地方では滅びても、乙の地方に残るといふやうに、永續の可能性が多い。しかるに、我が國には、支那の如く夙くから版本が行はれてゐなかつた。すべての古書は、専ら筆寫によつて傳はり、多く卷物になつてゐて、これを卷子本と稱した。書物の筆寫には、非常に多くの時日と勞力とを要する。一冊の書物を筆寫することも容易なことではない。何十冊といふ浩瀚なる書物の筆寫は、生涯を費す大事業であつた。従つて、寫本は、その數が非常に少く、版本のやうに廣く普及しない。數種を失へば、忽ち湮滅して痕跡も留めずに地上から消え去る。寫本のまま後世に傳はるといふことは、偶然といつてよいほどの幸運である。

〔三〕「六國史」の傳承 一千年前に完成した「六國史」が、「日本後紀」の三十卷を失つただけで現在まで傳はつたのは、殆ど奇蹟に近い事實である。「六國史」の版本が世に現はれた年次は、次の通りである。

日本書紀 (神代紀のみ)	慶長四年 (二二五九年)	宸刻本
(全三十卷)	慶長十五年 (二二七〇年)	活字本
續日本紀	明暦三年 (二二一七年)	立野春節校本
日本後紀 (四十卷の中八卷)	寛政十一年 (二四五九年)	塙保巳一校本
續日本後紀	寛文八年 (二二二八年)	立野春節校本
文德實錄	寛文九年 (二二二九年)	校訂者不明
三代實錄	寛文十三年 (二二三三年)	松下見林校本

以上の如く、最も古き版本は、慶長四年に出た「日本書紀」神代紀の宸刻本である。それから十一年後の慶長十五年に至り、はじめて「日本書紀」全三十卷の活字本が出た。慶長四年(二二五九年)は、「日本書紀」の完成した養老四年(二三八〇年)から數へると、八百七十九年の後に當つてゐる。しかもこの時には、「神代紀」のみが版本となつたに過ぎない。「日本書紀」全部が活字本となつたのは、それから十一年の後である。故に、「日本書紀」の大部分は、八百九十年の間、寫本のままに傳はつたことになる。「日本後紀」は、散逸して久しく現はれず、全く湮滅して世に無きものと思はれてゐたのを、塙保巳一がその一部分を京都に於て發見し、寛政十一年に八卷を出版し、享和二年に二卷を出版した。寛政十一年(二四五九年)は、「日本後紀」の完成した承和七年(二五〇〇年)を距る九百五十九年の

後に當つてゐる。これらの例によつても、「六國史」が如何に永く寫本のままで傳はつて來たか、明らかに察し得られる。この久しい歲月の間に起つた震災や風水害等は、一々擧げて數へ難いほど多く、兵亂もしばしば勃發した。しかるに、浩瀚な「六國史」の寫本が、「日本後紀」のうち三十卷を失つただけで、悉く現在まで傳はつたのは、これを筆寫して残した者、古書尊重の心から大切に保存した者の賜物として、深く先人に感謝するとともに、貴重な古典の現存を、國家の慶事として喜ばなければならぬ。

〔四〕「六國史」の校訂とその功勞者 瑞保己一が「日本後紀」の殘闕を寛政十一年に八卷と享和二年に二卷だけ刊行したのを最後として、「六國史」は、散逸した「日本後紀」の三十卷を除くの外、悉く版本となつた。版本となつたために、購讀も便利になり、保存も安全になつた。寫本を讀むことは甚だ困難な業であつた。昔の愛書家は、良書を秘して見せなかつたから、容易にこれを借覽することが出来なかつた。類書のない寫本を濫りに貸して、紛失した時には、取返しがつかないので、書物を愛好する者が、借覽を許さないのももつともなことであつた。これは、昔も今も同じ心理である。昔の出版は、その部數も甚だ少かつたことであらうが、版本となれば、或る程度まで普及し、それを購讀することも容易になり、またそれが悉く滅びてしまふといふ憂ひもなくなる。「六國史」も版本が

出てからは、讀者や研究者が多くなり、散逸の禍ひをも免れることが出来るやうになつた。

しかし、これらの版本も、決して完全なものではなかつた。「六國史」を完全に校訂して、誤りのない版本を刊行することは、一朝一夕にして成し遂げ難い大事業であつた。すべて寫本といふものが、轉寫の間に誤字や脱字を生じ易いことは、文書を筆耕する者が、今日でも常に感ずるところである。總計百九十卷に互る「六國史」を、誤字・脱字なく筆寫するといふことが出来るものではない。「日本書紀」三十卷を筆寫するだけでも、多くの時日と少なからぬ勞苦を要することである。この浩瀚な古書が約八百年も寫本によつて傳はつたのであつた。甲から乙へ、乙から丙へと轉寫せられて行くうちには、おのづから誤字や脱字を生じて、幾種かの異本が傳はつた。しかのみならず、昔の寫本は、多く卷子本即ち卷物になつてゐたので、歲月を経る間に糊がきかなくなり、離れ離れになつたのを、つぎあはせる時に、順序を誤つたために、おのづから錯簡を生じた。これを版本として刊行した者は、勿論この誤字及び脱字や錯簡をていねいに訂正したが、何分にも大部の古書であるから、少しも間違ひのないものにするといふことは出来なかつた。古くから家に傳はる大切な藏書は、これを秘して他に見せなかつた當時のことである。どこには善良な寫本があるといふことがわかつてゐても、自由に借覽することが出来ないから、それらの書物を比較して、嚴密に校合するといふ便宜もなかつたであらう。

さうした時代に、苦心慘澹、多くの不完全な寫本を比較してこれを校合し、版本とした出版した人々の功績は、大いに認めなければならない。しかし、その版本は、決して正確なものいふことが出来なかつた。甲と乙との兩書を照らしあはせて、ちがつた點を書き記すだけでも容易なことではない。どちらが正しいといふ判断をして、これを取捨するには、學殖も深く見識も高くなければならなかつた。すぐれた學識をもつてゐる者でも、読み誤りや、書き誤りや、意外の誤謬を敢てすることもあつた。それらの理由により、版本にも多くの誤字や脱字を生じ、甚しいのは、錯簡までがそのままに残つた。そこで、またこの版本を寫本と照らしあはせたり、他の版本と比較したりして、更に校合する必要を生じ、多くの學者がこれに力を注いだ。最初に版本を出版した者の功勞はいふまでもなく、版本を更に校合した人々の勞苦も、またこれを多としなければならぬ。

「六國史」のやうな大部の古書を、一人で校合することは、殆ど不可能といつてよいほどの難事である。慶長十五年に「日本書紀」の活字本が出てから、寛政十一年に塙保巳一の「日本後紀」の校本が出るまでには、百八十九年を経てゐる。「六國史」の版本が揃ふまでに、かくの如き多くの歳月を要したことによつても、古書の校合が如何にむづかしいものであるかといふことが察せられる。既に版本となつたものを校合するのも、決して容易なことではない。故に、昔から「六國史」の校合を企て、

また解釋を試みた者は、その數も甚だ多かつたが、多くその一部分の校合または解釋に止まつてゐた。就中、「日本書紀」に關するものが最も多く、「續日本紀」以下に及んだものは極めて少い。これらの校合者及び解釋者の小傳や各書の内容については、後に「日本書紀」以下の「六國史」を別々に解説する時に述べることにしたい。

「六國史」の全部を通じて、統一した校訂を試みた者は、古來一人もなかつた。「大日本史」編修の必要上、水戸家に於て「六國史」全部を校訂し、はじめてここに統一した校訂本が出来たのであつた。しかし、それは寫本であつて、版本になつて世に出たものではなかつた。明治以後に至り、この大事業を企てた者も間々あつたが、何れもみな未完成に終つた。故に、久しく「六國史」の全部を總括した版本としては、ただ「本朝六國史」の如きものがあるのみであつた。これは、慶長の活字本「日本書紀」以下の版本を合輯したものに過ぎなかつた。明治四十年に至り、郁文舎から縮刷が出て、現在でもまた市中の古本屋に於て稀に見るところである。

「六國史」全部の校訂本がはじめて刊行せられ、何人も容易にこれを求めて閱讀することが出来るやうになつたのは、經濟雜誌社の「國史大系」が出てからである。「國史大系」は、田口卯吉(鼎軒)の企畫に基づき、黑板勝美氏が校訂の任に當り、國史の基礎といふべき古書を網羅した一大叢書である。

明治三十三年から翌年にかけて、十七冊を刊行し、更に明治三十五年及びその翌年に、「續國史大系」十五冊を刊行した。第一卷に「日本書紀」を、第二卷に「續日本紀」を、第三卷に「日本後紀」・「續日本後紀」・「文徳實錄」を、第四卷に「三代實錄」を掲載した。「六國史」の統一した校訂本がここにはじめて現はれ、貴重な古典が世に流布するに至ったのは、田口・黑板兩氏の努力によるものであった。「國史大系」の編纂は、この「六國史」の校訂刊行のみでも、永久に没することの出来ない功績が認められる。經濟雜誌社では、大正四・五年の頃、この「六國史」四卷に、附冊として「類聚國史」を添へ、總計五卷を「大系六國史」と名づけて、讀者の便宜を圖つたこともあつた。「國史大系」は、昭和四年に至り、同じく黑板勝美氏が校訂の擔當者となり、更に十數種の書目を追加して、總計六十卷とし、全部を改訂して全く面目を一新し、吉川弘文館から豫約刊行した。五年後の昭和九年に三十二冊を刊行した時に、豫約の再募集をなし、昭和十五年に紀元二千六百年の記念出版として、三度び豫約募集をし、遂に六十四卷といふ空前の大叢書となつた。昭和四年以後の新訂増補版にも、「日本書紀」以下「三代實錄」に至る「六國史」は、第一卷から第四卷までに掲載してある。

「國史大系」の六國史に次いで出たのは、朝日新聞社刊行の「六國史」である。朝日新聞社では、創立五十年記念として、「六國史」の出版を計畫し、その校訂標注を佐伯有義氏に託して、昭和三年にこ

れを刊行した。それから十餘年後の昭和十五年に至り、紀元二千六百年の記念事業として、再び佐伯氏を煩はし、増補して再版した。「増補六國史」第一卷の卷頭にある佐伯氏の言に、

予は壯年の頃より六國史の校訂を希望し、吾が師井上頼園翁と早くより之を謀つてゐたが、明治四十五年に至り、宮内省に於て六國史校合掛を設け、井上翁を主任とし予と村岡良弼氏とが校合掛となり、三年間之に従事し、井上翁村岡氏逝去の後、田邊勝哉氏と數年の間之に従事し、校合の事業が完了したならば、校訂委員を設けて校訂に著手する計畫であつたが、頓挫して其のまゝになつてゐたので、甚だ遺憾に思つてゐた。然るに朝日新聞社に於て俄に出版の事が計畫せられたので、考慮の末に決心して之を引受けたが、新聞社としては成るべく短期間に完了せんことを希望せられた。然るに校訂のみならず註釋をも加へるには少くとも五年を要すべきを、死力を盡し二年餘にて完成し、索引の編纂に五箇月を費し、二箇年半で校訂標注及索引年表等を完成したのである。

とある。昭和三年初刊當時の事情と、校訂標注者の「六國史」に對する積年の努力が、ここに窺はれる。朝日新聞社は、この大事業を企てるに當つて、まことに適任者を得たものといはれよう。

朝日新聞社の「六國史」がこの古典の普及に寄與した功績は、極めて大いなるものであつた。「國史大系」の「六國史」は「六國史」だけを求めることが出来ない。大正年間に分冊して發行したものは、容易に入手し難く、その後の豫約出版は、分賣してゐないから、「六國史」を讀まうとすれば、六十四冊の「國史大系」全部を購入しなければならぬ。「六國史」だけを求めたいと思ふ者は、朝日新聞社

の「六國史」によつて、はじめて渴望に満足を與へることが出来たのであつた。「六國史」を一般的に普及せしめた最大の貢獻者は、古今を通じてこれを第一に推さなければならぬ。しかのみならず、この朝日新聞社の「六國史」は、「國史大系」のそれのない種々の特色を有してゐる。

その特色の第一は、詳細な標注を附したことである。校訂さへも容易に出来なかつた「六國史」の解釋が、如何に困難であるかは、何人にも察し得られるであらう。昔から「六國史」の全部を解釋した者は、一人もなかつた。解釋を試みた者も殆どみな「日本書紀」のみに止まり、それ以外に及んでゐない。「日本書紀」の解釋は、割合に多く出たが、「古事記」等に比すれば遙に少く、且、一部分に簡単な説明を加へたものが大半を占め、全體の詳解に至ると、まことに寥々たるものであつた。「續日本紀」以下には、全解が全然ない。僅に宣命の解釋があるくらゐに過ぎなかつた。「國史大系」が明治三十年代に出てからも、これを解釋した良書が出ないから、一般の讀者には、全體を通讀することが出来ず、従つて文辭の意味を誤りなく解し、内容を知ることが出来なかつた。「六國史」には如何なることが書かれてあるか、その内容に通じてゐる者は、特殊の實力ある研究者だけで、多くの者は、これを難解の書として書架に列ねておくのみであつた。しかるに、朝日新聞社の「六國史」は、はじめて全體に標注を加へた。その標注は、ただ申譯に附けただけの簡略粗雑なものでなく、かなり詳細に互

り、要領を得てゐる。もちろん標注であるから、解釋といふほど行き届いてはゐないが、少くもこれは解釋に一步を進めたものと見てよからう。この標注があるために、「六國史」の内容を知らうとする者は、どれだけの便益を受けることかわからない。朝日新聞社の「六國史」が出て、はじめて「六國史」全體の内容が多少一般讀者にわかるやうになつて來たといふことが出来よう。古今の學者がかつて試みなかつた「六國史」の全體に互り、かく詳細な標注を加へる勞苦は、まことに察するに餘りあることであり、その努力に對して、何人も深く感謝しなければならぬ。

特色の第二は、昭和十五年の再版に際して、「日本後紀」の逸文三十卷を補足したことである。「六國史」のうち、「日本後紀」のみが三十卷を失つたことは、前にも述べておいた。失つた原本は、今日までに現はれず、今後に於ても發見の見込のないものである。しかし、その逸文は、まだ「日本後紀」の全文が完備してゐた頃に、これを引用した他の古書に散見してゐる。失つた各卷を補足するには、それらの古書から逸文を集成しなければならぬ。これはたれにも考へられることで、既に今までに著手した者もあつたが、朝日新聞社の逸文補足は、最も完備したものといはれよう。古書を一々嚴密に吟味して、逸文を集録し、年代順に排列することは、大いなる勞力と長き歲月とを要する事業である。しかも、これに丁寧な標注が附してある。その到れり盡くせる編修には、深き敬意を表せざるを

得ない。

その他の特色は、しばらくこれを略する。

もとより空前の難事であるから、如何なる人の如何なる努力によるも、絶対に完全といふことは望まれない。朝日新聞社の「六國史」には、なほ校訂上に魯魚の誤りもあらうし、標注に疑問とすべきものもあらう。しかし、「六國史」の全體を一人の力によつて統一的に校訂し、古來何人も企て及ばなかつた標注を加へた佐伯有義氏の努力は、萬人が感謝してやまないところである。「六國史」を一般的に普及せしめた第一の功勞者としては、佐伯氏を擧げなければならない。

増補版第一卷の巻頭に出てる佐伯氏の言には、また次のやうな一節がある。

尙ほ最後に一言して置きたいことがある。それは未熟な某が此の尊い國史を校訂するといふことは、甚だ勿體ないことであるが、是は他日立派な校訂本の世に出づることを希望する爲に、先づ之を公にしたのである。立派な校訂本とは如何なるものかといふに、予が多年希望してゐる、官命を以て任命せられた委員が出来、委員會を組織し、衆智を集めて校訂した、最も信用ある校訂本のことである。是は國家として當然に爲すべきことである。而して之は一日も早く著せらるゝのが、國家の義務であると信するので、茲に之を一言して、特に識者の注意を喚起したいと思ふのである。

最も貴重な文獻として國民の必讀を要する勅撰の國史に、國家が校訂した定本がないといふことは、

吾人も常にこれを甚だ遺憾とするところである。多年の勞苦に堪へて、その全部若しくは一部を校訂した人々の功績は、十分にこれを認めなければならない。しかし、勅撰の古典である以上、個人の校訂を以て足れるものとはいひ難く、またそれを定本とすることも出来なからう。國家が適當な方法によつて校訂しなければ、「六國史」の定本をつくることは、恐らく不可能であらうと思ふ。

第四節 「六國史」研究の必要

〔一〕 國體と國史 何故に「六國史」を研究しなければならないかといふことは、前に述べた「六國史」の性質と價值が、既にこれを暗示してゐるのであるが、再びここにその理由を明記しておかなければならない。

我が國では、國體と國史とが表裏の關係をなしてゐる。國體の精華が現はれた事實を記載したものが國史である。個々の英雄の權力爭奪や、世相の變化を傳へた昔話が、國史ではない。肇國の精神が展開して行く経過が國史であるから、國史の研究といふことは、肇國の精神を明らかにし、國體の神髓に觸れることに歸著する。國體に對する強き自覺と、深き信念を堅持しなければ、我が國民としての臣節を全うすることは出来ない。國史の研究が我が國では特に重要であるといふ根本的理由が、

ここに存してゐる。

國體と國史との密接な關係を、最もよく證明するものは、いふまでもなく「六國史」である。「六國史」には、我が肇國の精神の展開した跡が、そのままに記載せられてゐる。我が國體の儼然たる存在を事實によつて確證したものが、この「六國史」である。「六國史」が傳はらなかつたら、我が國民は今日の如く明らかに宏遠なる肇國の精神を知り、尊嚴なる國體の精華を事實によつて體得することが果して出来たであらうか。遠き昔、聖旨に基づいて、かうした國家の本質を闡明した國史が撰修せられ、多年の歲月を経た後世まで、僅にその一部が散逸したのみで、殆ど完全に傳はつたことに、深く感激しない者はあるまい。

〔三〕 國體と「六國史」 國體と國史との密接な關係を、最もよく證明するものは、「六國史」であるといつたが、その理由をなほ少しく具體的に明言しておきたいと思ふ。「日本書紀」以下「三代實錄」に至るまでの各書は、編修者も異なり、編修の年代にも隔りがあるから、その形式や内容の選擇が悉く一貫したものでなく、それぞれ特色を有してゐるが、また共通した點も少くない。

その一は、御歴代の天皇を中心に、史實を年代順に排列した編年史になつてゐることである。従つて、御一代毎に尊き御身分、御即位の御事情、崩御または御讓位の御事實、御陵の所在地等が、明細

に謹述せられてゐる。皇統の連綿、皇位の尊嚴を、これはど明らかに拜する記録はあるまい。この一點のみによつても、「六國史」が國體と密接な關係を有してゐることがわかるであらう。また御一代に起つた重要な史實が年代順に記載してあるから、皇統を中心に變遷推移した國勢の經過が、最もよく回顧し得られる。我が國は、肇國の當初から、天皇が統治したまふ皇國である。國史の神髓が萬世一系の皇統に存することは、もとより言を俟たない。皇統を中心に史實を吟味しなければ、國史の生命に觸れることが出来ないこともまた明らかである。この點に於ても、「六國史」は、皇國の正史として尊重しなければならない。中世以降、武家が政權をほしいままにするやうになつてから、國史の觀念が混亂し、武家の權力爭奪を記録したものを國史と誤認するやうになり、今日でも國史と稱する多くの書を見ると、國內騷擾の事實を仰々しく記載してゐるのみならず、鎌倉時代・室町時代・安土桃山時代・江戸時代といふが如き名稱を用ふることが一般の通念となつてゐる。甚しいのは、足利時代・徳川時代といふやうな名稱まで用ゐられてゐた。皇居の所在に基づいて、大和時代・奈良時代・平安時代といひ、その後鎌倉時代といふが如き名稱を用ふることの不合理は、何人も直ちに感ずるところであらう。政友會の全盛期を政友會時代といひ、民政黨の全盛期を民政黨時代といふやうな意味で、鎌倉時代・室町時代といふことも差支へないか知れないが、それは俗稱に止まり、皇國の正統な歴史

に用ふべき名稱であるまい。「神皇正統記」はいふまでもなく、「大日本史」の皇紀本紀の如きも、皇統中心の國史である。「六國史」と修史の様式を同じくし、それよりも後世に至るまでの御歴代に及んでゐる。必ずしも編年史體に倣ふ必要はないが、ただ皇統を中心に史實を吟味して、その底に流れる生命に觸れなければ、如何なる史觀に立脚して、如何に巧妙に表現しようとも、皇國の正統史にならないと、明らかに斷言することが出来る。「六國史」が國史の本義に徹してゐることが、ここに認められる。

その二は、多くの詔勅が謹載せられてゐることを「六國史」共通の特色として挙げなければならぬ。「日本書紀」以下の各書には、何れも極めて多數の詔勅が謹載してある。その總數は、神勅を別にしても、二千數百詔に及んでゐる。正確にその數を挙げ奉ることは出来ない。詔勅と拜すべきか、勅して命じたまうた御事蹟か、判明しないものがあるからである。かくの如き多數の詔勅を掲げ奉つた國史は、恐らく世界にあるまいと思ふ。我が國が天皇の御國であるといふ事實を、これこそ最も明らかに語れる證據である。詔勅のうちには、神武天皇の御東征の詔や、大化の政新の詔の如き、國家の重大事に際して渙發せられたものもあり、外國の國王に賜はつたものもあり、五穀の豐熟を神明に御祈願あらせられたものもあり、天災地變の直後に窮民の賑恤を仰せ出されたものもあり、功臣の逝去

を弔ひたまうたものもあり、その内容も頗る廣汎に互つてゐる。「六國史」のやうに多數の詔勅を謹載した古典は、我が國にも外に類例がない。他の古書に出づる詔勅は、多く「六國史」から轉載したものである。「六國史」には、御歴代の御事蹟のうちに、これらの詔勅が謹載してあるから、他の詔勅集と異なり、これを下し賜はつた當時の御軫念を具に拜することが出来る。若し「六國史」といふものがなかつたら、かくの如き多くの詔勅が、悉く今日まで傳はつたかどうか、甚だ疑問である。「六國史」以後、勅撰の國史のない御歴代の詔勅が、その數の甚だ少いことから推しても、「六國史」がなかつたら、後世の國民は、古代の詔勅をかくの如く多く、かくの如く正確に拜することが出来ず、従つて、かくの如く御歴代の聖徳を明らかに仰ぐことをも得なかつたであらう。「六國史」によつて、神代から第五十二代光孝天皇に至るまでの詔勅を、殆ど遺漏なく誤りなく拜することが出来るのは、皇國の慶事といはなければならない。「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」と教育に關する勅語に仰せ出されてある肇國の宏遠と聖徳の深厚とを、史實によつて確證してゐるものは、「六國史」より外にない。天照大神が瓊瓊杵尊に賜はつた「天壤無窮の神勅」は、「日本書紀」に出でゐる。「日本書紀」と「古語拾遺」以外に、この神勅を謹載した古書はない。「日本書紀」が勅撰せられず、この神勅が傳はらなかつたら、どうして肇國の精神を今日のやうに明らかに拜することが出来よ

うか。神武天皇の「橿原奠都の令」も、同じく「日本書紀」に出てゐる。この尊きみことのりも「日本書紀」以外の文獻には出てゐない。「日本書紀」によつて、このみことのりが傳はらなかつたら、果して今日のやうに八紘爲宇の皇道が民心に徹底したであらうか。御歴代の天皇が民を赤子としていつくしみたまうた深き愛民の大御心は、「六國史」の詔勅のうちに、最も多く拜せられる。今もなほ語り傳へて聖恩の忝さに感激せざる者なき仁徳天皇の御仁慈も、「日本書紀」にその御事蹟と詔勅とが、明らかに謹載せられてゐる。御歴代のうちには、御身の御不自由を忍ばせたまうて、國用を節約し民苦を軽減せんとおぼしめしから、服御常膳の減省を仰せ出された天皇が少くなかつた。その詔勅も「六國史」によつてしばしば拜するところである。窮民賑恤の詔勅は、「六國史」中に最も多く謹載せられ、御一代の間に十數詔を拜するが如き例もある。この優渥な詔勅を「六國史」が傳へなかつたら、後世の國民は、これほど明らかに御歴代の聖徳を仰ぐことも出来なかつたであらうと思はれるものが甚だ多い。「六國史」が國體と密接な關係を有する國家の至寶であるといふことは、これによつてもまた斷言し得るであらう。

その三は、神社祭祀に關する記録の多いことを、「六國史」に共通した特色の一に數へなければならぬ。紀元四年二月、神武天皇が鳥見の山中に靈時を設けて皇祖天神を祭りたまうた「日本書紀」の

記録をはじめとして、御歴代の天皇が、祭祀を御尊重あらせられた御事蹟は、「六國史」の隨所に掲げられてある。畏くも親しく神社に行幸あらせられたこともあり、勅を下し賜はつて神祇の祭祀についての注意を促したまうたこともあり、例祭に勅使を御差遣あそばされた例の如きは、一々擧げるに遑のないほど多い。政治上の變革、騷亂の勃發等、國家の大事は、先づ神祇に奉告したまひ、地震・洪水・暴風等の天災地變や疫病流行に際しても、必ず神祇に災害を御祈禱あらせられた。旱天には降雨、霖雨には止雨を祈らせたまひ、またしばしば五穀の豐熟を御祈願あらせられた。荒廢した神社には、勅して修造を命じたまひ、社殿の清掃、祭祀の執行について、國司その他の怠慢を御戒飭あらせられた例も少くない。かくの如く大小の國事を悉く神祇に奉告して祈請したまうたので、伊勢の神宮をはじめ、全國の著名なる神社に、勅使を御差遣、奉幣あらせられたことは、無數の多きに上つてゐる。「六國史」には、それらの史實を一々掲げ、神前に奏せしめたまうた宣命の謹載してあるものもある。御歴代の天皇が如何に神祇の祭祀に大御心を注がせられて、敬神崇祖の範を垂れさせたまうたかといふ事實を、最もよく傳へたものは「六國史」である。故に、「六國史」は、これを祭政一致の國體の教書といふことも出来よう。

その四は、對外關係に大いなる關心をもつた編修を、「六國史」共通の特色の一に數へたいと思ふ。

萬邦比隣の現代と異なり、古代には未だ全世界の交通が開けてゐなかつた。しかし、如何に交通未開の時代に於ても、世界の國々は、全く孤立して存在したものではない。我が國は、アジャの大陸を離れた島國であるが、太古から既に海上を通じて、外國との交通が行はれてゐた。「古事記」や「日本書紀」の神話に、それがよく暗示せられてゐる。昔の外國といふのは、主として今の朝鮮や支那のことである。朝鮮と我が國とは、距離が甚だ近く、よく晴れた日に對馬の海岸から望めば、朝鮮の陸地が見えるといはれてゐるから、如何に交通の開けない時代でも、彼我の間に往復が行はれたであらう。素戔鳴尊の朝鮮渡航なども、想像の出來ないことはない。神話の時代は、しばらくこれを措き、崇神天皇の六十五年に、任那國が蘇那曷叱知を遣はして朝貢したといふことが、「日本書紀」に出てゐる。任那は朝鮮の一地方の名稱である。この史實を兩國交通の發端としても、我が國が遠き昔から國際場裡に存在してゐたといふことに疑ひはない。一國を孤立的に見ず、對外關係を明らかにすることは、歴史の編修上極めて重要である。後に東亞の盟主として大いなる使命の達成に邁進するに至つた皇國の國史は、古代から外國と如何なる關係を有してゐたか、對外關係が如何に變遷して來たかといふことを闡明したものでなければならぬ。興亞の大業は、歴史的に我が國の雙肩にかかつて來た使命である。後世に至つて偶然にかうした大使命が生じたものではない。歴史的の使命は、歴史

を溯つて由來を究め、はじめて重大な意義を知ることが出来るのである。古代からの對外關係を除外した歴史は、皇國の國史として成立たない。「六國史」には、對外關係の記録が甚だ多い。「日本書紀」以下、何れの書にも、朝鮮や支那との交通事情が、明細に記述してある。外國の使臣の來朝、朝貢の情況、使臣に對する待遇、我が國使の海外渡航と歸朝等はいふまでもなく、歸化人の事、漂流者の事、その他細大漏らすところなく述べつくされてゐる。古來、我が國がこれらの國々と如何なる關係を保ち、如何なる態度を以て國交を持続して來たか、外國人を如何に待遇し、外國の文化を如何に採擇したか、これらの問題を事實によつて解決したのが「六國史」である。「六國史」のうちには、使臣に託して外國の國王に賜はつた勅書が謹載してあるが、それを拜誦すると、まことに嚴肅な感にうたれる。條理整然とした中に、溫情の溢れた名文が多く、外國の非禮に對しては、毫も假借するところなくこれを詰責したまひ、毅然として犯し難き秋霜烈日の威嚴が示されてゐる。この尊き勅書が「六國史」によつて傳へられたために、古來、我が國が如何に國交の親善をつとめ、且禮儀を重んじ、國威を發揮して來たかといふことを、恰も目のあたりに見るやうに察することが出来る。また多年の間に、朝鮮半島の國々即ち新羅や百濟から、我が國に歸化した者は、その數が少くなかつた。本國の爭亂を避けて、多數の者が集團的に歸化した例もしばしばあつた。我が朝廷では、それらの歸化人に厚き

恩恵を施したまひ、彼等に安住の地を與へられたのみならず、特殊の才能を有する者があれば、これを朝官に御採用あらせられた。八紘あつちを宇いたと爲し、すべての人類に處を得せしめるといふ皇道をここにも拜察することが出来る。されば多くの歸化人も、皇化に浴して次第に我が民俗に同化し、年代の経過とともに、その精神までも一變して、在來の國民と殆ど區別し難い良民となり、その子孫からは坂上田村麻呂のやうな忠臣が出た。歸化人を異民族として差別的に待遇し、これを侮蔑し虐待した例が我が國には全然ない。その史實を明證してゐるものは、これまた「六國史」である。「六國史」を精讀すれば、古代の我が國と朝鮮との親善な國交の経過が明らかになり、日本人と朝鮮人とが同胞の關係を有することも、おのづから察せられる。任那には夙に日本府が置かれてゐたので、古から朝鮮半島に渡り、その地に定住した日本人は、甚だ多かつたことであらう。今日の朝鮮人のうちに、それらの日本人の子孫が少くないことは明らかである。また今日の日本人のうちに、歸化した朝鮮人の子孫があることにも疑ひない。今なほ我が國には昔歸化人の集團が居住したといふことが、地名によつて判明してゐるところもある。しかし、ただ地名が残つてゐるだけに止まり、自ら歸化人の後裔であること意識してゐる者は一人もない。厚き皇恩に浴して、多年の歳月を経る間に、魂までが日本人と化した結果である。明治四十三年の韓國併合は、かくあらねばならぬ歴史的必然の結論であつた。諸外國

の歴史にあるやうな他民族を征服して、その領土を奪取した併合とは、全く性質を異にし、恰も多年別れてゐた同胞が一體となつたに等しく、さうして、ここに大東亞の再建といふ大いなる使命の達成に、協力するに至つたものと考へられよう。故に、日本人は、最初から決して朝鮮人を異民族として差別的に待遇せず、朝鮮人も日韓一體となつて大いなる使命を達成する一翼として起つことに、深き意義を感じなければならぬはずであつた。以來數十年、朝鮮半島の住民には、皇民の自覺が次第に強くなつて來たやうである。やがて古代の歸化人と等しい同化の結果を生ずるものと推考し得られる。民族の軋轢が數百年に互つて絶えない諸外國の歴史をかへりみて、八紘爲宇の皇道の光被による民族同化の歴史が、美しく感ぜられる。この國史の光輝を最もよく傳へたものは、「六國史」である。「六國史」がなかつたら、古代の日韓關係や、歸化人の同化等が、これほど明らかにはわからなかつたであらう。朝鮮半島のみならず、支那大陸との交通に關しても、「六國史」は、詳細に記述してゐる。それらのことは、しばらく略することにする。世界の新秩序建設といふ遠大な使命を負うた皇國の歴史に、古代からの對外關係を大觀することの必要は、既に述べたとほりであるが、具體的に以上の例を擧げて、再びこれを強調し、「六國史」が我が國體と關係深き古典たる所以を斷言する。

その五には、蝦夷に關する史料が多く收載してあることを、「六國史」に通ずる特色と認める。大和

の地方が政治の中心となつてゐた古代には、五畿七道といふやうな區劃の名稱があり、畿内以外の七道の國々を外國（外）ともいつたことによつて察せられるとほり、未だ全國に中央政府の施政が徹してゐなかつた。都を遠く離れた邊境の地方には、皇化に潤はぬ所謂化外の民が跋扈して、朝命に服せず、暴威をほしいままにしてゐた。その化外の民のうちでも、特に勢力のあつたものは、筑紫の熊襲と真國の蝦夷であつた。熊襲は夙く歷史上から姿を消したが、蝦夷は數百年の長期に亘り、朝政の徹底を妨げた。蝦夷がはじめて國史上に現はれたのは、景行天皇（第廿）の二十七年である。この年北陸及び東方諸國を視察して歸京した武内宿禰が、蝦夷の民俗について奉告した。四十年、蝦夷が騷動を起し、勅命を奉じて日本武尊が御征討に向はせたまうたことは、遍く世に語り傳へられてゐるとほりである。蝦夷の地域は、甚だ廣汎に亘り、居住する亂民の數が多かつたので、これを鎮定することも容易でなかつたものと思はれる。一度び征服しても、時を經ればまた叛亂し、一地方を平定すれば、他の地方に騷擾が起るといふやうに、叛服常なきものであつた。日本武尊の御東征以後、蝦夷の叛亂は、幾十回の多きに及んだか知れない。奈良時代の末期から平安時代の初期にかけては、特に蝦夷の勢ひが猖獗を極めた。桓武天皇（第廿五）の御代に坂上田村麻呂が勅命を奉じて征夷大將軍となり、東征の偉功を奏し、漸くその勢力を一掃することが出來た。しかし、蝦夷の勢力は、なほ全く消滅せず、餘燼が再燃

するやうに、その後に於ても、しばしば騷擾を起した。實にこの蝦夷ほど久しく我が國內の統一を妨げた癩はなかつた。かくの如き不逞の亂民に對しても、我が朝廷では、ただ武力のみによつて討伐し、その民族を殲滅し、災禍を根絶するといふ御方針を執りたまはず、反抗すれば伐ち、歸順すれば許すといふ態度を以て臨ませられた。神武天皇の御東征と同じ八紘爲宇の御精神が、そこによく拜せられる。従つて、亂民の征伐と並行して、絶えず歸順者の宣撫といふことが行はれた。改悛した酋長を、或は都に招請して慰撫したまひ、或は位階を授けて御賞賜あらせられた。占領地の夷民を他の國々に移住せしめて、その地の良民との同化を圖りたまうたこともあつた。しかるに、それらの夷民等は、容易に粗野の性質を改めることが出來ず、却つて良風美俗を害するといふ結果を生じ、良民の愁訴があつた例もある。夷民の取扱が當を得なかつたために、國司を戒飭したまうたこともあつた。地震・暴風雨等の災害に際して、夷民も他の良民と同じやうに賑恤せよとの勅を賜はつたことも、一再に止まらない。かくの如く、化外の民をも、常に赤子として愛撫したまひ、これを良民に化することに深く御軫念あらせられた跡が歴然としてゐる。この優渥な聖恩には、如何に粗野な夷民も感動しないわけがない。日光が地上の萬物を遍く照らすやうに、皇化は次第に邊土にまで浸透して、遂に蝦夷といふものが國史上から消え失せた。蝦夷の種族が滅びたのではない。みな善良にして忠勇な皇民に再生

したのである。今日でも蝦夷人の子孫は、到るところに生存してゐる。しかし、我が祖先は蝦夷人であるを意識してゐる者は、一人もない。これが八紘爲宇の皇道の崇高な精神を示す實例でなくて何であらう。この多年に亙る蝦夷の討伐宣撫の史實を、最も詳細に傳へてゐるのは、「六國史」である。叛服常なきこと數百年に及んだ蝦夷が、遂に同化して皇民に歸一した史實は、東亞の再建といふ使命を達成する段階に入り、多くの異民族に接觸するに至つた我が國の前途に、何を暗示してゐるであらうか、また、東亞の民族を指導する我が國民に、何を教訓してゐるであらうか。「六國史」が我が國體に關係深き重要な歴史であることは、この一事によつても否定し難い。

「六國史」に共通した特色は、また外にもあるが、國體の上から看過し難い以上の特色だけを摘出しておくのみに止める。

「六國史」は、勅撰の國史であり、最もよく我が國體を明徴した國家の至寶である。國史の研究によつて、國體の神髓に徹することを最も必要とする我が國に於て、「六國史」の研究が如何に必要であるかは、既に再三論及したところであつたが、以上のやうな各書に共通した内容上の特色を擧げて見ると、また具體的に前言がここに立證せられる。

「三」「六國史」の研究 すべてはの古典は、校訂といふことと、解釋といふことが、研究の出發點で

ある。原文の辭句を正確に知り、これを誤りなく解釋しなければ、如何なる研究の方法も施す術がないから、校訂や注釋を輕視することは出来ない。しかし、校訂や注釋は、研究の出發點であり、研究の全部でもなければ、最も重要な研究の眼目でもない。最も重要な研究は、方法論を基礎とした内容の検討である。「六國史」の研究も、すべての古典の研究と同じく、校訂や注釋から出發しなければならぬ。殊にこれはまた校訂が完了せず、注釋も漸く「日本書紀」だけが緒に就いたばかりである。今後に於ても校訂及び注釋の努力を大いに必要とすることはいふまでもない。しかしながら、方法論に基づく内容の研究を進めなければ、この貴重な古典も、國體の本義を闡明し、國民の精神を昂揚する至寶の効果を發揮し得ないであらう。この點から考へても、國家の力によつて校訂した定本と、原文を假名交り文に書き換へた完全な譯本との出現を期待して止まない。

完全な定本がないといつても、今日では先覺者の大いなる努力により、一通りの校訂が了り、大體に於て信頼し得る活字本が出てゐて、容易にこれを求めることが出来る。徹に入り細に入る校訂や注釋は、篤學者の努力に俟つこととし、内容に研究の歩を進める必要があらう。すべての人々が一字一句の詮索に心力を勞費してゐたら、「六國史」は、永久にその本質的價値を發揮せず、ただの古典として存在するに過ぎないであらう。「論語」の如き、「孝經」の如き、古くから多くの注釋書が出てゐる

支那の古典でも、なほ辭句の検討が終了したとはいへない。しかし、その内容は、一般に普及して、日常の實踐道徳にまで影響を及ぼしてゐる。校訂や注釋が完了しなければ、その他の研究に進むことが出来ないといふわけはあるまい。「六國史」が國民に最も必要な國史でありながら、如何なる内容のものかを知らず、甚しきに至つては、「六國史」の書名も知らない者があるのを、遺憾に思ふのが無益なことであらうか。

古典の内容を研究するには、方法と態度を決定してからかからなければならぬ。すべての古典は、その編修の年代が、現代と時間的に大いなる距離を有してゐる。現代の意識を以て編修したものである。現代から觀れば、甚しく不合理に思はれることも、猥雑な感じのすることも、往々そのうちに混淆してゐる。如何に貴重な古典でも、悉く現代に都合のよいことばかりは書いてないから、全篇を口語に譯して、今日の一般社會に讀物として提供してよいといふ性質のものでない。古典の尊いのは、その内容を通じて一貫した精神である。現代の意識とかけ離れた枝葉の文字を、物珍しく取り上げて詳論し、またはこれを布衍して人々の好奇心をそそるやうな解釋を試みるだけで、一貫した精神に觸れなければ、古典の研究は、有害無益である。古典の研究には、さうした不見識な態度を排斥しなければならぬ。

「六國史」は、勅命を奉じて一世の權威者が多年の歲月を費して編修した嚴肅な史籍であるが、その編修の年代が現代を溯ること遠き古代にあることを、先づ考へなければならぬ。「六國史」は、現代と時勢を異にする古代に、現代人と時代意識を異にする古代人が編修したものである。枝葉に屬する事實や文辭までが、悉く現代の時勢に適合し、現代人の史觀に是認し得られる性質のものではない。

「六國史」を通讀して感ずるは、清濁併せ呑むやうな態度を以て、廣汎な範圍に互る事實が採擇してあることである。今日官撰の國史が編修せられると假定したら、恐らくは省略せられるであらうと思はれることまで、「六國史」には記載してある。「六國史」のうちでも、「日本書紀」は、他の五國史と異なり、奈良時代の編修當時を溯ること遠き神代から起筆したものである。悠久の年代を通じて語り傳へられた神話が、文字の傳來以後、記録となつて遺つた資料により編修したものであらう。さうした太古の傳承に、奇異の挿話が加はるのは、寧ろ當然のことと思はれる。「日本書紀」には、この傳承を忠實に集録した跡が歴然としてゐる。「一書曰」として多くの異説が挿入してあることによつても、その編修の態度がよく察せられる。これに整理を加へて、内容を省略しまたは變更したものよりも、傳承をそのままに採録したところに、神話の眞實性が認められるので、この編修の態度には、大いに贊意を表せざるを得ない。しかし、神話を解釋する者は、神話の性質を理會して、内容を考察す

ることが必要である。すべての口碑傳説は、歲月の経過とともに、その内容に種々の想像が加はり、理想化されて、具體的な話がだんだん象徴的になつて行く傾向がある。神話は悠久な太古からの傳承である。現代の實話とはその性質を異にし、著しく神祕的色彩を帯んでゐる。これを日常の經驗から見れば、奇怪な挿話も含まれてゐるし、荒唐無稽と考へられる分子もあらう。しかし、事實が如何に變貌しても、神話は原據のある傳承である。決して架空な假作物語ではない。現實はなれのした話材の中にも必ず暗示を含み、またこれを傳承した民族の理想や信念が流れてゐる。「日本書紀」の神代の卷を讀むにも、この神話の性質をよく會得してゐなければならぬ。全篇を悉く口語に改めて、現代の實話のやうな讀物にすることは、甚だ無意義であるのみならず、神話の性質を知らぬ一般の人々をして、日本神話に對する疑惑を生ぜしめる虞れもある。神話の性質をよく會得して、悠久な古代に發祥した傳承の中に、一貫して輝いてゐるものを見分けることが、神代の卷を讀む者に、最も必要な注意であらう。日本の神話は、日本人の遠い祖先の間についた事實の傳承である。決して他國から傳承した話ではなく、また個人が想像してつくり出した話でもない。故に、日本の神話には、必ず日本の肇國の事實と精神とが傳はり、また祖先の生活や信念や道德觀念が現はれてゐる。また文字による記録のなかつた太古の傳承の中から、これらの事項を探求するのが、神話研究の主眼である。枝葉に屬す

る挿話や辭句を、獵奇的に詮索することは、神話の價值を没却するのみで、何の効果も利益もない。ただ神話のみに限らず、古典に現はれた歴史上の事實は、すべてみなこれと同じやうな立場から検討する必要がある。「六國史」を研究するには、古典史籍の性質をよく理會し、末梢的な事實を興味本位に詮索するやうな態度を排し、廣汎な内容を一貫してゐる大いなる流れを探求し、そこに我が國體の精華が史實に展開した経過を明らかにしなければならぬ。

第二章 日本書紀

第一節 「日本書紀」の書名

〔一〕 最初の書名は「日本紀」「日本書紀」は、また別に「日本紀」ともいつてゐる。昔から普通に「日本書紀」といふ書名が用ゐられて来たが、「書」の一字を省いて「日本紀」としたのも多く、また「日本紀」と書いた古書もある。この書名については、最初に「日本紀」といつてゐたのを、後に至つて「日本書紀」といふやうになつたであらうといふ者が多い。種々の理由から、これは正しい解釋かと考へられる。その第一の理由は、この書が完成して、養老四年五月に奏上した時のことが、「續日本紀」卷第八に、

養老四年五月癸酉、先是品舍人親王奉勅修日本紀、至是功成奏上、紀三十卷、系圖一卷。

とあつて、明らかに「日本紀」としてゐる。これは、完成當時の奏上であるから、書名に誤りのあらうわけではない。

第二の理由は、「續日本紀」の養老四年五月の條のみならず、外にも「六國史」のうち、「日本紀」の文字が出てゐるといふことである。「日本後紀」卷第五に謹載する延暦十六年二月十三日の詔の中に、

菅野真道朝臣等三人、前日本紀^{異稱}以來、未^レ修繼^在久年乃御世御世乃行事^平勅搜修^臣

とあり、同じく卷第二十二の弘仁三年六月二日の條にも、

是日始令參議從四位下紀朝臣廣濱、陰陽頭正五位下阿倍朝臣眞勝等十餘人讀日本紀、散位從五位下多朝臣人長執講。

とあり、何れも「日本紀」の文字が用ゐてゐる。これらの文獻は、當時、「日本紀」の書名が通用してゐた例證ともならう。

第三の理由は、「六國史」以外の古書にも、「日本紀」とあるものが少くないといふことである。その例としては、「本朝月令」六月月次祭の條に引いてある高橋氏文に載せた延暦十一年三月十九日の太政官符の中に、

謹案日本紀云々

とあり、弘仁六年七月に成れる「新撰姓氏錄」の中に

とあること等を擧げることが出来る。

第四の理由は、この書の次に撰修せられた國史が、「續日本紀」といふ書名になつてゐるといふことである。若し最初から「日本書紀」といふ書名であつたら、次に撰修せられるものは、「續日本書紀」と名づけられたであらうが、「續日本書紀」といはず、「續日本紀」とあるによつて、最初のものは「日本紀」であつたにちがひないと推定した常識論に外ならない。

以上のやうな論據から、最初の書名が「日本紀」であつたといふことは、殆ど定説となつてゐる。しかるに、「萬葉集」その他の古書に引用した文中には、往々「日本記云」とあり、「記」の文字が用ゐてある。これが誤字でないとするれば、「日本記」と書いた時であつたことが推知せられる。この「日本記」と「日本紀」とを別書のやうに考へた者もある。國史勅撰の事業は、天武天皇の御代にはじまり、持統天皇・文武天皇・元明天皇の御三代を経て、元正天皇の養老四年に至り、「日本紀」が完成したのであつたが、これより以前和銅七年にも、既に撰修した「日本紀」を奏上したことがあつたものとし、この和銅奏上の「日本紀」に「日本記」の文字を用ゐたであらうといふのである。元明天皇(三十四)の和銅七年二月、紀清人や三宅藤麻呂等に、國史撰修の勅命を賜はつたことは、「續日本紀」に

も明記してゐるが、その年にこの國史の撰修が成り、これを奏上したといふことは、記載してない。

しかし、「扶桑略記」に、「和銅七月上奏日本紀」といふことがあり、「釋日本紀」には、「假名日本紀」といふ名を擧げて、養老四年の「日本紀」と區別してゐる。中世の文書中に「日本紀」の引用として掲げてあるものには、養老四年の「日本紀」に記載してないことが往々ある。例へば、「倭姫命世紀」に、

日本紀曰、神産巢日神御子少名毘古那神、與大國主神、相並作堅此國之。後者其少名毘古那神者、度于常世國也。

とあり、「神宮雜例集」に引ける神宮記に、

件、鏡者於高天原、豆、鏡作、神乃遠祖、天香山、命乃、八百萬、皇神達共爾、以銅豆鑄造之神鏡也。或云天香山、命鑄作之。一面坐伊勢國、一面坐紀伊國、須、一面坐内侍所、是件鏡也。具見于日本紀。

とあるが、いづれもかうした内容の事柄は、「日本紀」のうちに出てゐない。これに類する例は、外にも少くないので、養老の「日本紀」と異なる「假名日本紀」といふ別書の存在したことを、古來、多くの人々が認めてゐる。大石千曳の如きは、「水鏡」の注に、

此日本紀は今世に傳はる舍人親王の撰給へる日本紀にはあらず。彼紀に、此天皇の皇代に入り給はぬを以て知へし。然れば此に日本紀と云るは、和銅上奏の日本紀なるへし。

と明言してゐる。

そこで、「日本紀」とあるは、この「假名日本紀」のことであらうと考へた者があつた。平田篤胤は「古史微開題記」卷一に、

日本書紀と云名は、舍人親王の號給へる題號なるべきを、御紀に書字を省きて云るは、前に上奏れる日本紀に言倣たる故にや有けむ、次々の御紀にも、此紀の事の見えたるに、多くは書字を省きて記されたり。

といつてゐるのみならず、和銅七年の所謂「假名日本紀」の「紀」の文字を、悉く「記」に改めて用ゐた。しかし、これには反對者が多く、飯田武郷の「日本書紀通釋」にも否定してある。「扶桑略記」にも、一本に「日本紀」とあるのみで、印本には「日本紀」としてある。その他祕閣本の「帝王系圖」にも「和銅二年日本紀^{三年}」とあり、「水鏡」の古寫本等にもみな「日本紀」とあり、「記」の文字を書いたものはない。「假名日本紀」が存在してゐたとしても、「日本紀」がそれであるといふことは即斷し難い。

また最初には「古事記」に對して「日本紀」と名づけられたが、後に至り、その字義を考へて、「記」よりも「紀」の方が當つてゐるといふので、養老四年に上奏の時、「日本紀」の書名が用ゐられたであらうといふ説もある。

「日本紀」と「日本記」との區別に關する説は、何れも單なる推定に過ぎないから、なほ考究を要する問題である。今日まで殘存してゐる古い寫本は、いづれもみな平安時代以後のものであるから、奏上した當時、如何なる書名になつてゐたかといふことを、立證するものがない。「日本記」であつたか、「日本紀」であつたか、または「日本書紀」であつたか、正確に斷定を下すことが出来ないのである。しかし、最初の書名を「日本紀」または「日本記」といつたことは、否定し難いものと思はれる。

〔三〕「日本書紀」といふ書名の起り 最初の書名を「日本紀」といつてゐたものに、いつ頃から「日本書紀」といふ別の書名を生じたか。それには如何なる理由があつたか。これらの問題にも明らかな解答が與へられてゐないが、「日本書紀」といふ書名の起つたのは、嵯峨天皇^{三十三}の弘仁の頃からであらうといふ者が多い。伴信友の「比古婆衣」卷一に曰ふ。

日本書紀もとは日本紀と題されたるを、おほよそ弘仁の年中より、文人たちの書字を加へて、日本書紀とも稱へるより起りて、遂に題名となりしと見えたり。

信友はかく明瞭に「日本書紀」の書名が弘仁年中から起つたことを斷定し、その理由を文人たちが「書」の字を加へて潤色したものとし、次に左の如く書名の起りを詳しく考證してゐる。

然るは續日本紀に、養老四年云々、舍人親王奉勅修日本紀とあるを始め、六國史は更なり、古書どもには悉

く書字なきを、釋日本紀に引たるこの紀の弘仁私記序に始めて日本書紀と見えたり。また此紀の竟宴歌の本に、延喜六年天慶六年の度、ともに日本紀竟宴各分史得云々一井序と書き出して、其の序文にはともに日本書紀と書けり。これら決く文人の潤色作爲なるを、始に日本紀竟宴と書出たるは、舊名に依れるなるべし。又朝野群載に載たる承和三年に記せる廣隆寺縁起、釋日本紀に引たる延喜講記にも日本書紀と見えたり。さて上に擧たる弘仁より前の書どもには、續日本紀なるはさらにて、本朝月令に引たる高橋氏文に載たる、延喜十一年三月十八日の太政官符に日本紀と見え、日本後紀に延暦十六年二月の下、また弘仁三年六月の下にも日本紀とあり、此後の古き書どもにも、日本紀と書るは甚多く、日本書紀と書るはをさく有ことなきをもて、日本紀といへるが原よりの名なる事を知るべくぞおぼゆる。然るに此紀延喜四年本、また其後の古寫本、今世にある慶長四年の國賢の跋ある印本など、おのれが見聞たる限の本ども、皆書字あるは、上にはゆる弘仁の頃より始めて、後に題名とも爲たるものなり。

この信友の説は、多くの人々が是認してゐる。平田篤胤もこれに贊意を表して、次のやうにいつた。

姓氏錄に日本紀といふ號多く見えたる、一所も日本書紀と言ふことなし。然れば前條に記せる信友か考はますく正しくおぼえたり。然るはかの録は公の録なる故に、私に書字を加ふる事はなきなり。

「弘仁私記序」に「日本書紀」とあるといふことが、弘仁の頃からこの書名が生じたものとする唯一の根據になつてゐる。「日本書紀」の書名が、果して弘仁の頃から生じたか、それ以前にも存してゐ

たか、甚だ疑はしいのであるが、信友の説を否定する反證もないから、今なほ多くの者がこれに従つてゐる。しかし、「日本紀」に「書」の一字を加へた理由を、弘仁の頃の文人たちの潤色とした信友の解釋には、異論が少くない。飯田武郷の「日本書紀通釋」に、

此の弘仁年中より、文人等か書字を文飾に加へたりとの説は徴なければ更に信し難し。

と信友の解釋を排して、次のやうな説が述べてある。

據てつらく考ふるに、其原よりの名は右に云れたる如く、何れもたしかなる徴ありて、日本紀と云る事更に疑なきを、後に稱呼の爲に書字を加へたりしものなるへし。さるはいつの頃にかと云に、なほかの上に云る、和銅上奏の日本紀に相并ふ時、其まきれのあらむ事を思ひて、當時さる稱を呼しものとそおぼゆる。其は和銅上奏の日本紀も、もとはたゞ日本紀なれと、後の日本紀と唱を別たん爲に、假名日本紀と呼び、此日本紀は、ひたふるの漢文なれば、彼漢書紀などの事をおもひて、書字を加へて呼わたりしものとおぼゆる。されと其原はいつれも勅撰の書にて、私に題號の文字など改むべきにあらねば、これはたゞの一時官府などにて、此二書を取扱ふ時の假の題號なるへし。さるからにいつしか呼なれて、假名日本紀も日本書紀も、もとよりの名の如く成る物なるへくもおもはれたり。しか見る時は、書紀といへる事も、私の題號にこそはあらめ。

この説によれば、和銅上奏の「日本紀」と區別するため、「日本紀」に「書」の一字を加へて、「日本書紀」と稱するやうになつたものであらうといふのである。和銅の「日本紀」は、假名文である

から「假名日本紀」といひ、養老の「日本紀」は、漢文であるから「漢書紀」などから考へて、「日本書紀」といふやうに區別したであらうといふことは、ただこれを文人の潤色とした説よりも、妥當と考へられる。また書名を變更したのではなく、官府等に於て取扱ふ時に、一を「假名日本紀」といひ、一を「日本書紀」といつた假稱が、固有の名稱に化したものであらうといふのも、一理ある見解である。

〔三〕書名の意味 今日では、「日本書紀」をニホンシヨキと讀むのが普通になつてゐて、佐村八郎氏の「國書解題」にもこの讀み方にしてある。今日では日本をニッポンとも稱してゐるからニッポンシヨキと讀んでもよからう。しかし、昔はこれをヤマトノフミと讀んだ。慶長の版本にも「日本書紀」にヤマトフミと振假名がしてある。「日本紀」もその讀み方はヤマトノフミであるから、讀み方からいへば「日本書紀」も「日本紀」も同じことであつたかと思はれる。黒板勝美氏編「日本書紀」(岩波文庫)の緒言にも、「尤も紀と書いても、書紀と書いても、讀方は恐らく同様であつたであらう。」とある。

ヤマトノフミといふのは、何を意味する語であらうか。「日本書紀」といふ書名の意味をたづねるには、先づこの國語の意味を明らかにしなければならぬ。ヤマトといふのは、大八洲と同じく、我が國の古名であり、フミといふのは、書き記した物即ち書物のことである。故に、ヤマトノフミは、我が皇

國のことを書き記した書物といふ意味であらう。そこで、このヤマトノフミといふ國語に、どうして「日本書紀」といふ漢字が當てられたかといふことを考へて見なければならぬ。

ヤマトといふのは、また文字のない太古から用ゐられた國語であらう。文字が傳來してからこのヤマトといふ國語に、「倭」・「大和」・「日本」等の漢字が當てられるやうになつた。元來、ヤマトといふ國語には、種々の意味が含まれてゐた。「日本書紀通釋」に、

まつ上古に、夜麻登と云に、四種の差別ある事を知るへし。其四種とは一には大八洲の全國を云、二には大八洲の其一なる關島を云、三には畿内の大和、國を云、四には其大和、國內なる一郷をも云。此四種共其起本は一なれとも其名稱の前後本末あり。古來の説とも皆詳ならず。

とあり、「大言海」には、ヤマトの語原を説明して、

此語原へ、古來種種ノ説アレド、スベテイカガナリ、コレハ山開處ノ約ナルベシ、(たびひと、たびとノ類) 大和國ハ四方皆山ニシテ、中ニ平地アルヲ以テナリ、山背ニ對ス、又日本ヲやまとト訓ムハ、大和ヨリ移レルナリ。とあり、次に三種の意味が擧げてある。

(一) 大和國ノ稱。帝都ノアル國ヲ中心トシテ、四方ニ及ビ、奈良朝ノ頃へ、外國ニ對シテ、日本ト云ヒシナリ。

(中略)

(二) 皇都ノ稱。神武天皇ヨリ御代御代、帝都ヲやまと(大和國)ト申シ習ヘル故ニ云フ。(中略)

(三) 大八島ノ總稱。又おほやまとトモ云フ。

要するに、ヤマトは、またオホヤマトともいひ、古くから我が皇國の國名となり、また皇國內の一地方の名稱ともなつてゐたのである。「古事記」中卷に、「青垣山こもれる夜麻登し美はし」とあるは、畿内の一國名のヤマトであり、「日本書紀」欽明天皇御紀の二十三年七月に出でゐる「韓國の城の邊に立ちて大葉子はひれ振らすも耶麻等へ向きて」のヤマトは、皇國の國名を意味するヤマトである。地方的の名稱としては、畿内の一國の國名として、最も長く久しく用ゐられてゐたが、そのヤマトの國の中にもヤマトと稱する郷名があり、「和名抄」にも、「大和國城下郡大和_{陸奥}郷」とある。これらの名稱の詳説や語原に關する論議は、省略することにした。

ヤマトの語に、「日本」といふ漢字を用ふるやうになつたのは、いつ頃からであるか。本居宣長の「國號考」に曰ふ。

夜麻登と云に、日本と云字を用る事は、書紀より始れり。其は未_レ例なきことにて、世人の惑ふへき故に、其訓注はあるなり。古事記は大化の年より遙に後に出來つれとも、總ての文字も何も、古く書傳へたる任に記されて、夜麻登にも皆倭字をのみ書て、日本と書れたる所は一もなきを、書紀は漢文を潤色り、字を撰ひて書れたる故に、新に此嘉號を當て書れたるなり。但畿内の一國の夜麻登には多く倭と書き、天下の大號には、日本と書て、紀中大凡此例なり。人名も此意味にて、天皇の大御上には、日本、又然らぬ人の中には、倭と書れたり。神日本磐余彦

天皇、倭_よ姫命などの如し。日本武尊_{日本武尊}は天皇の大御父に座て萬事天皇と等しき故に、日本とは書れつるなり。

「日本書紀」には、書名に「日本」の文字を用ゐる、本文のうちにもヤマトの語にこの文字を當て、最初に出でゐる「大日本豊秋津洲」の下に、「日本此云耶麻騰下皆效_レ之」と注してある。「古事記」には、ヤマトの語に悉く「倭」の文字を當てて、「日本」の文字を用ゐず、その後に出來た「日本書紀」にこれをを用ゐて、特にその訓み方が注してあるので、「國號考」の説を首肯しなければならぬ。「日本書紀」には、「日本」と併せて「倭」の文字をも用ゐる、皇國の國號に「日本」の文字を當て、畿内の一國名に「倭」の文字を當て、同語の異義を明らかにした。日本の文字の用例を擧げて見ると、

日本	日本國	日本天皇	日本遠皇祖代
日本縣	日本縣邑	日本將	日本軍將等
日本五人	日本使人	日本人	日本船師
日本府	日本路	日本世記	大日本豊秋津洲

「倭」の文字の用例を擧げて見ると、

倭	倭國	倭都	倭地
倭家	倭屯田	倭國造	倭画師

倭采女 倭笠 倭春日 倭琴 倭彈原

御名には「日本」の文字を用ゐ、その他の姓名には「倭」の文字が用ゐてある。御名を次に謹載す。

神日本磐余彦天皇 (神武天皇)	大日本彦根相友天皇 (懿德天皇)
日本足彦國押人天皇 (孝安天皇)	大日本根子彦太瓊天皇 (孝靈天皇)
大日本根子彦國牽天皇 (孝元天皇)	稚日本根子彦太日天皇 (開化天皇)

日本武尊の御事は、前に引用した「國號考」にもあつたとほりである。

「倭」の文字を用ゐた姓名は、甚だ多いから、ただ二三の例を次に擧げるだけに止める。

倭速速神淺茅原目妙姫	倭速々姫命	倭速々日百襲姫命
倭速々稚屋姫命	倭國豐秋狹太姫	倭彦命
倭姫命	倭國香媛	倭漢直荒田
倭漢文直麻呂	倭馬飼部造連	

かくの如く、「日本書紀」がヤマトの語に、「日本」と「倭」とを併用し、國號と地方名とを書き別けてから、「日本」の文字は、専ら國號を意味するヤマトとなり、「倭」の文字は、畿内の一國を意味する

ヤマトとなり、天平勝寶の頃から、「倭」の代りに、「大和」の文字が用ゐられるやうになつた。

「日本書紀」が國號のヤマトに「日本」の文字を新しく用ゐたのは、外國に對して國號を明示する必要から生じたものであらうといはれてゐる。それより後に制定せられた「大寶律令」の公式令詔書式に、「明神御宇大八洲天皇詔旨」と仰せ出される場合と、「明神御宇日本天皇詔旨」と仰せ出される場合との式が區別してあり、「令義解」にこれを解して、前者を「用於朝廷大事之辭也」といひ、後者を「以大事宣於蕃國使之辭也」といつてゐる。蕃國とあるは外國のことである。この解釋によれば、「大八洲」といふ文字は、國內に向つて下したまふ場合に用ゐさせられ、日本といふ文字は、外國に對して御宣明あらせられる場合に用ゐさせられる」といふ意味になるから、前のやうな説が成立つわけである。「日本」の文字を國號として用ゐるやうになつてから、朝鮮や支那等の國々では、我が國を日本國と稱するやうになつた。

元來、「日本」といふ文字は、我が國を尊稱し外國人が早くから用ゐてゐたものを採擇したのであるといふ者もある。次に掲ぐるは、伴信友の説の概要である。

韓國を言向賜へる時より、やゝ年經るほとは、彼國に關係する事は、專韓人に命て書しめ給へりしなるへく思はるゝに就て、考徴せる事の此彼ある中の、一二を説はむ。其は神功紀なる、新羅の御言向の時に、彼國王か言に、

吾聞東有神國、謂日本。亦有聖王、謂天皇。必其國之神兵也。あるは、決て韓人の實錄なるへし。其はまつ東有神國と云るは、いと既くより大皇國ある事を知りて、尊畏み、はた神の御護の奇異に厚き御國からたる事を、知たりけるによりて、深く畏み憚りて然は稱せるなり。さて謂日本と云へるは、韓國はもろこしの東に在とて、後世に彼國人かほりかに、東國或は吾東方なと云るを以ておもふに、そのかみも然る意はへにて、日出に近き東の國をと、ほりかに思居し心ならひに、其東なる神國なれば、日出方の本國と云ふ意にて、既に日本と稱ひて畏み尊みしなり。續紀天應元年七月、栗原勝子公言、子公等之先祖伊賀都臣、神功皇后御世使於百濟、便娶彼土女生二男、名日本大臣。遙尋本系、歸聖期云々。と云傳たる日本も、當時百濟人の稱詞とそ聞えたる。

さて韓國臣服参りて後、表にも日本と書て上りけり。故此方にて其尊稱を受給ひて、すへて外蕃へは日本と詔ふ例とそなされける。孝徳天皇大化元年七月丙子、高麗百濟新羅并遣使進調。百濟調使兼領任那使、進任那調云々。巨勢德太臣詔於高麗使曰、明神御宇日本天皇詔旨云々。又詔於百濟使曰、明神御宇日本天皇詔旨云々と見えたり。

「日本」の國號は、支那の古書にも出てゐる。梁の任昉の著書「述異記」に、「日本國有金桃、其實重一斤。」とあり「新唐書」に「日本古倭奴國也云々。咸亨元年遣使云々。惡倭名更號日本、使者自言、國近日所出以爲名。」とある。梁の任昉は、大凡繼體天皇の頃の人であるといふ。また咸亨元年は、天智天皇の九年に當つてゐる。

「釋日本紀」に曰ふ。

問。大唐謂此國爲倭。而今謂日本者、是唐朝所名歟。將我國自稱歟。

答。延喜講記曰。自唐所號也。隋文帝開皇中、入唐使小野妹子、改倭號爲日本。然而依隋皇暗物理、遂不許。至唐武徳中、初號日本之號。

同じく「釋日本紀」に曰ふ。

問。此國謂東海女國、又謂東海姬氏國。若有其說一哉。

答。師說。梁時、寶志和尚識曰。東海姬氏國者、倭國之名也。今案、天照大神始祖之陰神也、神功皇后又女王也、就此等義、或謂女國、或稱姬氏國也。日本自大唐當東方之間、唐朝所名也。

かうした和漢の文獻をめぐり、「日本」の名稱の起原について、本居宣長・平田篤胤・伴信友その他多くの國學者が、種々の意見を述べてゐるが、それらの論議に關することも、ここには省略する。「日本書紀」以前に「日本」の文字が我が國號として用ゐられてゐたか否か、その起原が何れにあるか、容易に斷定し難いことであるが、我が古典に現はれたのは、「日本書紀」にはじまり、それが對外的の必要から生じたことも否定することが出来ない。従つて「日本書紀」そのものが、外國に向つて、皇國の歴史を示し皇道を宣揚するといふ趣旨を含んでゐたことも明らかである。「古事記」と異なる漢文

體が用ゐてあること、文章の修飾に苦心の跡が見えること等によつても、その編修の著眼點が察せられる。度會延佳は、次のやうに曰つてゐる。

其道を漢土迄におしひろめむとするに似たり。其志大なるかな。其誠通達して、此書終に漢土にもひろまりけるにや、近古の書に日本紀を引て正史と云り。吾國中古よりは、博學宏才又は其徳ありける人達も、異國の道を此土にひろめむとの志のみにして、いかにぞや、吾國天地開闢より、神聖傳授の至道を異國までひろめむとの志は、有もこそせめ、聞も及び侍らず、苟も道に志あらん人は、此に興起すべき事ならんかし。

「日本書紀」の「書紀」といふのは、如何なる意味の文字であらうか。前にも述べたとほり、フミといふのは、書き記したものの即ち書物や手紙などを意味する語である。通常「文」または「書」の文字をフミと訓んでゐるが、ここにはフミといふ語に「書紀」といふ文字が當ててある。

「釋日本紀」に曰ふ。

問。此書名日本書紀。其意如何。

答。師說。依注日本國帝王事、謂之日本書紀。

「紀」は「記」と同じく「しるす」即ち書きつけるといふ意味の文字である。「史記」本紀の注に、「索隱、曰記者記也。本其事而記之。」としてある。古來、支那に於ては、この文字を帝王の書とい

ふ意味に用ゐた。紀傳體の歴史に、帝王の一世の事蹟を記すことを「紀」と稱し、これを歴史の本として「本紀」ともいひ、「本紀」に對して、帝王以外の人々の事蹟を記すことを、世家といひ列傳といつた。我が國でもこの用例に従つて、この文字は、天皇の御事蹟を記し奉つた書といふ意味に用ゐた。故に「日本紀」といふのは、皇國の天皇の御歴代を中心とした歴史といふことを示した書名である。「紀」といふも「書紀」といふも、その意味に變りはない。「書紀」といふ文字は、支那にも用例が多い。故に、和銅七年の「日本紀」と區別するために、「書」の一字を加へて「日本書紀」としたのであらう。

「釋日本紀」に曰ふ。

又問。不謂日本書、又不謂日本紀、只謂日本書紀如何。

答。師說。傳習大唐文字、考九流書、撰出此書、其中殊者、神代之事、倭歌古語等是也。又大唐稱紀者、秦漢魏晉宋齊梁陳等之中、漢紀、魏紀、晉紀、宋紀等是也。又謂之魏書、晉書、宋書等也。然則非依習此書而作、但宋太子詹事范蔚宗撰後漢書之時、敘帝王事謂之書紀、敘臣下事謂之書列傳。然則書紀之文依之歟。

又問。後漢書者、帝紀列傳有異。仍敘帝王事、謂之書紀、敘臣下事、謂之書列傳。而此書者、不別帝紀列傳、只稱書紀如何。

答。師説。此書雖無三列傳、兼注三帝王君臣事。仍謂之書紀。但其弊者、習於梁典、齊春秋、唐曆等紀成入。猶可謂下依後漢書之所稱也。

「日本書紀通釋」に、「舊く皇國に傳たる漢書は、漢書紀とありしよし、屋代弘賢ぬしの傳へ語られき。然れば書紀といふ號は、漢書の題號に依へりと云る、釋紀の説は違ひあるましくこそと、開題記に云れたり。」とあるやうに、「書紀」の文字が支那の書名から示唆を受けて選ばれたことは明らかである。當時の先進國支那から、我が國は、文化の諸方面に大いなる影響を受けてゐたから、書名のみならず、編修法等も參考したものに相違ない。しかし、これを見識な模倣と考へるのは、甚だ不當である。外國の文化を攝取して、その長所を活用することは、古來我が國民性の特色であつた。この大いなる包容同化力を有してゐたために、我が國の文化は、今日のやうに發展して來たのである。外國の文化を攝取し醇化する國民性がなかつたら、我が國は、國力の衰亡した東亞の諸國と同じ文化の水準から、永久に脱することが出来なかつたであらう。外國の文化の影響は、悉く我が文化の發展過程と考へなければならぬ。「日本書紀」は、我が國の成立と沿革を述べて、その間に流れてゐる皇道精神を明らかにし、外國に對して、かくの如き堂々たる國史の存在することを示すが、一つの意圖であつた。「日本」といふ國號を標幟し、その内容を外國人が直感しやすい「書紀」の文字を結びつけ

たのは寧ろ周到な書名であつたといはなければなるまい。

第二節 「日本書紀」の編修及び編修者

〔二〕 國史編修の沿革 「日本書紀」が完成したのは、前にもしばしば述べたとほり、元正天皇(四代)の養老四年五月である。この大いなる修史事業は、天武天皇の十年にはじまり、四十年の星霜を経てここに漸く完成したものであつた。その間には、時勢も變遷し、編修者にも種々の異動があつた。この「日本書紀」編修の由來を明らかにするには、溯つて我が國に於ける修史事業の沿革を回顧しなければならぬ。

(1) 國史編修の起り(推古天皇の御代の修史) 我が國の文獻に現はれてゐる國史の編修は、既に概説しておいたやうに、推古天皇(三十三)の二十八年(二八〇年)にはじまれるものであつた。「日本書紀」の推古天皇御紀に、

二十八年、是歲、皇太子島大臣共議之、錄天皇記及國記、臣連伴造國造百八十部、并公民等本記。

としてある。月日は記されてゐない。島大臣とあるは、蘇我馬子のことである。時の皇太子が厩戸皇子(聖德太子)にあらせられたことは、申上げるまでもない。ここに於て、聖德太子は、蘇我馬子と共

に譲り、國史の編修に着手したまうたが、翌年二月、薨去あらせられたので、この事業も大いなる影響を蒙つたものと思はれる。太子の御在世中に、どの程度にまで進行したか、その後なほ編修が繼續せられてゐたか、それを明らかに知る何等の證據もない。同じく「日本書紀」の皇極天皇御紀に、

四年六月巳酉、蘇我臣蝦夷等臨誅、悉燒天皇記及國記珍寶。船史惠尺即疾取_三所燒國記而奉_三中大兄_一。

とあり、蘇我蝦夷が誅に臨んで天皇記及び國記を燒いたこと、船史惠尺といふ者が、まさに燒失しようとした國記のみを取出して、中大兄皇子に奉つたことが明記してある。これは、聖德太子の薨去から二十三年後のことである。完成してゐたものかどうかといふこともわからないが、既に撰修せられた天皇記と國記が蘇我家に保管せられてゐたといふ事實だけは、これによつて明白である。その他の臣連伴造國造百八十部並に公民等の記録は、未著手に終つたことも推考せられる。船史惠尺が取出して中大兄皇子に奉つたといふ國記も、後に散逸してしまつたから、その内容を知ることが出来ない。この貴い國寶が跡方もなく湮滅したのは、まことに痛歎にあまりあることである。

(2) 天武天皇の修史勅命 孝德天皇・齊明天皇・天智天皇の御三代の間は、國史撰修のことが記録に残つてゐない。しかるに、「日本書紀」の天武天皇御紀に、次の如く記されてゐる。

十年三月丙戌、天皇御_三于大極殿、以詔_三川島皇子、忍壁皇子、廣瀨王、竹田王、桑田王、三野王、上野君三千、

忌部連首、阿曇連稻敷、難波連大形、中臣連大島、平群臣子首、令_三記定帝紀及上古諸事。大島子首親執筆而錄焉。

天武天皇(推古)の十年三月、ここにはじめて國史撰修の勅命が降下したのである。この時は、蘇我氏の滅亡から二十七年を経てゐる。推古天皇の御代に於ける修史の事業は、既に掲げた「日本書紀」の本文に明示せられてゐるとほり、皇太子(聖德太子)が島大臣(蘇我馬子)と共に議して、御著手になつたものであつた。故に、それは、聖德太子の御計畫になつた御事業である。勅撰といふことが出来ない。しかるに、天武天皇は、御親ら大極殿に御して、二親王・四王及び諸臣に、帝紀及び上古諸事の撰定を勅命あらせられたのであつた。これが勅撰修史のはじめである。「日本書紀」の編修は、ここに起原するものといはなければならない。

天武天皇が國史の編修を如何に御尊重あそばされたかといふことは、編修者のうちに川島皇子(天智天皇の皇子)・忍壁皇子(天武天皇の皇子)の二皇子、廣瀨王・竹田王・桑田王・三野王の四王を加へたまうたことによつても拜察することが出来る。天武天皇の聖旨が聖德太子の御遺業御繼承にあらせられたものと拜し、修史勅撰の事業の宏遠なる由來を想ひ、その尊き御軫念に深く感激する。ここに二皇子・四王をはじめとし、多くの賢良を網羅した大規模の修史事業が開始せられたことは、何人も察するに

難くあるまい。しかるに、十五年九月、天武天皇は、崩御あらせられて、御在世中に完了せず、この事業も一頓挫した。かく陣容の整つた編修が、既に五年の間續いてゐたので、かなり事業も進んだであらうが、それらの事情を傳へたものはない。

天武天皇の崩御後にも、この事業は、繼續したものと思はれる。「日本書紀」持統天皇御紀の五年八月の條に、「詔十八氏、上進其祖等纂記。」とあるは、持統天皇(持統)が天武天皇の御志をつがせられて、修史の資料の上進を命じたものと拜せられる。十八氏とは、大三輪・石上・雀部・藤原・石川・巨勢・巨勢膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・安女・穗積・阿曇等、何れもみな當時の名家である。しかし、天皇の御代にも完了せず、また詳しい功程がわからず、次の文武天皇(文武)の御代には、修史に關することが、「續日本紀」に全く出てゐない。

(3)「古事記」の撰録 元明天皇(元明)の和銅五年正月二十八日には、太安萬侶がその前年(和銅四年)九月十八日に勅命を奉じて撰録した「古事記」三卷を上進した。撰修の事情は、安萬侶が自ら書いた「古事記」の序に明記せられてゐる。これは、稗田阿禮といふ者が暗誦してゐた舊辭を、太安萬侶が筆録したものである。太安萬侶の序によれば、天武天皇は、夙に諸家に傳はる帝紀及び本辭の混亂湮滅を御軫念あらせられて、「朕聞く諸家の賚たる所の帝紀及び本辭既に正實に違ひ、多く虚偽を加ふと。

今の時に當つて、その失を改めずば、未だ幾年を経ずして、その旨滅びんと欲す。斯れ乃ち邦家の經緯、王化の鴻基なり。故惟帝記を撰録し、舊辭を討覈して、僞を削り實を定め、後葉に流へむと欲す。」と詔したまうて、舍人の稗田阿禮に、帝皇の日繼及び先代の舊辭を誦習せしめられたといふ。阿禮は、その時に二十八歳であつた。「人と爲り聰明にして、目に度れば口に誦み、耳に拂るれば心に勅す。」と安萬侶がいつてゐるやうに、一度見聞したことは、決して忘れないといふ記憶力の強い人であつた。この稗田阿禮が暗誦してゐた舊辭を、元明天皇の和銅四年に至り、安萬侶が勅命を奉じて筆録したのが、我が國最古の文獻として遺れる「古事記」である。勅命を受けてから、上進に至るまで、約四箇月に過ぎない。この短時日に、神代から推古天皇の御代に至るまでの古傳を、かく巧妙に記述したのは、まことに驚嘆に値してゐる。後に出た「日本書紀」と異なり、これには、漢文體でもなく、また純粹の國文でもない一種の特殊な文體が用ゐてある。全部漢字を以て記し、漢文の修辭法を採り入れたやうなところもあり、また漢字の音訓を假りて國語をそのままに記したところもある。要するに、これは、また國語を記す文字のなかつた時に、古代の慣用語を漢字によつて表はしたものである。國語の上から見ても、我が國の文化史上に於ける貴重な遺産といはなければならぬ。漢文體に書き改めたもののやうな修飾がないから、この「古事記」の内容を、最も信すべき我が國の古傳として、尊

重する者が昔も今も甚だ多い。

稗田阿禮の暗誦といふことには、たれしも疑ひを抱くところである。如何に記憶力の強い者でも、忘却といふことが全然ないとはいはれず、またいつ死亡するかわからない人間の一人の暗記ほど不安なものもあるまい。天武天皇の御代には、既に文字も普及して、諸家に種々の記録が多く秘藏せられてゐたのである。それが混乱して誤りを傳へ、また湮滅することを御軫念あらせられて、削定せしめられた帝紀舊辭等も、文書になつてゐたものであらうから、一人の阿禮に暗誦を命じたまふ道理はない。未だ純粹の國語を表はす文字のない時代であつたから、漢字で記しておいたものは、漢字の訓み方と混同して、原語や原意がだんだんとわからなくなるので、記憶力の強い稗田阿禮に誦習を命じたまうたものと解してよからう。

稗田阿禮がさうした勅命を受けたことは、安萬侶が書いた序のうちに出でゐるだけで、年月等もわからない。しかし、これは、十年三月、川島皇子・忍壁皇子等に勅命あらせられた國史の編修と關係のないことである。稗田阿禮が男であるか女であるかについても異説があり、平田篤胤は、女子説を主張したが、女子といふ確證もないので、男子と認めてゐる者が多い。

(4) 和銅七月上奏の「日本紀」 太安萬侶が「古事記」を撰録上進した翌々年、和銅七年二月、元

正天皇には、紀朝臣清人・三宅臣藤麻呂等に、國史の撰修を命じたまうたことが「續日本紀」に出でゐる。元正天皇御紀に、

和銅七年二月戊戌、詔從六位上 紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂、令撰國史。

とある文字を通讀すると、この時に改めて二人に勅命を下したまうたやうにも考へられる。しかし、これは、從來の編修者に二人を追加したまうたのであらうか。天武天皇の十年からこの年までには、や三十餘年を経てゐるのに、修史の事業は、未だ完成しない。そこで、編修者の増加により、事業の促進をはかりたまうたものではなからうか。その結果がどうなつたか、「續日本紀」には出でゐないが、「扶桑略紀」卷二に、

此天皇不載諸皇之系圖、但和銅七月上奏日本紀載之。

といふ文字があるのみならず、「日本紀」からの引用として、古書に掲げてあるものうちに、後に出來た現存の「日本書紀」にないことが往々出て來る。そこで、和銅七年にも一度「日本紀」が上奏せられたことを肯定してゐる者が多い。この和銅上奏の「日本紀」については、「日本書紀」の書名に聯關して、既に概説しておいたとほりに、通常これを「假名日本紀」と稱してゐる。しかし、その「假名日本紀」には、如何なる文體によつて、如何なる内容が記されてゐたか、現存してゐないから

更にわからない。
「釋日本紀」に曰ふ。

問。考讀此書、將以何書備其調度哉。

答。師說。先代舊事本紀、上宮記、古事記、大倭本紀、假名日本紀等是也。

又問。假名日本紀、何人所作哉、又與此書先後如何。

答。師說。元慶說云、爲讀此書、私所注出也。作者未詳。

又問。假名本元來可在。爲嫌其假名、養老年中更撰此書。而則爲讀此書也、不可謂私記。

答。所疑有理。但未見其作者。云々。今案、假名本世有二部、其一部者、和漢之字相雜用之、其一部者、專用假名倭言之類、上宮記之假名、已在舊事本紀之前、古事記之假名、亦在此書之前、可謂假名之本在此書之前、或書云、養老圖牛、令安麻呂等撰錄日本紀之時、古語假名之書雖有數十家、皆以勅語爲先。然則假名之本尤在此前耳。

「此書」とあるは、養老四年に完成した「日本書紀」のことである。「釋日本紀」には、以上の如く、「假名日本紀」のことが説明してあるが、「假名日本紀」と「日本書紀」との先後を問うた答に、「日本書紀」を読むために私に注出したものといひ、更にまた假名本はもとからあり、その假名を嫌ふために養老年間に「日本書紀」を更に撰したのでないかといふ疑問に對して、假名本に二種あるといふ説

明をしてゐるが、甚だ要領を得ない點がある。

要するに、「扶桑略記」に「和銅七年上奏日本紀」といふ文字があること、養老四年の「日本書紀」に出てゐない内容の引用が古書に出てることから、和銅七年に「日本紀」が上奏せられたものと認め、「釋日本紀」等に書名の出づる「假名日本紀」をそれに當て、和銅上奏の「日本紀」をその「假名日本紀」と推斷したものに外ならぬ。和銅七年の「日本紀」奏上が事實であるとしても、その「日本紀」の内容や文體は、これを推知し難い。「假名日本紀」といふものが、古くから存在したことは、信じ得られよう。しかし、それが和銅の「日本紀」であつたかどうか、なほ疑ひを容れる餘地がある。また「假名日本紀」といつても、それは、漢字の音訓や略字を用ゐて國語のままに記したものであらう。「古事記」と大體に於て同じやうな文體のものであつたかと想像せられる。

「扶桑略記」の異本には、和銅五年の上奏になつてゐる。これは、七年の誤記であらうが、「日本書紀」に和銅七年二月、紀清人等に勅命を下したまうたとあるので、「扶桑略記」を照合すると、その年のうちに完成上奏したことになる。年末に上奏したとしても、その間十一箇月に過ぎない。過去三十年間の業績が結實したものと解すべきであらうか。或は事業の斷續により、編修の成果が擧つてゐなかつたので、急速に取りまとめて上奏したものと解すべきであらうか。解釋によつては、その期間が

短くとも、簡単なものであつたと考へることは出来なからう。いづれにしても、この「日本紀」が、後世に傳へ、且、外國に示す國史として承認し難いものであつたことは、甚だ明らかである。内容に於ても、表現の文體に於ても、不満の點があつたに相違ない。和銅上奏の記事が正史に漏れ、國史撰修の事業が繼續せられたことが、最もよくこれを立證してゐる。

〔三〕「日本書紀」の編修完成 「續日本紀」には和銅七年二月、紀清人等に國史撰修の勅命が降下してから後のことが出てゐないから、修史の事業が如何に進行したか、その間の過程が更にわからないが、養老四年五月に至り、「日本紀」の編修が完了して、舍人親王がこれを奏上せられたことが記してある。「續日本紀」卷第八に曰ふ。

養老四年五月癸酉。先是一品舍人親王奉勅修日本紀。至是功成奏上。紀三十卷。系圖一卷。

この簡単な記録では、ただ勅命を奉じて、「日本紀」編修の任に當られた舍人親王が、その事業を完了し、紀三十卷と系圖一卷を奏上せられたといふことだけが判明してゐるに過ぎない。

元正天皇(四十四)の養老四年(一三八〇年)は、紀清人等が勅命を受けた元明天皇(四十三)の和銅七年(一三七四年)から數へると、七年の後に當つてゐる。七年の歳月は、短いものでもないが、その間に間斷なく修史の事業が續けられてゐたのか、如何なる人々がこれに參與し、如何なる組織と方法の下に進行し

たのか、記録が全く缺けてゐるから、後世の人々のいふところ、みな揣摩臆測に過ぎない。ここにはじめて舍人親王の名が出てゐる。親王が完成した「日本紀」を奏上せられたところから、これは修史事業の總裁といつたやうな地位に在つた人であらうと思はれるが、いつさうした地位に就任せられたのか、「先是」とあるだけで、何年何月から親王がこの事業に參與せられたかといふことがわからない。「扶桑略記」にある和銅七年の「日本紀」奏上より前か後か、それさへも判明してゐない。舍人親王は、天武天皇の皇子にましまし、御歴代の御信任厚く、元正天皇の養老二年に一品を授けられたのであつた。かうした御身分の親王が、疾くから修史事業に參與せられてあつたなら、正史に漏れるわけはあるまい。しかるに、その記録が全然なく、養老四年の奏上を記した中に、はじめてその名を掲げ、「先是一品舍人親王奉勅」とあるのは、奉勅がその時を溯るに餘り多くの歳月を経てゐないことも考へられるので、養老七年以後に御參與になつたものと考へてよからうか。舍人親王は、天平七年薨去の時が六十歳であつたといふ説から逆算すると、「日本紀」奏上の養老四年が四十五歳といふことになる。和銅七年以後に參與の勅命があつたとすれば、修史の事業が容易に完成せず、徒に歳月が経過して行くので、この有力な皇族の御一人を總裁に御任命せられて、完成を期したまうたものかとも拜察せられる。舍人親王の外には、如何なる人が最後まで編修に參與したであらうか。最初に

修史の勅命が降下した天武天皇の十年から起算すれば、既に三十九年を経てゐる。最初の編修者は、恐らく一人も残つてゐなかつたであらう。川島皇子は、持統天皇の五年九月に薨去、忍壁親王は、慶雲二年五月薨去、歿年のわからない者も多い。しかし、或は逝去し、或は轉任し、編修者がしばしば交代したことは、何人も推斷し得るところであらう。和銅七年に勅命を拜した紀清人・三宅藤麻呂が勤続したことも明らかである。「古事記」を撰録した太安萬侶が、この事業に參與したことは、「弘仁私記」の序に出てゐる。その他にもなほ古くから勤続してゐた者、和銅前後の新任者が少くなかつたであらうか、これを知る資料が全然ない。

舍人親王の御事業は、先蹤を繼いで、これを速に大成するといふことにあつたかと想像せられる。編修者の交迭に伴ひ、その間に意見の相違等も生じ、前者の方針を後者が改修するといふやうなこともあり、それが編修の進行を妨げたことも少くなからうが、既に多年に亘つた繼續事業であるから、相當の成果を収めてゐたことは疑ひの餘地がない。史料の蒐集は、もちろん十分に出來てゐたであらうし、ひと通りの記述も了つてゐたものと考へられる。「假名日本紀」の書名が傳はつてゐることによつても、進行の程度を推考し得るのである。舍人親王は、多くの學者を指導して、既成の史稿を検討し、新しき史料によつて修正を加へ、これを漢文體に書き改めることに、主力を注がれたものであらう。

それは、單なる臆測に過ぎないが、とにかく、ここに最良の適材を得て、その學才と努力により、雄渾莊重な名文を以て、神代以降の史實を整然と記述し、皇道の精神を宣揚した堂々たる大國史が完成したのであつた。天武天皇の御遺志が、三十九年の後、その皇子の舍人親王によつて達せられたのである。

〔三〕「日本書紀」の編修者 「日本書紀」完成に至るまでの勅撰國史編修者中、その名のわかつてゐる者は、既に修史事業の沿革中に擧げておいたが、ここに再録すれば、天武天皇の十年に勅命を拜した者に、川島皇子・忍壁皇子・廣瀬王・竹田王・桑田王・三野王・上野君三千・忌部連首・阿曇連稻敷・難波連大形・中臣連大島・平群臣子首の二皇子・四王・六臣があり、元明天皇の和銅七年に勅命を拜した者に、紀清人と三宅藤麻呂の二人があり、これを完成奏上したのが舍人親王である。以上は、ただ「日本書紀」及び「續日本紀」に、その名が明記してある者のみに止まつてゐる。三十九年間は、編修がしばしば交迭し、この外にもなほ多くの學者が參與したものと思はれるが、如何なる人々が如何なる時に參與したか、更にわからない。ただ「古事記」の撰録者太安萬侶が、編修に關係のあつたことは、「弘仁私記」の序に、

夫日本書紀者、一品舍人親王、從四位下勳五等太朝臣安麻呂等、奉勅所撰也。清足姬天皇負屨之時、親王及安

麻呂等、更撰三日本書紀三十卷并帝王系圖一卷。養老四年五月二十一日、功夫甫就獻於有司。

とあるによつて、明らかに察し得られる。安萬侶が「古事記」を撰録して上奏したのは、和銅五年正月である。内容の精粗、文體の異同はあつても、「古事記」と「日本書紀」は、編修上の勞作に共通した點が多い。すぐれた學才と史筆とを兼有して、「古事記」撰録の經驗ある安萬侶が、「日本書紀」の編修に參與した功勞者の一人であることは、常識的にも否定し難い。紀清人や三宅藤麻呂も、和銅七年に勅命を拜してから、完成に至るまで編修に従事したに相違ないと思はれるが、これは推測に止まつてゐる。

多年に互つた「日本書紀」の編修には、多數の人々が參與した。しかし、これを大成して現存する雄大な國史にまとめた功勞者としては、「續日本紀」に舍人親王の名が出てゐるだけであり、「弘仁私記」の序によつて、太安萬侶の名が想ひ起されるに過ぎない。「日本書紀」を讀む者は、舍人親王の偉功を讃仰すると共に、その名を没した多くの編修者のかくれた功勞を偲ばざるを得ないであらう。

〔舍人親王〕 舍人親王は、天武天皇の皇子である。「續日本紀」卷第十二、天平七年十一月の條には、天淳中原瀛真人天皇(天武天皇)の第三子としてあるが、「日本書紀」の天武天皇御紀には、第六子とあり、「釋日本紀」には、第五子とある。これについての解釋等を、ここには述べない。天智天皇の皇女、新田部皇女が、親王の御母である。天武天皇

の十年にはじめて修史の勅命を受けた忍壁親王は、「續日本紀」卷第三に、天武天皇の第九皇子とあり、舍人親王の御異母弟に當らせられる。しかし、舍人親王の薨去の年から逆算すると、第九皇子忍壁親王が修史の勅命を拜せられた天武天皇の十年は、舍人親王が七歳の御時といふことになるから、ここにも甚だ解し難い點がある。

舍人親王は、文武天皇の御代に二品に敍せられ、元正天皇の養老二年に至り、一品に敍せられた。その翌年に賜はつた詔のうちには、「況や、夫の舍人・新田部の二親王は、百世の松桂、本支昭穆に協ひ、萬雉の城石、維磐國家に重し。宜しく清直を吐納して、能く洪胤を輔け、仁義を扶植し、以て幼齡を翼くべし。然らば則ち太平の治期すべく、隆泰の運應に致すべし。慎まざるべけんや。今、二親王は、宗室の年長なれば、朕に在りて屬すること重し。既に舊典あれば、宜しく寵賞を加ふべし。」と仰せられて、内舍人二人、大舍人四人、衛士三十人を賜ひ、封八百戸を増し、前と通じて二千戸を賜はつた。この御寵賞によつても、親王が如何に御信任厚き皇族の首班にあらせられたかが察せられる。養老四年五月に、「日本紀」三十卷、系圖一卷を上進し、その年八月、知太政官事に任ぜられた。聖武天皇の御即位後、更に封五百戸を御加増になり、天平七年十一月、薨去の時には、從三位鈴鹿王等を遣はして、葬事を監護せしめられ、王親の男女に悉く會葬を命じたまひ、更に太政大臣を追贈あそばされた。薨去の時、六十歳と傳へられてゐる。王子大炊王は、天平寶字二年八月一日踐祚したまひ、これを淳仁天皇(七代)と申上げた。淳仁天皇は、御即位後、御父舍人親王を崇道盡敬皇帝と追尊あらせられた。

第三節 「日本書紀」の史料及び編修法

〔一〕 歴史の編修 歴史の編修は、史観と史料と編修方法とを要件として成立すると思ふ。史観によつて史料を検討し、これを排列し記述したものが歴史である。この要件の一角が缺けても歴史にならない。史料は、歴史の内容となる素材である。木材・石材その他の物質がなければ、建築が成立たないやうに、史料がなければ、歴史の内容を構成することは出来ない。この意味から、史料は、歴史編修の最も基本的な要素ともいはれよう。しかし、史料を羅列しただけでは、單なる記録に止まり、歴史にならない。漫然と過去の事實を集成したものや、身邊の經驗を書き列ねたものに、歴史の名稱を附した書物は、昔も今も少くないが、記録と歴史との觀念の混同から生じた結果である。史料が歴史の内容となるには、史観による統制の過程を経なければならぬ。史観は編修者の理念である。編修者の理念が史料を検討する標準となり、そこにはじめて記録と異なつた歴史の内容を生じて來るから、史観の缺けた歴史は、設計のない建築に等しい。しかし、史観による史料の統制といふことを、史料のうちに主観的な意見を挿入することと解してはならない。根本的な理念に基づいて、史料を検討することと、雜然と史料を羅列して、主観的な見地から論評することとは、觀念的にも相違してゐる。

史観によつて統一した内容を表現する方法が編修法である。編修法は、整理・排列・記述といふことに歸着すると思ふ。既に決定した内容に、先づ整理を加へて、適當に排列し、文字によつて記述し、ここにはじめて文獻としての歴史が成立つ。故に、編修法は、或る内容の史實を、如何なる順序により、如何なる形式に表現するかといふ技術上の問題である。年代順に記述する方法もあり、事實を中心とし、または人物を中心として記述する方法もあり、これ等を併用する方法もあらう。すべて文字によつて發表するものに、表現の巧拙を無視することは出来ない。歴史の編修上に方法を重要とする理由も、おのづから明らかであらう。

〔二〕 「日本書紀」の主要史料 「日本書紀」の編修に、最も主要な史料となつたものは何であらうか。何人も先づ朝廷の文書と諸家に秘藏せられてゐた記録とを想ひ浮べることと思ふ。朝鮮及び支那との交通が開けてから、既に多くの歳月を経てゐる。殊に朝鮮半島の南部には、夙に我が國の勢力が伸張し、任那日本府といふ役所まで置かれてゐた。従つて、兩國人の往復が頻繁になり、歸化人の數も少くなかつた。ただ三韓人のみならず、漢人の歸化人もあり、應神天皇(五世紀)の十四年には、秦の始皇帝の後裔と稱する弓月君といふ者が、百二十七縣の民を率ゐて歸化し、同二十年には、後漢の靈帝の後裔と稱する阿知使主といふ者が、十七縣の民を率ゐて歸化したといふことが「日本書紀」に傳へ

たであらう。さうした古文書の性質として、誤傳と認められるものや、また讀解に苦しむやうなものが少くなかつたにちがひない。天武天皇が帝紀及び舊辭を御削定あらせられて、稗田阿禮に誦習せしめたまうた御軫念も、そこに拜察せられるのである。我が國に於ける最初の勅撰國史を編修するといふ重大な責任を負うた人々は、廣く諸家の古文書を蒐集し、區々の内容を一々嚴密に検討したのであらう。それは非常に多くの時日を要することである。「日本書紀」が多年の星霜を経ても成功しなかつたのは、この準備期間の長かつたことが、一つの主要な原因であつたかと思ふ。

〔三〕「古事記」及び「風土記」 新に編修する書物に、既成の書物を參考とすることは、古今東西ともに同様であらう。既成の書物といつても、「日本書紀」以前のものとして明らかにわかつてゐるのは、和銅五年に太安萬侶が上奏した「古事記」だけである。和銅六年五月、畿内七道の諸國に「風土記」の撰進を命ぜられたが、「日本書紀」の編修が了るまでに上奏したのもあらう。また和銅七年の「假名日本紀」のことは、既に詳述したとおりである。「日本書紀」の編修に、これらの文獻が有力な參考資料となつたことは否定し難い。就中、「古事記」は、撰修の目的を異にしてゐるといつても、類書的一種である。殊に、稗田阿禮が暗記してゐた帝紀及び舊辭は、天武天皇が削定せしめたまうたもので、最も正確な史料といはなければならない。且、それを撰録した太安萬侶が、「日本書紀」の編修に

參與したとすれば、兩書の關係が一そう明らかに推察せられる。

「釋日本紀」に曰ふ。

問。撰修此書之時、以何書爲本哉。

答。師說或云。以古事記爲本。或云。以先代舊事本紀爲本。但以古事記爲本者、多有相違之文。古事記者只以立意爲宗、不勞文句之弊。仍撰修之間、頗有改易云々。見此書所載龜文者、全是舊事本紀之文也。注文一書云之處、多引古事記之文。況舊事本紀者、上宮太子全依經史之例、能勞文筆之體。或神名用訓之處、更不交音、或嶋名用音之處、亦不交訓。國常立尊殿廬嶋是其一端也。此書體已同彼書、其所載多引彼文。然則以舊事本紀爲本所撰也。

ここには、「日本書紀」撰修の本となつた書として「古事記」と「先代舊事本紀」とが擧げてある。「先代舊事本紀」は「舊事本紀」とも、「舊事紀」ともいひ、蘇我馬子の漢文の序文を掲げ、そのうち上宮太子（聖德太子）述作としてあるので、古來これを聖德太子の御述作と誤解した者も少くなかつた。しかし、これは、後世の偽撰であることが明らかになつた。伊勢貞丈は「舊事本紀剽僞」一卷を著し、自序の中に、

舊事本紀は往古の僞書なり。古人其の僞を察せずして多く是れを引き用ひて證とす。故に近世の學者松下見林、貝原篤信、及び好古、新井君美、壺井義知等も皆惑て是れを引證し、山崎垂加以下巫學家の徒是れを以て口實と

られてゐる。かくして、年々歳々歸化人が増加し、「古語拾遺」には、歸化した漢人の數が萬に及んでゐたといひ、「續日本紀」に出てゐる坂上荊田麻呂の奏言のうちにも、大和國高市郡の住民は殆どみな漢人で、他族は十中の一二に過ぎないといふ意味のことがある。交通の發達に文化の交流が伴ふことは、必然の勢ひであるから、支那の文字も夙くから我が國に傳來してゐたものと思はれる。應神天皇の十五年に、百濟王の使者として來朝した阿直岐に就いて、皇子菟道稚郎子が經典を學びたまうたといふことが漢學渡來のはじめといはれてゐるが、それはただ文獻に徴しての立證に過ぎない。この應神天皇の十五年から起算しても、はじめて國史撰修の勅命の降下した天武天皇の十年は、三百九十八年後に當つてゐる。この年月をかへりみても、その間に漢字漢文が我が國にかなり普及してゐたであらうといふことは、十分に想像が出来るのである。多少の志ある者は、みなひと通りの文字を知り、自由に漢文を書き、また漢字の音訓に國語を當て、日常の用を辨じたにちがひない。「古事記」の文體を太安萬侶の創案のやうにいふ者もあるが、和銅四年になつてはじめて一人の學者が工夫したものは信じ難い。「古事記」のやうな名文は、何人にも書けるものと思はれないが、漢字が普及してゐて、未だ國語を表はす適當な文字がなければ、漢字の音訓を以て國語を記すやうになり、そこに一種の文體が生じて來るであらう。漢字によつて國語を表はすことは、今日の人々が假名交り文を書くやうな

たれにも出来る表現の方法であつたかとも考へられる。歸化人のうちには、學問や技藝に長じ、朝廷に仕へて、厚き恩恵に浴し、子孫に至るまでその地位を世襲した者が少くない。阿知使主の子孫は、雄略天皇の御代に直の姓を賜はり、東漢直と稱して、朝廷の記録を掌り、阿直岐の子孫は、東史部といひ、王仁の子孫は、西史部といひ、共に長く文筆を以て朝廷に奉仕した。この歸化人の子孫の一例に徴しても、多年に亙る種々の記録が、朝廷に保存せられてゐたであらうと思はれる。國家の修史事業に、この文書ほど貴重なものはないから、「日本書紀」の編修にも、最も重要な史料として先づ考へられるは、朝廷の文書である。文字が普及して、文章が書けるやうになれば、今まで言語によつて語り傳へた古傳説を書き記したり、祖先の功績や家系を記録しておく者が、おのづから多くなるが、今日のやうに印刷して出版することが出来ないから、ただそれを祕藏して子孫に傳へるより外はない。當時の舊家には、さうした祕藏の記録の保存せられてゐたものが少くなかつたであらうと思ふ。それらの記録もまた修史の史料として、逸し難いものである。「日本書紀」の編修に際しても、諸家に傳はる記録の蒐集に努められたにちがひない。前にも述べたが、持統天皇の五年八月に、大三輪・石上・雀部等をはじめとし、十八氏に祖先の纂記の上進を命じたことが、それをよく例證してゐる。諸家に傳はる古文書のうちには、漢文體のものもあり、「古事記」に類似した文體のものもあつ

たであらう。さうした古文書の性質として、誤傳と認められるものや、また讀解に苦しむやうなものが少くなかつたにちがひない。天武天皇が帝紀及び舊辭を御削定あらせられて、稗田阿禮に誦習せしめたまうた御軫念も、そこに拜察せられるのである。我が國に於ける最初の勅撰國史を編修するといふ重大な責任を負うた人々は、廣く諸家の古文書を蒐集し、區々の内容を一々嚴密に検討したであらう。それは非常に多くの時日を要することである。「日本書紀」が多年の星霜を経ても成功しなかつたのは、この準備期間の長かつたことが、一つの主要な原因であつたかと思ふ。

〔三〕「古事記」及び「風土記」 新に編修する書物に、既成の書物を參考とすることは、古今東西ともに同様であらう。既成の書物といつても、「日本書紀」以前のものとして明らかにわかつてゐるのは、和銅五年に太安萬侶が上奏した「古事記」だけである。和銅六年五月、畿内七道の諸國に「風土記」の撰進を命ぜられたが、「日本書紀」の編修が了るまでに上奏したのもあらう。また和銅七年の「假名日本紀」のことは、既に詳述したとおりである。「日本書紀」の編修に、これらの文獻が有力な參考資料となつたことは否定し難い。就中、「古事記」は、撰修の目的を異にしてゐるといつても、類書の一種である。殊に、稗田阿禮が暗記してゐた帝紀及び舊辭は、天武天皇が削定せしめたまうたもので、最も正確な史料といはなければならぬ。且、それを撰録した太安萬侶が、「日本書紀」の編修に

參與したとすれば、兩書の關係が一そう明らかに推察せられる。

「釋日本紀」に曰ふ。

問。撰修此書之時、以何書爲本哉。

答。師說或云。以古事記爲本。或云。以先代舊事本紀爲本。但以古事記爲本者、多有相違之文。古事記者只以立意爲宗、不勞文句之辨。仍撰修之間、頗有改易云々。見此書所載龜文者、全是舊事本紀之文也。注文一書云之處、多引古事記之文。況舊事本紀者、上宮太子全依經史之例、能勞文筆之體。或神名用訓之處、更不交音、或嶋名用音之處、亦不交訓。國常立尊殿取嶋是其一端也。此書體已同彼書、其所載多引彼文。然則以舊事本紀爲本所撰也。

ここには、「日本書紀」撰修の本となつた書として「古事記」と「先代舊事本紀」とが擧げてある。

「先代舊事本紀」は「舊事本紀」とも、「舊事紀」ともいひ、蘇我馬子の漢文の序文を掲げ、そのうち上宮太子（聖德太子）述作としてあるので、古來これを聖德太子の御述作と誤解した者も少くなかつた。しかし、これは、後世の偽撰であることが明らかになつた。伊勢貞丈は「舊事本紀剽僞」一卷を著し、自序の中に、

舊事本紀は往古の僞書なり。古人其の僞を察せずして多く是れを引き用ひて證とす。故に近世の學者松下見林、貝原篤信、及び好古、新井君美、壺井義知等も皆惑て是れを引證し、山崎垂加以下巫學家の徒是れを以て口實と

するは言ふに足らず。唯、太宰純、及び桂秋齋、其の僞を辨す。具眼の人と謂ふべし。予も亦舊事本紀を疑ふこと久し。彼の二子の説を聞て疑を決し、其の唾を舐て今剽僞の書を著し、且二子の説を卷尾に附す。

といひ、本居宣長も、

世に舊事本紀と名けたる十卷の書あり。之れは後人の僞り輯めたるものにして、更に彼の聖徳太子の命の撰び給ひし眞の紀には非ず。然れども無き事を一向に造りて書けるにも非ず。只古事記と書紀とを取り合せて集め成したるなり。云々。

といひ、その他にもなほ多くの者が、「舊事本紀」の僞撰であることを辨じた。これは、平安時代の初期に「古事記」と「日本書紀」とを剽削して書いたものであらうといふのが定説となつてゐる。

「釋日本書紀」に「日本書紀」の原據として、この書を擧げたのは、本末を顛倒したものである。これを僞書と知らず、聖徳太子の撰録と信じた不見識に基づくものに外ならぬ。しかし、「古事記」を擧げたのは、甚だ當を得てゐる。

〔四〕「三韓の古書」「日本書紀」には、百濟・新羅・高麗等の所謂三韓に關する記事が多く出てゐて、しかもそれが頗る詳細に明記してある。これらの記事の典據は、如何なる資料であらうか。前にも述べておいたとおり、我が國と朝鮮半島との交通は、既に太古から開け、常に外交上の交渉があつたの

みならず、兩國人の往來が頻繁に行はれてゐたから、三韓の國々の史料が夙に我が國內に傳來してゐたことも、おのづから明らかである。國交上の史料としては、任那日本府の舊記録も残存してゐたであらうし、太宰府の古文書も保管せられてゐたであらう。また東西史部の如き歸化人の子孫が、朝廷の文事を掌つてゐたから、それらの家に傳はつた記録も、三韓の事情を記述する典據となつたものと思はれる。その外に、三韓の古書が、編修上の有力な參考となつたことは、隨所に「百濟記」・「百濟本紀」・「百濟新撰」等の如き出典が擧げてあることによつて明らかである。これらの原本から内容を約説したのみならず、文章までがそのまま引用してあるところも少くない。書名を掲げた引用文は、神代紀になく神功皇后以後に出てゐるから、これを後人の加筆が本文に摺入したものと、削除しようとした者もあつた。多少の摺入もないとはいはれまいが、悉く削除するのは、甚だ當を得ないことと思はれる。

〔五〕「日本書紀」の編修態度 「日本書紀」は、勅命を奉じて、多くの編修者が多年に互り國家の事業として編修した史籍であるから、個人の史觀によつて構成したものと、全く性質を異にしてゐる。従つて、その史觀を明確に論定することは出来ない。ただその内容によつて、如何なる態度の下に編修せられたものであるかを、考察するのみに止める。態度が理念によつて決するものとすれば、

これは史觀を洞察する一つの道ともいふことが出來よう。

「日本書紀」を通讀して痛切に感ずるは、皇國の歴史が嚴正に闡明してあるといふことである。その編修法については、後に述べるとほり、支那の歴史を參考し、全篇の内容が總括整理してあるのみならず、外國の記録と對照して、時代を測定し、漢字を驅使し漢文を利用して、文辭を修飾した點も少くないが、ひろく史料を蒐集して、古傳を忠實に採擇し、嚴正に皇國の歴史を闡明するといふ態度が一貫してゐる。編修者が私見に基づいて史實を變改したり、迎合的な舞文曲筆を弄したりして、殊更に美しく飾つた歴史にしようとした作爲の跡が全然見えず、如何にもこれは正直に書いたありのままの歴史であるといふ感じがする。全篇のうちには、國家のために都合のわるいことも、國民精神の上に面白からぬことも、間々出てゐるのである。それには後人の無思慮な攪入といふこともあらうが、元來、史料を忠實に取扱ひ、ありのままの歴史を書かうとした編修者の嚴正な態度が、まことによく現はれてゐる。さうした態度の下に成れる歴史のうちに、我が國體の光輝が燦然とにじみ出てゐるので、思はず襟を正して、肇國の淵源に思ひを致し、御歴代の皇謨を仰ぎ奉るのである。若しこれが編修者の私見により、一々史實を變改して、木の葉を金に見せようとした假作物語であつたら、感銘の度も甚だ薄いものであつたにちがひない。故意に我が國を美化して書いたものと思はれない忠實な歴

史に尊嚴な國體の威容が現はれてゐるので、一そう嚴肅な感にうたれるのである。この嚴正な修史の態度を解せず、漫然と「日本書紀」を讀む者は、神典として尊重する勅撰國史の中に、かくの如きことが書いてあるのかと、驚くやうな記事もあらう。さうした末梢的な文字を詮索することなく、全篇を一貫する精神に觸れなければならない。

「日本書紀」は、遠く太古に溯り、神代から起筆してある。神武天皇御即位の年から數へても、奈良時代のはじめまでには、既に千三百六十餘年を経てゐる。更に悠久な歲月を隔てた神代の昔のことは、ただ神話として語り傳へられたものを、文字が支那から傳來した後、これを書き記しておいた古人の記録によつて、僅に察し得るのみである。しかも多年傳承してゐる間には種々の異説を生じ、記録が一定してゐない。何れを探り何れを捨てるかといふことは、編修者の私見によるより外に、決定の標準がなかつた。そこで私見を去り、忠實に古傳を遺さうとした編修者は、これらの異傳を併せて記載した。神代紀には、本文の間に、「一書曰」として掲げた異傳が頗る多い。本文を正傳と認め、「一書曰」として掲げたのは、ただ參考のために附記したといふわけでもない。欽明天皇御紀の二年の注のうち、

一往難知者、且依一撰。注詳其異。他皆倣之。

としてある。一つの書によつて知り難い事柄は、他の書から撰び出して、異説あることを明らかにしておくといふ意味である。「他はみなこれに倣へ」としてあるので、欽明天皇御紀のその記事のみならず、全篇を通ずる編修上の意向と察せられる。編修者が私見によつて取捨せず、また改作せずに、種々の異傳を忠實に採録した公正な態度は、古代史の眞實性を増大したのみならず、我が國體の明徴にも大いに寄與するところがあつた。後世の我が國民が肇國の大精神を拜察する天壤無窮の神勅は、本文のうちに出でず、「一書曰」のうちに謹載してある。「古事記」にも掲げられてゐない。若し「日本書紀」の編修者が私見によつて取捨し、「一書曰」とある異傳を記載しなかつたら、後世の國民は、正史によつてこの尊い神勅を拜することが出来なかつたであらう。何れが正しいかわからない場合には、古傳を併せて集録するといふこの態度に、編修者の識見を認めなければならぬ。

神代紀のみならず、神武天皇御紀以後にも、「一本云」「或本云」として、所々に異説が掲げてある。「伊吉連博徳書」・「譜」（いはらちいでのふみ）・「高麗沙門道顯日本世記」等の如く、書名まで明記したところもある。また「百濟本紀」・「百濟記」・「百濟新撰」等を引用して、外國の記録と對照したところもある。これには種々の説もあるが、みな「日本書紀」の編修者が嚴正に皇國の歴史を闡明した努力の現はれと見ることも出来よう。

〔六〕「日本書紀」の編修法 はじめて國史を編修し、これを後世に傳へ外國に示さうとするに當り、先進國の歴史を編修上の参考とするのは、當然のことである。當時の支那は、文化の先進國であつた。「日本書紀」の編修は、支那の歴史から學ぶところが多かつた。それを一概に外國の歴史を模倣した不見識と斷することは出来ない。先進國の歴史に劣らぬ雄大嚴正な國史を編成して、堂々と中外に明示した意氣も大いに認めなければならぬ。

「日本書紀」の編修者は、支那の歴史編修法から、如何なることを學んだか。黑板勝美氏編「日本書紀」(岩波文庫)の緒言中に曰ふ。

この書の奏上された養老四年の凡そ十年程前、唐の景龍四年に支那で歴史の學問について貴重なる一書が著はされた。それは史家として有名な劉知幾の史通といふ書である。同書は支那では如何に歴史が編纂されて來たか、また歴史の筆録の方法等についてもこれを如何にすべきかと、いろ／＼の説や意見を述べたもので、我が遣唐使若しくは留學生が支那に於てこの方面に多少とも知識を獲て歸つたと考へるならば、史通に述べてあるいろ／＼の編纂法や、これによつて成つた各代の歴史について研究するところがあつたに相違ない。然らば日本書紀の撰修は必ずや支那に於ける歴史に準據したことが推測せられ得ないであらうか。これまで日本書紀に對して誤解せられた所以は、支那に於ける歴史の編修について考慮せられなかつた爲めである。

「日本書紀」の編修者が果して「史通」の影響を受けたかどうか、それは疑問である。前文にも判明

した事實とは断定してない。養老四年から十年前といへば、その間に歸朝した遣唐使は、多治比縣守の一行だけである。これは、養老元年三月に難波を出發して、翌年十月に歸朝した。一行に加つてゐた吉備眞備や玄昉等が歸朝したのは、天平六年のことである。多治比縣守と共に歸朝した者のうちに、「史通」を読んだ者があつたとしても、養老四年五月までは、一年七箇月しかない。新しい史學の知識によつて、その間に編修しなほすことも出来なからう。或は三韓から渡來した者があつたかしのないが、それも全く不明である。

史學の新书から影響を受けないとしても、既に多く移入してゐた支那や三韓の史籍を讀んでゐた者が、國史の編修に當つて、その方法を參考しないわけはない。これらの外國史を參考とした主要な點は、記述の様式、不明年曆の補説、文辭の修飾といふことに歸著するであらう。

記述の様式といつても、支那のどの歴史によつたといふのではなく、多くの文獻を參考として、適當な様式を定めたのである。故に、これを模倣といふことは出来ない。

判明してゐない古代の年曆は、支那の研究を參照した點もあるやうに思はれる。平泉澄氏の「日本書紀解題」（大日本文庫）に曰ふ。

時代の測定に當時知られたる學問を利用したといふのは、支那から入つて來た識緯（しきい）の學であつて、それは歴史の

運行に一定の理法ありと説くものであるが、當時命ぜられて本書の編修に與つた學者の中には、この説を知つてゐたものがあつたと見え、古代の年曆不明の所は、しばらくこの説によつて年次を決定する事となつたらしい。この識緯の學説を利用せられたのは、當時の史學の程度から見て、まことにやむを得ざる所ではあつたが、その爲に年代の推定が誤り、種々の無理となり、前後辻褃の合はぬ所が出来て來た。

「識緯」といふのは、未來の豫言を意味する古い用語である。支那には、古くから識緯學と稱する學問が流行してゐて、「晉書」の武帝紀にも、「秦始皇三年十二月、禁星氣識緯之學」としてある。この學説によつて年代を推定したために、種々の矛盾を生じ、非難の理由ともなつたが、それによつて古傳の價値を没するものではない。

「日本書紀」は、支那の典籍によつて文辭を修飾したところが非常に多い。「史記」・「漢書」・「後漢書」・「隋書」等の如き史籍のみならず、「詩經」・「書經」・「易經」・「禮記」・「論語」・「文選」等の中に出づる辭句を點綴した跡が隨所に歴然としてゐる。しかも、その文中には、所々に六朝の流れを汲んだ四六文體が用ゐてある。故に、一見漢籍を模倣したものゝやうな感を起さしめる點がないでもない。「日本書紀」が「續日本紀」以下の國史に比して著しく漢籍の色彩を帯んでゐることは、何人も認めるところであらう。「續日本紀」以下には、御歴代の詔勅の中、所謂宣命文のままに謹載せられて

るものが頗る多い。しかるに、「日本書紀」の詔勅は、悉く漢文體のもののみで、一詔も宣命文のままに謹載せられてゐない。これは、まことに遺憾なことである。「日本書紀」のうちには、外國の典籍から單なる美辭麗句を採つて文飾に用ゐたといふだけでなく、或る一節を原文のままに流用したやうなところも往々ある。神代紀の冒頭六十五字は、「淮南子」鴻烈傳の一節と同じく、雄略天皇御紀中の御遺詔は、「隋書」高祖紀の中にある仁壽四年の遺詔に類似してゐる。その他、神武天皇御紀に、「設牛酒以勞饗皇師。」とあり、景行天皇御紀に、「執斧鉞以日本武尊。」とあるやうに、元來、我が國にない事實が、恰もあつたやうな筆法で書いてある。かうした漢文的な修飾には、多くの國學者が不満を感じて、これを非難した。「古事紀」を以て上代の史實を正しく傳へたものと認め、「古事紀傳」を著した本居宣長は、「日本書紀」を最も激しく攻撃した。宣長は、「古事紀傳」のはじめに、「日本書紀」の書名までも非難して、次のやうにいつた。

まづ日本書紀といふ題號こそ心得ね。御國の號を標られたるなれとも、漢國は代々に國號のかはる故に、其代の號もつけされは、分りかたければこそあれ、皇國は天地の共遠く、天津日嗣つゝきまして、かはらせ給ふ事しなれば、それと分て云へきに非ず。かゝることに國號をあくるは、ならふところある時のわさなるに、是は何に對ひたる名そや、たゞ漢國にむかへられたりと見えて、彼にへつらひたる題號なりかし。然るを後人の、かへりて此をたけき事に稱へ思ふはいかにそや。己か心にはいとあかす、邊はみたる名とこそおもはるれ。

皇國の道を強調した宣長の熱情がよくあらはれてゐるが、日本といふ國號を冠したことを、漢國にへつらふものといふやうな説は、甚しい偏見である。日本國民といつても、外國にへつらふわけではない。これは、既に橘守部なども次の如く反駁してゐる。

上代の人はことわりのまゝに、吾皇大御國を、天地の間に一つとなく、尊き限と思極てありければ、直ちに國の大號を擧て、日本某と稱をは、上なき自稱とはせしにそ有ける。かの上宮太子の隋王に賜はしつる御書に、日出處天皇授書日沒處天子、無恙否云々と示したまひ、今此紀中などにも、凡て、異國をは西蕃と書たまへる、その意氣の高きに合せても、誦ひてには非る事著明し。萬葉集の歌などには、何處に對へ、誰に誦ふとは固あらされと、日本之倭國者云々。磯城島乃倭國云々と、恆にあまたよみたるも同事なり。又吾國者、吾日本者、吾大王者、なとよめる。吾も他に對へてにはあらず、是は偶、親しみて云なりと注せり。是を親辭としらは、右の國號も自稱となとか悟らさる。

宣長は、「日本書紀」が漢文の修飾により事實を誇張し古意を失してゐることを擧げて、極力これを排撃した。「神代紀警華山陰」の中に曰ふ。

書紀は古書の有か中に、いと貴く珍重たく、やことなき御典になむあるを、さるにとりては、古學の爲にはしも、不足ことはた、小縁ならすなむ有ける。然言、故は、まづ古事しるす史は、大方古の傳説を、失はず過たずして、後の世に傳へん爲なり。されは其史とも、古きは上代の事を記せるやう、唯其有形のまゝにして潤色添たる事なく、文の章はた自然に備はりて、いと美たくなん有めりしを、此書紀の作さまは、然る古傳書には依、な

から、當時の世中の好みに符へて、悉く漢史風に改めて、詞に共方の潤飾の多有のみならず、事にさへ意にさへ、其潤色を加へたと、凡て萬をいかて漢めきたらむと、力られたるほとに、なへての詞の、古に非ざる事は更にいはず、文の改さまに依ては、其事も意も自ら古の傳の趣とは違へる事もあり、或はいかなるよしとも聞えかたくな成ぬる節さへ、をり／＼に交りなとして、大方上世の意は埋れ果て、世に知る人なくなむ成れりける。此を物に譬へていはし、彼古傳書の様は、人の像を寫しかくに、顔やうは更にいはず、形姿衣の色あやまて、其形のままに物したるか如くにして、古の有形は、目の前に見るか如くなむ有けるを、此書紀は、世人の好みに合へむとして、其の古く寫せる状を變て、見る目をかしくと書成たれば、其人には似もつかてあらぬ漢人の顔貌になれるか如し。

その外、「古事記傳」などの中に於ても、本居宣長は、しばしば「日本書紀」の文飾を非難した。

「日本書紀」に文飾の多いことは、何人も否定し難いところである。あまりに文飾が多いのを怪しみ、編修の當時からこのとほりになつてゐたものか、後人が次々に加へたものかについて、疑ひを抱いた者もあつた。伴信友の「比古婆衣」に曰ふ。

日本紀は古の實を文飾り失へりと思ゆる事の多かるは、次々に文飾を加へたる物にはあらじかと思ひしも灼く、これかれ其證を得たり。其はまつ若槻幾齋と云人の見たりし古寫本の日本紀の押紙に、裏書云、日本紀三十卷、崇道盡敬皇帝所撰也、近者文臣請詔數増補之、合歡旨永歛祕府、嗟呼欲取一時之寵、輒紊千古之實、可不痛哉、愚竊寫原書、藏之函底、若是證乎來世幸矣、承和甲寅左衛門佐藤原長良記と有しといへり。そ

も／＼長良公の行狀は、文德實錄に載されて、いと／＼實やかなる仁におはしければ、彼裏書に記されたる事も痛歎せられける事宜なり。近者文臣請詔と云より、紊千古之實、可不痛哉と云ふまでの文に眼を著て辨ふへし。

これは、若槻幾齋といふ人の見た古寫本の裏書にあつた藤原長良の記した文字によつて、「日本書紀」の文飾が後人によつて加へられたものかどうかと思つてゐた疑ひが晴れたといふのである。信友がその寫本の裏書を見たのではない。承和甲寅(元年)は、仁明天皇御即位の翌年で、藤原長良は、その時に三十五歳であつたといふ。長良は、當時の文臣が一時の寵を得ようと思ひ、しばしば詔を請うて「日本書紀」を増補したのを痛歎して、原書を寫し取り、これを篋底に藏することにしたといふ意味の裏書である。ただこの一片の識語によつて、「日本書紀」の修飾は、後人が加へたものと斷定することは、早計といはなければなるまいが、數百年間寫本のままに傳はつて來た古書であるから、後人の加筆があつたといふことも十分に考へられる。しかし、加筆があつたとしても、全篇を通じて原形を失ふほどに修飾が加へられたものとは信じ難い。「日本書紀」の文辭には、最初から「續日本紀」以下の國史よりも漢文的修飾が多かつたものにもがひない。如何なる理由によつて、「日本書紀」のみにさうした著しい修飾が加へられたであらうか。編修者中に漢文を達者に書く者が多かつたこと、國語を

表はす便利な文字のなかつた當時には、漢字の音訓を用いた國文よりも、漢文の方が簡明莊重に表現が出来たこと、最初の國史であるから、外國の歴史に遜色のないものにしよとしたこと等が考へられる。

文辭に漢文的の修飾が加はり、漢籍中の一節が原文のままに挿入してあるのは、今日から見れば甚だ遺憾なことである。これを排撃した本居宣長の識見を、大いに認めなければならぬ。しかし、文辭の修飾によつて、歴史がその價値を失ふものであらうか。歴史が史觀・史料・編修法によつて、成立つことは、前に述べておいたとおりである。文辭の修飾は、編修法上の一技に過ぎない。歴史の骨格は、史觀であり、史料である。編修法ももちろん輕視すべきものではない。しかし、表現の文體の如きは歴史の末技である。古傳の味はひをそのままに寫し出さうとする文學や、上代の言語を後世に傳へようとする語學の書ならば、漢字の音訓を用いて國語を記すことを主眼とした「古事記」のやうな文體でなければならぬ。歴史の本質は、表現の文體にあらず、その内容にある。従つて、その價値は、文體によつて決せず、内容によつて決する。文辭の漢文的修飾を理由として、「日本書紀」の價値を否定する偏見は、これを斥けなければならぬ。漢籍の一節を挿入したことや、我が國になかつた外國の事實を混入したことは、大いに遺憾とするところである。しかし、他書にある成句をそのま

まに採り入れて文を綴ることは、古人がしばしば慣用した手段であつた。淮南子や隋書からの轉用も、當時の習慣からいへば、必ずしも非難すべきものではなからう。

要するに、「日本書紀」の編修法は、外國の歴史を參考として多くの示唆を受けた。しかし、決して無思慮に外國の歴史を模倣したものではない。廣汎な範圍に互る史料を蒐集してそれを嚴密に検討し、眞偽の判明しない古傳は、編修者の私見によつて取捨改變せず、異傳を併せて記載し、古代の歴史を闡明するといふ方針の下に成つた獨得の國史である。文辭の修飾を以て價値を問ふべき性質のもものは絶對にない。本居宣長が「古事記」を過重して「日本書紀」を非難してから、國學者のうちには、これに同意した者が少くなかつた。文飾のために「日本書紀」の價値を否定する偏見は、上に指摘した通りである。「日本書紀」は、「古事記」よりも廣汎な史料に基づいて成り、「古事記」に見出すことの出来ない特色を有してゐる。しかも、これは、最も尊重すべき官撰の國史である。「古事記」のみを偏重し、「日本書紀」を輕視することの非は、敢てこれを論ずるまでもない。

第四節 「日本書紀」の異本

〔一〕 古書に異本の多い理由 異本といふのは、もと珍しい本即ち世にありふれた本とちがつた本

といふ意味の語で、「南史」の王僧孺傳に、「聚書至萬餘卷、率多異本。」としてある。しかし、この語は、同じ書名で、内容の一部分のちがつた他の書物といふ意味に最も多く用ゐられてゐる。

古書のうちには、書名が同じで中の文字の相違したものが甚だ多い。どうして古書に異本が多いかといふことは、印刷の術を知らなかつた古代を想像して見れば、おのづから明らかである。活字の印刷がないのみならず、また木版もなかつた昔は、篤學者が著作をしても、それを世に發表する方法がないから、原稿を淨書して、筐底に藏しておくのみであつた。その書を読みたいと希望する者は、著者から借用しなければならぬし、同じ書物を所有したいと思へば、全部を筆寫しなければならなかつた。多くの時日と努力を費して筆寫し、漸く同種の書物が二部になり、更に筆寫する者があれば、また一部増加するといふやうに、書物が普及したのである。書物といふ書物は、寫本より外になつたのであつた。良書は寫本が増加してだんだん普及したであらうが、筆寫する者もない書物は、いつまでも一部だけしかないから、自然に早く滅びてしまふことにならう。幾種も寫本が残つたやうな書物は、必ず特色のあるものと思はれる。

寫字といふことには、非常に誤りを生じ易い。今日の活字本に誤植があるやうに、寫本には、必ず誤字といふものが残る。どんなに注意して校正しても、全然誤植のないやうにするのがむづかしいや

うに、如何に念を入れて筆寫しても、多少の誤字を免れることは出来ない。誤字のみならず、時には一句を落すこともあり、また意味を取りちがへて書き誤ることもあらう。筆寫した者が後に再三訂正をすればともかく、誤寫に気がつかず、そのまま秘藏しておけば、ここに一種の異本を生じ、さうして轉寫せられて行く間には、幾種も異本が出来ることになるのである。この寫本も、はじめには卷物になつてゐたので、歳月を経るに従つて、糊がきかないやうになり、それをつなぎあはせる時に往々錯簡を生じた。これも異本發生の原因の一つであつた。また寫本のみに限らず、すべての書物には、後の人が字句を訂正したり、書き入れをしたりすることが多い。版本ならば後人の加筆も判明してゐるが、寫本では區別がつかないやうになり易い。その加筆のままにまたこれを他の者が轉寫するといふやうなことも甚だ多い。これらも寫本に異本の多い主要な原因と認められる。若し著者の書いた自筆本が湮滅して、數種の異本が残存する場合には、どれが原本に近いものであるかわからないから、校合といふ誠に厄介なことが、後世の重大事業となつて來るのである。今日のやうに印刷が進歩すれば、異本といふものはなくなり、もはや校合の必要も生じない。訂正改版や裝禎のちがつたものは出て、それが原本かわからないやうになることは、絶対にないといつてよからう。すべての文化は、先人の業績に後人の努力が順次集積せられて行くことによつて發達するものである。文字の校合や古書の

考證に萬人が没頭し、有限の時間と精神能力を勞費してゐたら、文化は一步も前進しない。異本を涉獵して、文字の異同を詮索することは、學問の準備としてのみ有意義である。學問そのものの本質的な研究ではない。恰も外國の書物を讀むために、外國語を學ぶやうなものである。しかるに、今なほこの準備が古典研究に最も必要な前提となつてゐて、それを學問の本義であるかのやうに思つてゐる者もないといはれない。東亞再興の聖業が日々に進み、やがて世界文化の指導的地位に立たなければならぬ國に於て、何百年も前の異本を涉獵し、文字を詮索しなければ、古典の研究が出来ないやうなことは甚だ遺憾である。國民の必讀を要する貴重な古典は、速に權威ある定本をつくることの必要が痛感せられる。さうして、更にその餘の微細な考證は、興味と時間の餘裕とを有する特殊の人々に任せておくことにしたいものである。

〔二〕「日本書紀」の古寫本 「日本書紀」は、古寫本が比較的多く遺つてゐる。多くの寫本を生じたのは、この書が最初の勅撰國史であり、また最古の文獻の一であるのみならず、御歴代毎にしばしば御進講の勅命を拜したので、貴重な古典として鄭重に取扱はれたためであらうと思はれる。約九百年に近い久しい歳月の間、寫本として傳はつたのにも拘らず、系圖一卷が散逸したのみで、全部が完全に保存せられたことも、またそれを立證するものである。著者は諸家秘藏の古寫本を一々見る便宜

廿五年百濟直支王薨即于久尔薨立為王二年

勿木滿致執國政與王母相姪多行無禮天

崩而亡之

百濟記云木滿致者是木羅斤資討新羅時娶其女而所生也以其父功專於

任我未入我國往送貴國兼制天朝執我國政權重當世然天朝聞其暴亡之

廿八年秋九月高麗王遣使朝貢因以上表其

表曰高麗王教日本國也時太子薨道稚郎

(藏氏衛兵勸中田) 紀書本日本寫古 圖二第

と餘裕のない者であるから、ただ諸書に示すところを基とし、次にこれを列挙しておくことにする。古寫本のうち、卷第一から卷第三十まで、三十卷全部完備してゐるものは、次の三種に過ぎない。

- 楓山本 内閣文庫所蔵 三十卷
- 吉田本 吉田子爵家所蔵 三十卷
- 鈴鹿本 鈴鹿義鯨氏所蔵 三十卷

その他の諸寫本中、神代紀と神武天皇御紀を併存するものは、左の通りである。

- 北野本 北野神社所蔵(國寶) 二十八卷 卷二及び卷十四の二卷を缺く
- 應永本 無窮會神習文庫所蔵 二十三卷 卷一・二・九・十七・十九・二十・三十の七卷を缺く
- 熱田本 熱田神宮所蔵 十四卷 卷一より卷十五まで(中、卷十一を缺く)
- 圖書寮本 宮内省圖書寮所蔵 十三卷 卷一・二・十・十二・十三・十四・十五・十六・十七・廿一・廿二・廿三・廿四
- 玉屋本 帝室博物館所蔵 九卷
- 三島本 三島神社所蔵 三卷 神代 神武天皇
- 北野一峯本 北野神社所蔵 三卷

以上表示したやうに、北野神社所蔵の寫本は、ただ卷第二と卷第十四の二卷が缺けてゐるだけで、殆ど完本に近く、熱田神宮所蔵の寫本は、卷第一から卷第十五までのうち、卷第十一が一卷缺け、他

の十四卷が揃つてゐる。また無窮會神習文庫所蔵本は、七卷が缺けて二十三卷が現存し、宮内省圖書寮所蔵本は、卷第一と卷第二、卷第十二から卷第十七までの六卷、卷第二十から卷第二十四の四卷、總計十三卷が現存してゐる。その他は、十卷以下のものである。

以上の外に、神代紀のみの寫本も少くない。左の通りに、二卷が揃つてゐるものもあり、上卷または下卷の一巻が缺けてゐるものもある。

- 延喜本 北野神社所蔵 一巻 神代下
- 鴨脚本 無窮會神習文庫所蔵 一巻 神代下
- 兼夏本 吉田子爵家所蔵 二卷
- 嘉曆本 水戸彰考館所蔵 二卷
- 桃木本 桃木書院所蔵 一巻
- 蘭田本 蘭田守理氏所蔵 二卷
- 明應本 御巫清白氏所蔵 二卷
- 永正本 御巫清白氏所蔵 一巻 神代上
- 兩足院本 建仁寺兩足院所蔵 二卷
- 三寶院本 醍醐三寶院所蔵 一巻 神代上

仁和寺本 仁名寺所藏 二卷

また神武天皇御紀以後の寫本の一部分のみが残つてゐるものもあるが、これは神代紀に比して遙に種類が少い。卷數もまた四卷を最多とし、他はみな一二卷のもののみである。かく一部分のみを書寫するといふことはなからうから、これらの寫本も、もとは完備してゐたのが、永い歲月の間に散逸して、殘闕のみが現存してゐるものと思はれる。

前田本 前田侯爵家所藏 四卷 卷十一(仁德天皇)・卷十四(雄略天皇)・卷十七(顯體天皇)・卷二十(敏達天皇)・
 岩崎本 岩崎男爵家所藏 二卷 卷廿二(推古天皇)・卷廿四(皇極天皇)
 田中本 田中勳兵衛氏所藏 一卷 卷十(應神天皇)
 藤波本 無窮會神宮文庫所藏 一卷 卷廿四(皇極天皇)

以上の諸寫本のうち、年代の最も古いのは、平安時代のもので、田中家・岩崎家・前田家の藏本、延喜本及び北野本の一部がそれに屬してゐる。次に鎌倉幕府當時のものには、北野本の一部・鴨脚本・丹鶴本・水戸彰考館本等が數へられてゐる。

多くの寫本のうちには、書寫した年月や人名の奥書が記してあるものもある。その例を次に擧げて見よう。

「延喜本」神代紀下卷一冊には、「延喜四年勅月書日、從五位上守右少辨藤原朝臣清貫、右大史正六位兼行算博士阿保朝臣巨賢奉行、云々」の奥書があるといふ。この本の年代には、疑ひを抱いてゐる者が多いが、諸書に引用せられ、伴信友も「比古婆衣」の中に、その奥書を引いてゐる。

「嘉禎本」神代紀下卷一冊は、賀茂御祖神社禰宜鴨脚秀文の所藏であつたから、鴨脚本ともいつてゐる。「嘉禎二年十月十八日書寫」の奥附があり、次に「嘉元四年八月以武庫相傳秘本一令書寫者也云々。下卷 九月十九日、於金澤之風亭、以前神祇伯二位入道殿秘本一令寫下 酉院末資金剛紺子劍阿」の奥書がある。

「嘉曆本」神代紀上下二卷、水戸徳川家の所藏本である。「嘉曆三年心宗沙門劫外曇春、於巨福山建長蘭若書窓」の奥書がある。

「熱田本」十四冊、これは、熱田神宮の所藏本である。世に「懷紙裏の日本紀」といつてゐる。「永和三年十一月、四條金蓮寺四代上人書寫」の奥書がある。

「三島本」神代紀上下二卷と神武天皇御紀一卷の三冊は、伊豆國三島神社の所藏本である。應永三十五年、良海・快尊・重尊並に助筆眞尊が書寫したといふ奥書がある。

「玉屋本」卷第一神代紀から卷第十應神天皇御紀まで、合本三冊になつてゐる。神代紀は應永二

十三年の書寫その他は永享年間の書寫である。最後の卷に、「永享三年阿州長野山譽田八幡宮東、一條院にて良海書寫」の奥書がある。江戸の玉屋山三郎が所藏してゐたので、「玉屋本」と稱せられてゐる。「明應本」神代紀上下二卷は、伊勢の御巫清直氏の所藏本である。「明應八年龍集己未十月、勸學院常住書を以左京大史小槻惟久書寫」の奥書がある。

「永正本」神代紀上卷一冊、これも同じく御巫氏の所藏本である。「永正七年十一月 日、神祇權大副大中臣國忠書寫」の奥書がある。

かく奥書によつて、書寫の年月と書寫した人名の判明してゐるものもあるが、奥書のない寫本は、如何なる時代のものか、如何なる人の書寫か、ただこれを推定するのみに止まつてゐる。

いふまでもなく、現存のものが寫本の全部ではない。既に湮滅した寫本の數は、現存のものよりも寧ろ多かつたことであらう。前例の奥書のうちに、何々の書により書寫したとあり、その原本が残つてゐないことによつても、それが明らかに察せられる。

〔三〕「日本書紀」の版本 かくの如く久しい歲月に互り寫本のままに傳はつた「日本書紀」は、慶長四年に至り、はじめて神代紀二卷が勅版として出で、その後、數種の版本が續出した。慶長四年から寛文九年までに出でた版本は、次のとおりであつた。

慶長宸刻本	慶長四年(己亥)春	神代紀上下二卷
慶長活字本	慶長十五年(庚戌)夏	三十卷
慶長版本		三十卷
寛永版本	寛永年中重刻	三十卷
寛文版本	寛文九年(己酉)正月	三十卷

慶長四年の宸刻本は、後陽成天皇の勅旨を奉じて、神代紀上下二卷を刊行した活字版本である。その題簽は、畏くも後陽成天皇の宸筆を刻したものだといはれてゐる。半葉八行、一行十七字になつてゐて、書中「一書曰」とあるところは、二字低書してある。全文無點、異同の書入れ等もない。(第二圖参照)清原國賢が校合の任に當つたことは、次の跋文によつて明らかである。

日本書紀歷代之古史也 元正天皇養老年中一品舍人親王太朝臣安麻呂奉勅撰之吾朝撰書迄 奏覽以是爲權輿者耶 君臣共以莫不窮此書矣按 應神天皇以還至 繼體天皇御宇異域典經多以難來朝不解其義徒經三百有餘歲矣 推古天皇御宇聖德太子察三才之源達三國之起故始以漢字附神代之文字傍於于爰吾邦人浸得識量典經之旨非至聖誰敢所 此緯哉蓋神道者爲萬法之根抵儒教者爲枝葉佛教者爲花實彼二教者皆是神道之末葉也雅以枝葉顯其本原然則異曲同工者歟頃學儒佛者夥而知神書者鮮矣物有本末事有終始何棄本取末焉於神國爭疏神書乎萬機之政尙以神事爲最第一 但神代事理既幽微非理不通欽惟

陛下寬惠叡智之餘後世惜其流布之不廣遂命鳩工於是始壽諸梓矣舊本頗純駁不一求數本考正之去其駁而錄其純用之圖

而及之天下則以成熙皞之治以紹神尊之統保瑞穗之地千五百秋將必有賴於斯焉

慶長己亥姑洗吉辰 正四位下少納言兼侍從臣清原朝臣國賢敬識

この跋文により、宸刻の聖旨を拜することが出来る。また數本を求めて考正し、駁を去り純を録したといふ校合の態度も窺はれる。宸刻本の字畫は、頗る精巧にして鮮明、後に出た版本を凌駕してゐる。文字は國賢の自筆であらうといふ説もある。

慶長十五年には、全三十卷の活字版本が出た。これはもとと部家に傳はり、内大臣三條西實隆の是正を歴た寫本であるといふことが、洛納野子三白の跋文に記されてゐる。

此寫本者當初安貞二年兼頼校讎諸本正應之中神祇權大副と部兼方筆之收于石室以來永仁正四位下行神祇權大副兼山城守と部仲季嘉元甲辰沙彌蓮惠康永壬午神祇權大副兼員轉書之云云至永正之頃内大臣實隆公以件本親臨書訂朱墨點今據内相公本鏤梓廣傳于世恐活板之徒多誤刀刀陶陰矣庶幾莫貽誦於余焉

慶長十五庚戌仲夏念入 洛納野子三白誌

しかるに、また別に「御本云」と記して、清原國賢の宸刻本跋文をも轉載し、その終に「以勅本板行」としてあるので、神代紀は、慶長四年の宸刻本をも参照して校合したものであらう。

この慶長十五年の活字版本に基づき、誤字を訂正し、更に種々の寫本等を參考として整理し、訓點を加へて板刻したものが出た。これも慶長年間のことであらうといはれてゐるが、年月はわからない。

寛永年間に出た版本も、寛文九年の版本も、みなこの本の重刻である。寛永の重刻本も稀には残つてゐる。しかし、最も世に流布し、今日でもなほ市井の古本屋に往々散見するものは、寛文九年の重刻本である。

寛文九年の版本は、その終に「寛文九己酉年正月吉辰」として、下に武村市兵衛昌常・村上勘兵衛元信・山本平左衛門常知・八尾甚四郎友春と出版者四人の名が連署してある。この本が慶長年間に出た版本の重刻であることは、前に掲げた清原國賢の跋文や洛納野子三白の跋文まで、そのままに轉載附記してあることによつても、歴然としてゐる。この寛文版本にも二板あるが、内容に變りはない。「日本書紀」の版本中、最も完備したものであり、且、一般に普及してゐて求めやすいので、その後の研究者は、多くこれを底本とした。

以上の版本にもなほ多くの誤脱や錯簡があつたので、更にこれを校訂した版本が現はれた。「小寺本」・「黒羽本」・「丹鶴本」・「田中本」等は、その主要なるものである。「國史大系」及び「六國史」の中の「日本書紀」も、またそれに屬してゐる。校本に關しては、次にこれを概括して述べることにする。「四」 「日本書紀」の校本 約九百年間寫本のまゝに傳はり、その間に無數の異本を生じた古典の定本が、一朝一夕に出来るものではない。最初の版本になほ多くの誤脱や錯簡があるのも當然である。

そこで、その後の學者には、更に版本の校訂に力を注いだ者が少くなかつた。全部を校訂した者もあり、神代紀その他の一部を校訂した者もあつた。その結果、また種々の校訂本を生じた。これらの校訂本のうちには、版本となつて出たものもあつたが、そのまま私藏せられて、世にあらはれないものもある。多数の校訂本を一々掲げることが出来ないから、次にただその例だけを挙げておかう。

大關増業校本(黒羽本)	版本
水野忠央輯刻本(丹鶴本)	版本(神代紀上下)
小寺清之校本	版本
田中頼庸校本	版本(神代紀上下)
水戸彰考館本	宮内省圖書寮所藏
伊勢貞丈校本	無窮會神習文庫所藏
山田以文校本	無窮會神習文庫所藏
狩谷核齋校本	無窮會神習文庫所藏
鈴鹿連胤校本	鈴鹿義鯨氏所藏
伴信友校本	
井上頼固校本	無窮會神習文庫所藏

大關増業は、下野國黒羽の藩主である。氏を丹治、字を不比といつた。祖先が武藏國大關から出たので、大關丹後書

と稱した。夙に文學に志し、括囊と號したが、特に「日本書紀」に造詣深く、これを校訂し、外に「日本書紀見例」及び「日本書紀文字錯亂備考」三卷を著はした。黒羽の地名から、この校訂本を「黒羽本」といつてゐる。

水野忠央は、紀伊國新宮城の藩主である。大炊頭と稱し、土佐守と稱し、號を丹鶴とも、黄菊壽園ともいつた。丹鶴の號は、新宮城の一名丹鶴城によつたものである。夙に國學を好み、丹鶴書院を設けて、多くの學者を集め、「丹鶴叢書」百五十八卷を編輯し、弘化四年から嘉永六年に互つて、これを刊行した。「日本書紀」神代紀は、その第百十四卷・第百十五卷になつてゐる。明治四十五年に國書刊行會から翻刻した「丹鶴叢書」には、神代紀が第一卷に收めてある。この「丹鶴叢書」中の「日本書紀」校訂本を、通常「丹鶴本」といつてゐる。

その他の校訂本及び校訂者のことは省略する。

多くの古寫本や校訂本や注釋書を参照して成れる最も新しき「日本書紀」の校訂本は、

國史大系本 黒板勝美氏校訂

六國史本 佐伯有義氏校訂標注

である。「國史大系」及び「六國史」のことは、既に總説のうちに述べておいたから再言しない。「國史大系」には第一卷に、「六國史」(朝日新聞社刊行)には第一卷と第二卷に「日本書紀」が收めてある。兩書ともに寛文九年の版本を底本として、多数の文獻を参照し、嚴密なる校訂を経て刊行し、何れも更に再刊したものであるから、最も優秀なる校本と認めなければならない。「六國史」の「日本書紀」に

は、詳細なる標注が附してあるから、校訂本であり、同時に注釋書である。單なる校訂本のうちに論すべきものでない。

以上の外に、「日本書紀」の本文を假名交りの普通文に書き改め、漢字に振假名を附したのも、數種現はれた。その例を擧げて見ると。

「日本書紀」岩波文庫 三卷 黒板勝美氏編 上卷昭和三年一月發行

「日本書紀」大日本文庫 一卷 平泉澄氏 校訂 昭和九年十二月發行

「日本書紀精粹」日本思想叢書 一卷 黒板勝美氏編 昭和七年十月發行

「日本書紀」神典中の一部 大倉精神文化研究所編 昭和十一年二月發行

等である。このうちには、一部分が省略してあるのもあり、簡單な注解を加へたものもある。漢字の全部に振假名を附したのは、「神典」中の「日本書紀」のみである。

第五節 「日本書紀」の注釋書

「一」注釋書の多い「日本書紀」「日本書紀」を注釋し、講義し、考證し、研究した後人の著は、その數が甚だ多く、それを盡く列擧することは出來ないが、次に(一)通紀注釋、(二)神代紀注釋、(三)

その他の三種に分つて、主要なる書名と著者とを示しておくことにする。「通紀注釋」は、神代紀から御歴代紀を通じての解釋の意味であるが、三十卷全部に互つてゐないものも、この中に加へた「神代紀注釋」は、神代紀即ち卷第一・卷第二の解釋で、「日本書紀」の解釋中、これに屬するものが最も多い。「その他」は「日本書紀」の内容に關する概説及び書中の特殊事項に關する注釋考證のすべてを網羅したものである。

(一) 通紀注釋

日本書紀私紀	諸家進講
釋日本紀	二十九卷 卜部兼方
日本書紀考	四十一卷 伴部安崇 一名「日本書紀抄」ともいふ。
日本書紀講述鈔	二十三卷 度會清在
日本書紀口訣	十二卷 忌部正通 貞治五年作。
日本紀標註	二十六卷 敷田年治 明治二十四年刊行。
日本紀訓考	五卷 關四郎太 明治十九年刊行。
日本書紀抄	跡部良顯

- 書紀集解 三十卷 河村秀根 天明五年の自序あり。
- 日本書紀通證 三十五卷 谷川士清 延享五年著。寶曆十二年刊行。
- 日本書紀通釋 六卷 飯田武郷 明治三十五年刊行。
- 日本書紀新講 三卷 飯田季治

(三) 神代紀注釋

- 日本書紀纂疏 八卷 一條兼良 享祿四年僧拙什の跋あり。寛永十七年刊刻。
- 日本書紀私鈔 三卷 岡熊臣 慶長四年自跋。寛文四年出版。
- 日本書紀私傳 七卷 白井宗因 延寶二年刊行。
- 日本書紀神代合解 十二卷 清原國賢
- 日本書紀神代私説 八卷 白井宗因
- 日本書紀神代卷統節 五卷 鈴木重胤
- 日本書紀傳 二十九卷 鈴木重胤
- 日本紀臆斷 三卷 石崎文雄
- 日本紀神代抄 十一卷 清原宣賢 寛永十七年刊行。

- 神代講述抄 五卷 出口延佳 寛文十二年著。
- 神代講談書 十卷 栗田土滿 文化七年自序。文化八年刊行。
- 神代紀葦牙 三卷 本居宣長 寛政十二年刊行。
- 神代紀響華山蔭 一卷 源雅胤
- 神代紀秘解 十七卷 清原宣賢 寛文四年刊行「日本書紀合解」の中にも收載。
- 神代紀講義 五卷 北川政方
- 神代紀略解 三卷 忌部正通
- 神代口訣 五卷 卜部兼良 延享五年著。
- 神代紀鈔 三卷 多田義俊
- 神代紀釋 三卷 竹内巖稿
- 神代紀傳 三卷 山本廣足 寛文十二年著。
- 神代卷講述鈔 二卷 荷田春滿
- 神代卷荷田氏抄 一卷 吉川惟足
- 神代卷惟足抄 五卷 淺見安正
- 神代卷講義 一卷

神代卷秘要抄	十二卷	多田義俊	
神代卷顯要抄	七卷	多田義俊	
神代卷秀眞政傳	十卷	得能秀眞	天保十四年九月一日序。嘉永二年刊行。
神代卷證歌	一卷	岡田正利	
神代卷私語草	二卷	佐々木丹治	寛保元年門人の筆記なりといふ。
神代卷家傳聞書	九卷	田中宗得	元祿二年奥書あり。
神代卷鹽土傳	四卷	清原春岑	寛政七年著。
神代卷鹽土傳	五卷	谷重遠	
神代卷神社考	二卷	伴部安崇	
神代卷獨見	一卷	伊勢貞丈	安永七年六月八日記。
神代卷風葉集	八卷	山崎嘉	
神代卷風俗抄	五卷	森信慶	
神代卷劄義箋	二卷	高屋近文	享保二年著。
神代卷藻鹽草	五卷	玉木正英	元文四年刊行。
神代評註	四卷	龍照近	

礼之由也

第十七卷

五首

天命開列天皇

天智天皇

九年夏四月庚卯朔壬申
 夜半之後突法隆寺
 志一屋與餘木雨雷震
 五月童謡曰
 知波志能 宇治橋 都梅能 何也言稿
 余也 阿素拜
 玉手也 梓鞞能 家也 出坐子 又麻提能
 所也 梓鞞能 家也 出坐子 又麻提能

(藏所家田前) 紀本日釋本寫古 圖三第

- 神代評撰記 五卷 僧日宣 天保三年著。
- 神代秘決 五卷 著者不詳
- 神代和解 十二卷 鴨祐之
- 神代和訓集成抄 八卷 淺利太賢

(三) その他

- 日本書紀安閑天皇紀錯簡考 一卷 伊勢貞丈 明和九年八月二十一日と自記す。
- 日本書紀神武天皇本紀私考 一卷 著者不詳 垂加者流の注解。
- 日本書紀天皇系譜 一卷
- 日本書紀見例 一卷 大關増業
- 日本書紀文字錯亂備考 三卷 大關増業
- 日本書紀三元卷 四卷 横山當永 寛永四年四月著。
- 日本書紀三元卷鈔解 八卷 横山當永
- 日本書紀曆考 一卷 保井春海 卷末に「古今文獻考」を附す。

- 日本書紀或問私考 二卷 多田義俊
- 日本紀若浦鶴抄 一卷 本居内遺
- 日本書紀異本攷 二卷 木村正辭 萬延元年八月作。
- 日本書紀撰者辨 一卷 河村秀根
- 書紀百氏補傳 五卷 榮名井廣聰 天明八年十月の自序あり。
- 日本紀通證目錄 四卷 「日本紀通證」に注釋考證したる詞地名等の抄録類聚。
- 日本紀歌之解 三卷 荒木田久老 寛政十一年著。
- 日本紀竟宴和歌 一卷
- 日本紀竟宴和歌集 二卷
- 神代六首和歌 一卷 吉田兼敬
- 神代和歌釋 一卷 荷田春滿 享保十五年十月十一日在滿澤寫見書。
- 日本書紀分類 二十六卷 徳川光圀
- 日本紀類聚解 十卷 敷田年治
- 日本書紀類標 十卷
- 日本紀類語 九卷

書紀類語 三 卷

〔三〕 主要注釋書の解題 以上の「日本書紀」解釋書中、主要なるのみを簡単に解釋して、その内容と著者とを明らかにしておくことにしよう。

〔日本書紀私記〕 「日本書紀私記」といふのは、既に述べたとほり、勅命を奉じて「日本書紀」を御進講申上げた博士の書き記した覚え書である。養老四年に完成上奏した翌年から、朝廷に於て時の博士等に命じてこの「日本書紀」を講せしめたまうたことがしばしばあつた。例へば、養老五年には博士太朝臣安麻呂、弘仁三年には博士菅野朝臣高年、元慶二年には博士善淵朝臣愛成、延喜四年には博士藤原朝臣春海、承平六年には博士橋朝臣仲遠が、それぞれ御進講申上げたと傳へられてある。勅命を拜した博士等は、書中の語句を抜萃して解説したり、文字を摘出して古訓を附したりして 備忘に供した。それを私記といひ、殘闕零本が現存してゐるのである。しかし何れもみな後人の傳寫したもので、書名も「日本紀私記」といひ、また「日本書紀私記」といつて一定せず、果して舊本そのものであるかどうかといふことさへも疑はれてゐる。従つて、年代や筆者が判明せず、ただ奈良時代から平安時代のものであらうといはれてゐるのみである。「國史大系」の新訂増補版第八卷には、四種の「私記」が收載してある。その三種は、彰考館所蔵本を寫眞凸版とし、それに諸家の所蔵本により、異同を標注したもの、他の一種は、京都の六人部克巳氏所蔵本を原本として活版に附し、「釋日本紀」その他の諸書を参照して校訂したものである。

〔釋日本紀〕(下部兼方) 開題・注音・亂脫・帝皇系圖・述義・祕訓・和歌の七部類に分ちて、「日本書紀」を注釋したものである。二十八卷より成り、別に目錄一冊が添へてある。著者下部兼方は、後嵯峨天皇及び後深草天皇の御代に校訂したものである。

の人である。詳傳はわからない。文永十一年または建治元年に、父の兼文が前關白一條實隆に講述した時の説に基づき、「私記」その他の舊書を参照して、本書を編修したものともいふ。その解釋に往々信じ難いものがあることは、多くの人々が認めてゐるが、廣く古代の文獻を参照し、後世に傳はらない記録等を引用した詳細な解釋がしてあるから、古典研究者が必讀を要する貴重な参考書となつてゐる。その帝皇系圖の如きは、舍人親王撰進のものであらうといふ説もある。「國史大系」新訂増補版には、第八卷に收めてある。これは前田侯爵家所蔵本を原本として、既刊本を嚴密に校訂したものである。

〔日本書紀通證〕(谷川士清) 「日本書紀通證」は、谷川士清の著書である。三十五卷に分れてゐる。延享五年(二四〇八年)に成り寶曆十二年(二四二二年)に刊行せられた。河村景禎及び藤原實連の序が添へてある。本書は、卷一に兼言十九條、附録三篇を掲げて、「日本書紀」の大意、傳來の事、神代文字の事、舍人親王傳等を記し、卷二より卷七までに神代紀を註記し、卷八より卷三十五までに神武天皇御紀より持統天皇御紀に至るまでの主要なる熟字成語について、古今の諸説を検討して参照し、一々經史及び佛書を引いて出典を擧げ、訓義を明らかにしたものである。

士清は伊勢の國の人で、世々醫とする家に生れ、名を昇といひ、淡齋と號した。士清はその字である。玉木葦齋について垂加流の神道を修め、有栖川宮職仁親王の門に和歌を學び、傍ら國史及び語學等を研究した。人となり氣概を有し、和漢の學に通じ、佛書にも詳しく、博覽強記を以て聞え、外に「和訓栞」の如き國學界に大いなる貢獻をした著書をも遺した。

〔書紀集解〕(河村秀根) 「日本書紀」を漢文によつて詳解したものである。著者の河村秀根は、尾張國に生れて、復太郎と稱し、葦庵と號し、特に紀傳學に通じた博識の學者で、著書が非常に多い。本書には、天明五年の序文がある

から、前の「日本書紀通證」よりも三十四年後の著作である。序文のうちには、「夫れ書紀は、神聖の盛跡を叙し、天皇の洪緒を述ぶ、古の良史の著作する所なり。」といひ、また「此れ不刊の炯戒、將來の準式たるなり、故に書紀に深ければ則ち國體に達す、君臣道明らかに 皇統惟一なるを知りて而して亂臣犯夫魏察僭竊の志なく、本支類定まりて貴姓の非凡なるを覩て而して孽子庶孫詐僞侵陵の意なし。」といつて、「日本書紀」が我が國體と密接な關係を有する貴重な典籍であることを明らかにしてゐる。卷首に總論として、論國家之號、論繫國家之號、論著作之人、論書紀之名、論誰載一説、論訓、論諸本、論註例等の八項を掲げ、國號・著者・書名その他「日本書紀」に關する一般的事項を論じ、本文中の語句を廣く漢籍佛典に出てる類語類句と對照して詳細に解釋したものである。著者は、僧雲蝶が石上神社に參拜の途次、農家に宿つて發見した古書に「書紀」と題してあつたといふ例により、書名に國號を附することを外國に倣つた習俗として排し、「日本書紀」といはず、「書紀」の文字を用ゐた。引證該博な點に於て、「日本書紀」の研究者に必讀の參考者となつてゐる。しかし、著者が序文に國體の上から、「日本書紀」の重要性を強調してゐるにも拘らず、一々出典を外國の古書に求めて、文飾の探索にのみ力を注いだ態度には、非難すべきものがある。これに關する平泉澄氏の説は、一見識あるものと思ふ。「大日本文庫」の卷頭に掲ぐる「日本書紀解題」の一節に曰ふ。

〔前略〕書紀の重要性を説いて至れるが如く見ゆるが、この中に重大なる誤があるのは、古の良史の著作する所なりといふ一句である。秀根は書紀を著作と考へてゐるのである。而して著作者が主として支那の古典を參考して修飾して作つたものとし、之をその本典に還元せん事を企てた。その結果として現れたのは、たとへば神代卷勢頭の句が淮南子よりいで、雄略天皇の遺詔が、晋書幸經尙書文選宋書禮記その他に分解し得、而してその遺詔全體としては、隋書高祖紀に見ゆる仁壽四年の遺詔に類似してゐるといふ風にそれらの文句についてひろく漢籍佛典の中に類句を求め、之を對照して書紀の分析的研究をしたのである。この分

析的態度は、近代の科學的方法と一致する所から、秀根の態度は、科學的實證的明確さをもつものとして尊重されてゐるのであるが、これは今更に考へ直す必要があると思ふ。文句の類似は或はあらう。辭句の點綴は或はあらう。しかしながら根本に於いて、書紀は著作ではないのである。編修であり、修撰であつて、古傳をのべるのが主である。集解の態度は形にとらはれて心を見のがした嫌がある。従つてその説は、結局私意の多いものとなる。古くは我が國に國號なし、ヤマトといひ、日本と書くも、習俗のいたす所、通義にあらずといひ、本書に國家の號をかけるのは、外國慶典恒なく世變革ある國の例にならつたものであつて、據つて例とすべきものでないとして之を刪り去り、日本書紀とはいはずして單に書紀といふが如き、これ一個の獨斷、通義にあらずといふべきである。但しこれは集解の研究を輕視するのではなく、この一流の研究態度に、反省を要求するのである。

〔日本書紀纂疏〕（一條兼良）卷頭に自序及び綱領を掲げ、神代紀を纂釋したものである。「日本書紀」の古き解釋者の一として知られてゐる。この現存八卷の外に、神武天皇御紀以後のものがあつたどうか判明しない。著者一條兼良は、後小松天皇の應永九年に生れ、文明十三年に死んだ。關白經嗣の第二子である。後花園天皇の文安四年に關白職を襲いだ。博學多聞、神佛二書に通じ、朝典に熟し和歌にも長じてゐた。當代の禎學として聞え、著書も頗る多い。

〔日本書紀傳〕（鈴木重胤）神代七代章、八州起元章、四神出生章、瑞珠盟約章、寶鏡開始章、寶劍出現章等に分ち、「日本書紀」の神代紀を解釋し、しかも、原本百四十七冊といふ空前の浩瀚な著作である。博引傍證、本文を通釋して、單なる語句の詮索に失せず、古典に現はれた大道の闡明に努め、識見の認むべきものが少くない。未だ神代紀の全解を終らず、天壽を全うし得なかつたことは、後人の深く追惜するところである。本書は、明治四十三年に至り、門人秋野庸彦の校訂を経て、國學院大學出版部から出版せられてゐる。

鈴木重胤は、淡路國津名郡に生れ、姓を穂積といひ、樞の家と號した。初め大國隆正について學び、後に平田篤胤

の門人となり、皇典を研究し、おのづから一家を成し、平田と並び稱せられるほどの名聲を馳せたが、文久三年、刺客の毒刃にかかり、江戸本所の寓居に惨死した。時に年五十三。平田の學徒が重胤を忌みて、この暴舉に出たものともいはれてゐる。

〔神代卷秘要抄〕及び〔神代卷顯要抄〕(多田義俊) 〔神代卷秘要抄〕は、「日本書紀」神代紀卷上の注釋、〔神代卷顯要抄〕は、同卷下の注釋である。前者は十二卷、後者は七卷より成り、共に平易な假名交り文を以て記されてゐる。

多田義俊は、元祿十一年攝津國に生れて、宣延三年に歿した。字を政伸といひ、兵部と稱した。京都の壺井鶴翁に就いて學び、博覽の有識故實家として知られた。著書の數が非常に多い。

〔神代紀鬻華山蔭〕(本居宣長) 〔神代紀鬻華山蔭〕は、本居宣長が「日本書紀」に漢文の文飾多くして、古傳を正しく傳へず、古意を失へる點の多いことを指摘し、神代紀を讀む者の反省を促したものである。前にその一節を引用しておいた。

本居宣長は、享保十五年、伊勢國松阪に生れて、享和元年、七十二歳を以て歿した。號を鈴の屋といひ、「古事記傳」の大著により不朽の名聲を博した我が國第一の國學者である。

〔神代紀葦牙〕(栗田土滿) 〔日本書紀〕神代紀を平易な假名交り文によつて解釋したものである。文化七年(二四七〇年)の自序及び同八年に書いた本居大平の序を附して出版した。書名は、神代紀にある「狀葦牙の如し」の文字を採つて、本居大平が命名したものである。内容には賀茂真淵及び本居宣長の說によつたところが多い。

栗田土滿は、遠江國平尾村八幡の宮司であつた。賀茂真淵の門に入り、皇典を研究し、號を岡廻屋といつた。文化八年に七十五歳で歿した。

阿鳴休與志 此言奈良之發語也 乃樂能渡婆 私記日師說余保鳥
 摩休 今良之 斯斯 私記日師說余保鳥 能 私記日師說余保鳥
 今死人埋玉中 水食 淋逼矩陛 皆麗也 御暮利 海也
 故謂此余保 也 淋儺 皆麗也 曾短 皆麗也 思寐 皆麗也
 能 也 和俱吾鳴 謂大也 阿婆理逗那 謂葬也 傳能古 自餘也
 九歌 意者行 第十七卷 男大迹天皇 繼躰天皇
 七年九月勾大兄皇子親躬春日皇女於是

第四國本日本紀

〔神代卷藻鑑草〕(玉木葦齋) 山崎闇齋の垂加神道説に基づいて、「日本書紀」の神代紀を解釋したものである。闇齋の高弟正親町公通が起草し、更にその門人葦齋が完成し、元文四年(二三九九年)に刊行した。「古事記」や「舊事本紀」は、君臣を雜へ記してゐるから、皇統一脈の實録と認め難いものとし、「帝王の御血脈開闢の最初より天地と俱に立せ給へる本源を唯一路に記し給ひて、臣下の系は雜へ給はず、是信に帝王の實録たる所なり。」と云つて、「日本書紀」を讀稱してゐる。

玉木葦齋は、名を正英といひ、別號を五十鎗湖翁と稱した。正親町公通の門に入りて、垂加神道を學び、一家を成して門生に教授し、元文元年に歿した。

〔神代卷惟足抄〕(吉川惟足) 「日本書紀」の神代紀を、一章毎に詳解し論證したものである。

吉川惟足は、江戸に生れ、湘山と號し、また別號を觀吾堂といつた。夙に京都に出で、荻原兼從に就いて神道及び和歌を學び、その奥義を極めて江戸に歸り、保科正之の優遇を受け、後に徳川家の神道方となり、元祿七年に七十九歳で歿した。

〔神代卷家傳聞書〕(田中宗得) 吉川惟足の講義を筆記して編纂したものである。端書のうちに「今此聞書は我師視我堂翁惟足累年の間、諸方にて演説ありし旨を取集め一部となしぬれば云々」としてある。

田中宗得は、京都に生れ、江戸に移りて吉川惟足の門に入り、神道を修めて堂奥に達し、加賀侯の招聘に應じて優遇を受け、元祿十三年に歿した。

〔日本書紀通釋〕(飯田武郷) 「日本書紀」三十卷に亙り、その全文を詳しく注解したものである。著者は、嘉永五年に稿を起し、刻苦研鑽、五十餘年を費して、明治三十三年、逝去の數箇月前に漸くそれを大成した。その間に、著者

は、あらゆる資料を蒐集し、先人の足跡を辿り諸説を取捨し、その上に自説を加へ、稿を改めること數回に及んだ。その歳月と努力に於ては、本居宣長の「古事記傳」に匹敵する一大著述である。著者の大いなる努力により、過去の研究が、明治年間に入りて、ここに大成したものと見る事が出来よう。なほ部分的に修正の餘地はあらうが、古今を通じて第一の注釋書といはなければならない。松本愛重氏の言に、

私は明治十年の春の頃、毎日曜日に先生の御宅に通つて、日本書紀の講義を聴き、後には先生の御宅に居つて、修學の傍ら先生の指圖に依つて、此の通釋の参考書の書抜きや、稿本の清書その他の御手傳をした。先生の生涯は全く此の日本書紀の研究に委ねられ、一意之に従事せられた熱心の程は、私の能く承知して居る所であります。

元來先生は、本居宣長翁が一生の精力を古事記傳の大著述に注がれた事に感じて、若年から日本書紀の註釋を志し、その方の研鑽に熱中せられたが、嘉永の五年に初めて註釋の稿を起し、普く日本書紀の古寫本、異本等を探り求めて比較考定し、また諸先輩友人の意見をも參照して、其上に自説を加へ、數回稿を改めて、明治三十三年、先生逝去の數月前に、漸く完成せられたもので、その歳月は實に五十年の久しきに亙つてゐます。

とある。著者の苦心をよく物語れるものである。

本書は、今日までに幾度か版を重ねた。もと紙數八千九百餘枚に達し、七十卷に分れてゐたものであつたが、これを五卷として刊行し、大正年間に至り、大體閣に於て再刊した時に索引一卷を加へて六卷とし、昭和五年にまた内外書籍株式會社から刊行した。

飯田武郷は、信濃國高島藩士である。文政十年江戸に生れ、服部元濟に就いて漢學を修め、皇學に志して平田篤胤の門に入り、その後、皇學所教授・大教院教師・太政官修史館御用掛・東京大學教授・皇典研究所講師・國學院講

師・慶應義塾大學教授・神宮教校教授・帝國大學文科學教師等に歴任し、明治三十三年八月、七十四歳で歿した。

第六節「日本書紀」の文體及び訓み方

〔一〕「日本書紀」の文體 「日本書紀」の文體については、既に編修法に聯關して、ひと通り述べておいたやうに、特殊の事項を除くの外、全篇が漢文體になつてゐる。「續日本紀」のうちには、六十詔が宣命文のままに謹載してあり、その後の勅撰史にも、多くの宣命が謹載してある。しかるに、「日本書紀」には、宣命文の詔勅が一詔も掲げられてゐない。「六國史」のうちに宣命のないのは、「日本書紀」だけである。これは「日本書紀」の編修者が、宣命文を盡く漢譯して謹載したものであらうといはれてゐる。その詔勅のうちには、宣命文と類似した辭句の拜せられるものも二三あるので、恐らく編修者が宣命文を漢譯したといふことも肯定してよからうと思ふ。果してさうであるとすれば、古代の詔勅を宣命文のままに拜することが出来なくなつたことを、深き恨事としなければならぬ。全篇が漢文體になつてゐるといつても、漢文で書き表はすことの出来ないものは、漢字の音・訓を用ゐて國悟のままに書いてある。例へば、歌謠の如く單にその意味さへ誤りなく傳へることだけを以て足れりとせず、語數による調子や語意から生ずる情趣を必要とするものは、漢文體に書き改めること

が出来ないから、次のやうに漢字の音・訓を用ゐた假名書きにしてゐる。

於佐箇迺、於朋務露夜耳、比苔蹉破而、異離烏利苔毛、比苔蹉破而、枳伊離烏利苔毛、瀨都瀨都志、俱梅能固邇
俄、勾驚都都伊、異志都都伊毛智、于智旦之夜莽務

忍坂の大室屋に、人多に入り居りと雖、人多に來入り居りと雖、みつみつし、來目の子等が、頭穩い、石槌い持ち、擊ちてし
止まむ。

〔二〕「日本書紀」の訓み方 「日本書紀」は、歌謠その他特殊の事項を除くの外、すべてみな漢文體を以て記述してあるが、古來、これを國文として訓む習はしとなつてゐる。これは、今日から見れば、甚だ不自然なことであり、またその必要もないやうに思はれる。何となれば、今日では「日本」といふ文字をニッポンと訓むのが普通になり、それが我が國號の通稱となつたので、殊更にヤマトと訓まなければならぬ理由がないからである。「日本書紀」と書いてニホンシヨキと訓めば、訓みやすくもあれば、意味もよくわかる。これをヤマトノフミと訓むのは、訓みにくいのみならず、何のことか意味がわからない。しかし、「日本書紀」では、昔から「日本」をヤマトと訓み、「日本書紀」をヤマトノフミと訓むやうに、漢文で書いてあるものを悉く國語で訓むことになつてゐる。どうしてさうした習慣を生じたかといふに、もとこれを編修した人々が、文體は漢文を用ゐても、國語で訓むべきもの

といふ考へで書いたと思はれることが、最も主要な原因であらう。「日本書紀」の本文中には、所々に分注を加へて、國語の訓み方が示してある。例へば、神代紀のはじめを見ると「柱」といふ文字の下に、「柱、此云美篋旨邏」と分注してあり、「少女」といふ文字の下に、「少女、此云烏等咩」と分注してあり、「柱」といふ文字をミハシラと訓み、「少女」といふ文字をヲトメと訓むのであると注意してある。かうした分注が非常に多いところから考へても、編修者がこの書を國文で訓むものとして書いたといふ意向がよくわかるのである。支那人には、漢文として訓んでよく意味がわかり、日本人には、國語によつて訓める歴史を書くといふことを念頭に置いて編修したものかと思はれる。そこに、この書の對外的な抱負も察せられる。

「日本書紀」が編修當時から國語で訓まれてゐたといふことは、現存してゐる「私記」によつて明らかである。「私記」といふのは、勅命を蒙つて講師となり、朝廷に於て「日本書紀」を講じた博士たちの覚え書である。養老五年以來、この書を朝廷に於て講ぜしめたことがしばしばあつた。勅命を蒙つて講師となつた博士は、古言を研究し、古意をたづね、古訓を明らかにして、これを書き記し、御進講の任を果すことに過失のないやうにした。その覚え書が「私記」である。最も古い養老五年の「私記」をはじめとして、四種の私記が現存してゐる。その「私記」には何れもみな漢字に國語の古訓が

附してある。また訓み方等について、種々の注意を記したのものもある。その例を擧げて見ると、

凡此書之爲體、以立倭訓爲本。不可以能文爲宗也。

師說、此書之例、或以二字讀成兩訓、或以三字讀必如二字。

此書之中字少詞長之例惟多。

此書之例不必全據一字數而讀、或相合三四箇字、讀如一字、或只指二字讀加多辭、存此意可讀、

等のやうなことが記されてゐる。

その他、古寫本のうちにも、假名を以て傍訓を施したものが多し。この「私記」や古寫本に徴して、古來、「日本書紀」は、國語によつて訓むことが例になつてゐたものと斷定せざるを得ないのである。しかし、特殊な文字は、これを音讀した例もあり、「日本書紀通證」に、「私記に曰く、利の字、音讀」としてある。これは、推古天皇御紀に出てゐる「利」の文字の讀み方のことであるが、古の博士も特に音讀とことわつてゐるといふことである。

今日の人々には、漢字を國語で訓むことが甚だ不自然なむつかしいものになつた。それは、多くの漢語が國語化して、日用語となり、漢字を漢字のままに訓むことが普通になつたからである。しかし、古代には、漢字を國語で訓むことが不自然でもなく、また困難でもなかつたであらう。漢籍の如きも

のも、國語の古訓で訓んでゐたことが、古い注釋書によつて察せられる。例へば「詩經」の「關關雉鳴」といふ文字を、ヤハラカナルミサゴと訓み、「書經」の「放勳欽明」といふ文字を、イタレルイサラシツツシミアキラカと訓んでゐた。さうした訓み方に慣れてゐる者は、「日本書紀」を國文として訓むことに、何等の不自然をも困難をも感じなかつたであらう。今日の人々が「日本書紀」をニホンシヨキと訓むやうに、ヤマトノフミと自然に訓んでゐたものと思はれる。故に「日本書紀」の本文に分注のしてあるところは編修者が難語と認めたものだけに止まり、全體に訓を附ける必要がなかつたにちがひない。しかし、漢字をそのままに訓むのが日常の用語となり、古語で訓讀することがむづかしくなつて來たので、「日本書紀」の訓み方は、だんだんわからなくなつた。慶長十五年に出た版本に片假名で振假名がつけてあるのは、歲月の經過とともに、次第に古語で訓讀することが困難になつて來たことを物語るものとも考へられる。それらの版本につけてある訓讀にも、正否の疑はれるものが少くないのみならず、全文に振假名がつけてない。古寫本にも「私記」にも、「釋日本紀」にも、後に出了た多くの注釋書にも、全文の訓讀を附けたものがないから、今日では「日本書紀」の全篇を正しい古訓で通讀することが殆ど出來ないといつてよいほど困難になつた。假名交り文に書き改めて、全文に振假名をつけた新書も一二出てるが、果して正しい訓み方であるかどうかの疑はれる點が少く

ない。「日本書紀」の訓み方は何とか解決しなければならぬ問題であらう。

〔三〕「日本書紀」の文體及び訓み方の例 「日本書紀」がどういふ文體で書かれてゐるか、これを如何に訓むのであるかといふことを、例を擧げて示しておかう。次に掲げたのは、神代紀の冒頭の一節である。

古天地未剖、陰陽不分、渾沌如鷄子、溟涬而含牙。及其清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地、精妙之合博易、重濁之凝場難。故天先成而地後定。然後神聖生其中焉。故曰、開闢之初、洲壘浮漂、譬猶游魚之浮水上也。于時天地之中生一物。狀如葦牙。便化爲神、號國常立尊。至貴曰尊、自餘曰命。並訓美尊等也。下皆倣之。 次國狹植尊。次豐斟淳尊。凡三神矣。乾道獨化、所以成此純男。

〔訓讀〕古天地未だ剖れず、陰陽分れざるとき、渾沌たること鷄子の如く、溟涬りて牙を含めり。其の清み陽なる者は薄靡きて天と爲り、重く濁れる者は淹滯きて地と爲るに及びて、精しく妙なるが合へるは博易く、重く濁れるが凝りたるは場難し。故れ天先づ成りて地後に定る。然して後神聖其の中に生れます。故れ曰く、開闢之初に、洲壘浮れ漂へること、譬へば猶游ぶ魚の水の上に浮べるがごとし。時に天地の中に一物生れり。狀葦牙の如し。便ち化爲りませる神を、國常立尊と號す。〔至 貴を尊と曰ひ、自餘を命と曰ふ。並美尊等と訓む。下皆此に倣へ〕 次に國狹土尊。次に豐斟淳尊。凡べて三神ます。乾道獨り化る、所以に此

次に掲ぐるは、神武天皇御紀の一節である。孔舍衛坂に長髓彦を伐ちたまうた時、皇軍に利あらず、五瀬命が流矢のために御負傷あらせられたことが謹嚴に記述してある。

夏四月丙申朔甲辰、皇師勅兵、步趣龍田。而其路狹險、人不得並行。乃還更欲東踰龍駒山入中洲。時長髓彦聞之曰、夫天神子等所以來者、必將奪我國。則盡起屬兵、徵之於孔舍衛坂、與之會戰。有流矢中五瀬命脇脛。皇師不能進戰。天皇憂之。乃運神策於冲衿曰、今我是日神子孫、而向日征虜、此逆天道也、不若退還示弱、禮祭神祇、背負日神之威、隨影壓躡。如此則會不血刃、虜必自敗。兪曰然。於是令軍中曰、且停、勿復進。乃引軍還。虜亦不敢逼。却至草香津、植盾而爲雄詰焉。雄詰。此云鳥多雄詰。因改號其津曰盾津。今云蓼津訛也。初孔舍衛之戰、有人隱於大樹而得免難。仍指其樹曰、思如母。時人因號其地曰母木邑。今飲悶迺奇訛也。

〔訓讀〕夏四月丙申朔、甲辰、皇師兵を勅へて、歩にて龍田に趣く。而るに其の路狭く險しくして、人並み行くことを得ず。乃ち還りて更に東のかた龍駒山を踰えて中洲に入らむと欲す。時に長髓彦といふもの聞きて曰はく、夫れ天神の子等の來す所以は、必ず將に我が國を奪はむとするなりと。則ち盡に屬兵を起して、孔舍衛坂に徵へて、與に會戰ふ。流矢有りて五瀬命の脇脛に中れり。皇師進み戰ふこと能はず。天皇憂ひたまふ。乃ち神策を冲衿に運めたまひて曰はく、今我は是れ日神の子孫にして、日に向ひて虜を征つは、此れ天道に逆れり、退き還りて弱きことを示して、神祇を禮ひ祭ひて、日神の威を背に負ひま

つりて、影の隨に壓躡まむに若かず、かからば則ち會て刃に血ぬらすして、虜必ず自らに敗れなむ。兪曰く然りと。是に於て軍中に令ちて曰はく、且く停まれ、復な進みそと。乃ち軍を引りて還りたまふ。虜亦敢て逼めまつらす。却りて草香津に至りて、盾を植てて雄詰爲たまふ。〔雄詰、此をばヲタケビと云ふ。〕因りて改めて其の津を號けて盾津と曰ふ。今蓼津と云ふは訛れるなり。初め孔舍衛の戰に、人有り大樹に隠れて難を免るることを得たり。仍りて其の樹を指して曰く、思母の如しと。時の人因りて其の地り號けて母木邑と曰ふ。今オモノキと云ふは訛れるなり。

第七節「日本書紀」の内容

〔一〕總説 「日本書紀」三十卷は、神代から持統天皇(第四十代)の十一年(一三五七年)八月一日に至るまでの史實を、御歴代毎に年代の順序を追うて記載したものである。各卷の内容は、次のやうになつてゐる。

- 卷第一(神代紀上) 卷第二(神代紀下) 卷第三(神武天皇御紀)
- 卷第四(「綏靖天皇御紀」より「開化天皇御紀」まで) 卷第五(崇神天皇御紀) 卷第六(垂仁天皇御紀)
- 卷第七(景行天皇御紀) 卷第八(仲哀天皇御紀) 卷第九(神功皇后御紀)

卷第十 (應神天皇御紀)	卷第十一 (仁德天皇御紀)	卷第十二 (景明天皇御紀)
卷第十三 (允恭天皇御紀)	卷第十四 (雄略天皇御紀)	卷第十五 (顯宗天皇御紀)
卷第十六 (武烈天皇御紀)	卷第十七 (繼體天皇御紀)	卷第十八 (安閑天皇御紀)
卷第十九 (欽明天皇御紀)	卷第二十 (敏達天皇御紀)	卷第二十一 (用明天皇御紀)
卷第二十二 (推古天皇御紀)	卷第二十三 (舒明天皇御紀)	卷第二十四 (皇極天皇御紀)
卷第二十五 (孝德天皇御紀)	卷第二十六 (齊明天皇御紀)	卷第二十七 (天智天皇御紀)
卷第二十八 (天武天皇御紀上)	卷第二十九 (天武天皇御紀下)	卷第三十 (持統天皇御紀)

〔二〕神代紀 天地のひらけるはじめに、洲壙がまだ魚の水の上に浮べるが如く、浮れ漂つてゐた時に、葦牙のやうな状の一つの物が生じ、現はれました神を國常立尊と申上げた。次に國狹槌尊次に豊斟淳尊、すべて三柱のひとり神が現はれまし、次に渥土煮尊と沙土煮尊、次に大戸之道尊と大苦邊尊、次に面足尊と惶根尊、次に伊弉諾尊と伊弉冉尊、すべて八柱の男女の神が現はれまして、天地の道が出来上つた。國常立尊から伊弉諾尊・伊弉冉尊までを、神代七世といふ。

伊弉諾尊・伊弉冉尊が、天浮橋の上に立ち、天之瓊矛を指し下してかきさぐりまして、滄溟を獲たまうた時、その矛の鋒からしたたり落ちた潮が凝つて、磯馭盧嶋といふ一つの島となつた。そこで、

二神はその島に降りまして、淡路洲を胞として、大日本豊秋津洲・伊豫二名洲・筑紫洲・億岐洲・佐度洲・越洲・大洲・吉備子洲などの大八洲國を生みたまうた。對馬嶋や壹岐嶋やとところどころの小嶋は、みな潮沫の凝りて成れるものであつた。次に海を生みたまひ、次に川を生みたまひ、次に木祖句句廻馳を生みたまひ、次に草祖草野姫を生みたまうた。

そこで、伊弉諾尊・伊弉冉尊は、共に議りて、「吾已に大八洲國及山川草木を生めり。何にぞ天下の主たる者を生まざらむや」と仰せられ、日神を生みたまうた。これを大日靈貴と申上げ、また天照大神とも天照大日靈貴とも申上げた。「此の子、光華明彩、六合の内に照り徹らせり。」とあるやうに、生れながらにして御徳の高い神であらせられたから、二神もお喜びなされて、この神に天上を治めさせたまうた。次に月神(月夜見尊)を生みたまひ、次に素戔鳴尊を生みたまうたが、素戔鳴尊は、御心が荒々しく泣いてばかりおいでになつたから、「汝は甚無道。宇宙に君臨たるべからず。」と仰せられて、根國に遂ひやりたまうた。それから更に多くの神々を生み、神功を畢へたまうた伊弉諾尊・伊弉冉尊は、淡路之洲に寂然に長く隠りました。

素戔鳴尊は、姉と相見えて後に、根國に退りなむとおぼしめし、高天原に昇りましたが、その爲行、甚だ無狀く、天狹田長田の畔を毀ち、新宮を汚し、天照大神の神衣を織りたまふ齋服殿の莖

を穿ちて、天斑駒を投げ入れたまうたので、天照大神は、發憤りまして、天石窟に入り、磐戸を閉して幽居りまし、六合が常闇となり、晝夜の代りもわからなくなつた。そこで、八十萬神が天安河邊に集まりたまひ、思兼神の深謀遠慮に従ひ、常世之長鳴鳥を聚めて、互に長鳴せしめ、手力雄神を磐戸の側に立て、天兒屋命と太玉命が、天香山の五百箇眞坂樹を掘にして、上枝に八坂瓊之五百箇御統を懸け、中枝に八咫鏡を懸け、下枝に青和幣・白和幣を懸けて、相與に祈禱り申し、天鈿女命が手に茅繩の稍を持ち、天石窟の前に立ち、巧に俳優したまひ、さうして、天照大神を天石窟から出し奉り、素戔鳴尊に千座置戸を科せ罪を贖はしめたまうた。素戔鳴尊は、出雲國の簸之川上に降りまし、八岐の大蛇を退治して土民を救ひ、大蛇の尾から出た天叢雲劍を、天照大神に献上したまうた。

天照大神は、御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊を、葦原中國の主を立てようとおぼしめたが、その時なほ下界に多くの神々がはびこり、中にも大己貴神が最も勢力をふるつてゐたので、先づ天穗日命を遣はされ、次に天稚彦を遣はされたが效果なく、最後に武甕槌神と經津主神とを遣はしになつた。そこで、大貴己神はその子事代主神にはかり、國土を返上した。その間に、天忍穗耳尊の御子天津彦彦火瓊杵尊が生れたまうたので、天照大神は、この御孫瓊杵尊に神勅を下し賜はり、葦原中國に降臨せしめたまうた。その神勅には、

豐葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆、當與天壤無窮者矣。
(豐葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たる可き地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。)

と仰せられてある。

天照大神は、瓊瓊杵尊に八坂瓊曲玉・八咫鏡・草薙劍(天叢雲劍)三種の寶物を授けたまひ、

吾兒視此寶鏡、當猶視吾。可與同床共殿以爲齋鏡。
(吾が兒、此の寶鏡を視まさむこと、當に吾を視るがごとくすべし。與に床を同じくし、殿を共にして、齋鏡と爲す可し。)

と勅したうた。

かくして、瓊瓊杵尊は、天兒屋命(中臣祖)・太玉命(忌部祖)・天鈿女命(媛女祖)・石凝姥命(鏡作祖)・玉屋命(玉作祖)すべて五部神を伴はせられて、天磐座を脱離れ、天八重雲を排分け、筑紫の日向の高千穂の穗觸之峯に降りたまうた。

〔三〕神武天皇御紀 神日本磐余彥天皇(神武天皇)は、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四皇子にましまし、御諱を彥火火出見と申上げ、生れましながら明達、意確如也。まし、御年十五歳にして皇太子

に立たせたまうた。

御年四十五歳の時、諸皇兄及び諸皇子に謂りたまうて、

昔、我が天神、高皇產靈尊、大日靈尊、此の豐葦原の瑞穂の國を擧げて、我が天祖彥火瓊瓊杵尊に授けたまへり。是に彦火瓊瓊杵尊、天國を開きて、雲路を披け、駈仙躡以戻止。是の時に運鴻荒に屬ひ、時草昧に鍾れり。故れ蒙くして以て正を養ひ、此の西の偏を治らす。皇祖皇考、乃神乃聖にましまして、慶を積み暉を重ね、多に年所を歴たまへり。而るを遼遼之地、猶未だ玉澤に霑はず。遂に邑に君有り、村に長有り。各自ら疆を分ちて用て相凌轢はしむ。抑又鹽土老翁に聞きしに、曰はく、東に美地有り、青山四周、其の中に亦天磐船に乗りて飛び降れる者有りと。余謂ふに、彼の地は必ず當に以て天業を恢弘て天下に光宅るに足りぬべし。蓋し六合の中心か、厥の飛び降れる者は、謂ふに是れ饒速日歟。何ぞ就きて都らざらむや。

と仰せ出された。諸皇子は、「理、實に灼然なり。我も亦恆に念と爲つ。宜べ早に行したまへ。」と對へたまうた。

そこで、その年（太歲甲寅）の冬十月、天皇は、御親ら舟師を率ゐて御東征の途に上らせられ、速吸之門から筑紫國の菟狹に至りまし、十一月九日、崗水門に御著、十二月、安藝國の埃宮に御著、乙卯年三月六日、吉備國に徙り、高島宮にましますこと三年、舟楫を備へ兵食を蓄へて、戊午年二月十一

日、更に御東進、難波之碕に到りたまひ、三月十日、河内國の草香邑の青雲白肩津に御著、四月九日、兵を勅へて龍田から膽駒山を踰えて、中洲に入らうとしたまうたが、長髓彦といふ者が、孔舍衛坂に徹へて戦ひ、流矢が五瀬命の脇脛に中り、進みたまふことが出来なかつた。天皇は、

今我は是れ日神の子孫にして、日に向ひて勝を征つは、此れ天道に逆れり。退き還りて弱きことを示して、神祇を禮ひ祭ひて、日神の威を背に負ひまつりて、影の隨に壓躡まむに若かず。如此らは則ち曾て刀に血ぬらずして、勝自らに敗れなむ。

と仰せられて、軍を還したまひ、五月八日、茅渚山城水門に至りたまうた。時に五瀬命矢の傷痛みますること甚しく、雄詰して、「慨哉、大丈夫にして、虜の手傷を被ひて、報いずして死なむや。」と曰ひ、進みて紀伊國の竈山に到りて薨じたまうた。六月二十三日、名草邑に御著、名草戸畔を誅した狭野を越えて熊野神邑に到り、天磐盾に登りたまひ、進みて熊野の荒坂津に至り、丹敷戸畔を誅したまひ、高倉下の奉つた詔靈により、惡神の毒氣を消し、八咫鳥の案内により、日臣命を督將として險しき山を踰み越え、菟田下縣に御著、その地の主魁弟猪を降し、兄猪を滅ぼし、九月五日、菟田の高倉山に陟りまし、十月一日、國見岳の八十梟帥を撃ちたまひ、十一月、磐余邑の兄磯城を斬り弟磯城を降したまうた。八十梟帥を國見岳に撃ちたまうた時に御詔して曰はく

カムカゼノ、イセノウミノ、オホイシニヤ、イハヒモトヘル、シタダミノ、シタダミノ、アゴヨ、アゴヨ、イハヒモトヘリ、ウチテシヤマム、ウチテシヤマム。

かくして十二月四日、皇師は進んで長髓彦を撃つたが、しきりに戦へど勝つことが出来なかつた。時に忽ち空が曇つて氷雨が降り出し、金色の鵝が飛んで来て、皇弓の弭にとまり、電のやうな光を發したので、長髓彦の軍は、みな迷ひ眩えて戦ふことが出来なくなり、皇軍の勝利となつた。

天皇は賊のために五瀬命が薨去せられたことを深く恨み憤りたまひ、この役に御謠して曰はく、

ミツミツシ、クメノコラガ、アハフニハ、カミラヒトモト、ソノガモト、ソネメツナギテ、ウチテシヤマム。
ミツミツシ、クメノコラガ、カキモトニ、ウエシハジカミ、クチヒビク、ワレハワスレズ、ウチテシヤマム。

長髓彦が君として仕へ奉つてゐた饒速日命は、長髓彦が頑迷にして教へ諭しても効果なきを見て、これを殺し歸順したまうた。

己未年二月二十日、諸將に命じたまうて、新城戸畔・巨勢祝・猪祝等をはじめ、諸所の土蜘蛛や八十梟帥を討たせたまうたので、大和國は、ここに平定するに至つた。

その年（己未年）三月、次の令を下したまうた。

自我東征、於茲六年矣。頼以皇天之威、凶徒就戮。雖邊土未清餘妖尙梗、而中洲之地無復風塵、誠宜安廓皇都。規摹大壯。而今運屬此屯蒙、民心朴素。巢穴住、習俗惟常。夫大人立制。義必隨時。苟有利民、何妨聖造。且當披拂山林經營宮室、而恭隨寶位、以鎮元元。上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心。然後兼六合以開都、掩八紘而爲宇、不亦可乎。觀夫畝傍山、東南樞原地者、蓋國之填區乎。可治之。

我れ東に征きしより、茲に六年になりぬ。皇天の威を頼りて、凶徒就戮されぬ。邊土未だ清まらず餘妖尙梗しと雖も、中洲之地復塵無し。誠に宜しく皇都を恢廓め大壯を規摹るべし。而るに今運此屯蒙に屬ひ、民心朴素なり。巢穴住、習俗惟常。夫れ大人の制を立つるや、義必ず時に隨ふ。苟くも民に利有らば、何ぞ聖造に妨はむ。且當に山林を披拂ひ宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授けたまひし徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまひし心を弘めむ。然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可からずや。夫の畝傍山の東南樞原の地を觀れば、蓋し國の填區か。治るべし。

八紘爲宇の皇道が、この令のうちに最もよく拜せられる。

その月から新京を經始し、辛酉年正月一日、橿原宮に御即位あらせられた。この年を天皇の元年と申上げる。

四月二十三日、詔して、

我が皇祖の靈、天より降鑿りて、朕が躬を光助けたまへり。今諸の虜已に平ぎ、海内無事なり。天神を郊祀

りて、用て大孝を申べたまふべき者なり。

と仰せ出され、靈時を鳥見山に立てて、皇祖天神を祀りたまうた。

七十六年三月十一日、橿原宮に崩御あらせられた。時に御年一百二十七歳。翌年九月十二日、畝傍山東北陵に葬り奉つた。

〔四〕 綏靖天皇御紀より開化天皇紀まで 綏靖天皇から開化天皇に至る御八代は、「日本書紀」に記載してあることが甚だ少いから、次にただ御名・皇居等を謹寫しておくのみに止める。

神渟名川耳天皇	(綏靖天皇)	皇居 葛城高丘宮	御在位 三十三年
磯城津彦玉手看天皇	(安寧天皇)	皇居 片鹽浮穴宮	御在位 三十八年
大日本彦相友天皇	(懿德天皇)	皇居 輕曲峽宮	御在位 三十四年
觀松彦香殖稻天皇	(孝昭天皇)	皇居 披上池心宮	御在位 八十三年
日本足彦押入天皇	(孝安天皇)	皇居 室秋津島宮	御在位 百二年
大日本根子彦太瓊天皇	(孝靈天皇)	皇居 黒田盧戸宮	御在位 七十六年
大日本根子彦國牽天皇	(孝元天皇)	皇居 輕鏡原宮	御在位 五十七年
稚日本根子太日日天皇	(開化天皇)	皇居 春日率川宮	御在位 六十年

〔五〕 崇神天皇御紀 御間城入彦五十瓊殖天皇(崇神天皇)は、開化天皇の第二皇子にましまし、天皇の二十八年、十九歳にして皇太子に立たせたまひ、六十年四月、天皇の崩御により、翌年正月十三日に御即位あらせられた。「識性聰敏し。幼くして雄略を好みたまふ。既に壯にして、寛博く謹慎みて、神祇を崇重めたまふ。」と「日本書紀」の本文にも謹記してある。

六年には、神鏡・靈劍を倭の笠縫邑に遷したまひ、皇女豐楸入姬命に奉祀せしめられ、七年十一月八日には、天社・國社の神地及び神戸を定めたまうた。

十年九月九日には、四道將軍を派遣したまうた。その詔には、次のやうに仰せ出されてある。
民を導くの本は、教化くるに在り。今既に神祇を禮ひて災害皆耗きぬ。然れども遠荒の人等、猶正朔を受けず、是れ未だ王化に習はざればか、其れ群卿を選びて、四方に遣はして朕が意を知らしめよ。

十二年九月十六日には、はじめて人民を校し、調役を課したまひ、十七年七月一日には、諸國に詔して船舶を造らしめたまひ、四十八年四月十九日には、豐城入彦命に東國を治めしめたまひ、六十二年には、農事を勸め、池溝を堀らしめたまひ、六十八年十二月五日、御年百二十歳を以て崩御あらせられ、翌年八月、山邊道上陵に奉葬した。

かく御一代を通じて、教化のために、また産業のために、大御心を注がせたまひ、國中がよく治ま

つたので、その御徳を稱へまつつて、御肇國天皇と申上げた。

なほ六十五年七月に、任那の蘇那曷叱知といふ者が來朝して貢を奉つたと傳へられてゐる。朝鮮と我が國とが昔から親善の關係を有してゐたことが、これによつても推知せられる。

〔六〕垂仁天皇御紀 活目入彦五十狹茅天皇(垂仁天皇)は、崇神天皇の第三皇子にましまし、天皇の二十九年正月に御降誕、御年二十四歳の時、皇太子に立たせたまひ、六十八年十二月、天皇の崩御により、翌年正月二日に御即位あらせられた。

二年十月、纏向珠城宮に遷りたまひ、三年三月、新羅王の子天日槍が來朝して上つた物を、但馬國に藏めて神寶としたまひ、七年七月七日、出雲の人野見宿禰を召して、當麻蹶速と角力を行はしめたまうた。

二十五年三月、天照大神を伊勢國五十鈴川上に鎮座し、倭姫命に奉祀せしめたまひ、二十七年八月七日、はじめて兵器を諸社に納めて神幣としたまひ、この年、屯倉を來目邑に置きたまうた。

二十八年十月十日、御母弟倭彥命が薨去せられて、殉死する近習が多かつたので、詔して殉死を止めたまひ、三十二年七月六日、皇后日葉酢媛の崩御に際しては、野見宿禰の奏言に従はせられ、土偶を以て殉死に代へ、これを永制と定めたまひ、三十五年には、諸國に八百の池溝を開きたまひ、九十

年二月一日には、田道間守を常世國に遣はして、非時香菓を求めしめたまひ、九十九年七月十四日、纏向宮に崩御あらせられた。御年百四十歳。十二月、菅原伏見陵に奉葬した。

〔七〕景行天皇御紀・成務天皇御紀 大足彥忍代別天皇(景行天皇)は、垂仁天皇の第三皇子にましまし、天皇の三十七年に、御年二十一歳にして皇太子に立たせたまひ、九十九年七月、天皇の崩御により、御即位あらせられた。

十二年七月、熊襲が叛いたので、筑紫に行幸、親征したまひ、九月、周芳の賊を誅し、十月、碩田國の土蜘蛛を誅し、日向に御駐蹕、十三年に熊襲を悉く平定したまひ、高屋の行宮にましますこと六年、十九年に還幸あらせられた。

二十五年七月三日には、武内宿禰に北陸及び東方諸國の民狀地形を視察せしめたまうた。宿禰は二十七年二月に東國から還つて來て、日高見國の蝦夷の風習等を奏上した。その年(二十七年)の八月、熊襲がまた叛いたので、日本武尊に征伐せしめたまうた。日本武尊は、十二月、熊襲を平定して、二十八年二月、御歸還あらせられた。

四十年六月、東夷が叛いたので、日本武尊に征討を命じたまうた。日本武尊は、十月、征途に上りたまひ、四十三年、悉く平定して、御歸京の途次、伊勢國能褒野に薨去したまうた。

五十三年八月一日、東國に巡幸、日本武尊の功績を偲ばせたまひ、翌年九月、倭に還幸あらせられ、五十五年二月五日、彦狹嶋王を東山道十五國の都督に任じたまひ、五十六年八月、御諸別王（彦狹嶋王の御子）に、その職を襲がしめたまひ、五十七年十月、諸國に田部及び屯倉を興さしめたまひ、翌年、近江國に行幸、志賀の高穴穗宮にましますこと三年、六十年十一月七日、行宮に崩御あらせられた。御年一百六歲。翌々年十一月、山邊道上陵に奉葬した。

稚足彦天皇（成務天皇）は、景行天皇の第四皇子にましまし、天皇の四十六年に、御年二十四歳にして皇太子に立たせたまひ、六十年十一月、天皇の崩御により、その翌年の正月に御即位あらせられた。

五年九月、諸國に令して、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置きたまひ、山河を界として國縣を分ち、阡陌に隨ひて邑里を定めたまうた。

六十年六月十一日崩御。御年一百七歲。翌年九月、倭國の狹城盾列陵に奉葬した。

〔八〕仲哀天皇御紀・（神功皇后御紀）足仲彦天皇（仲哀天皇）は、日本武尊（景行天皇の皇子）の第二子にましまし、成務天皇の四十八年に、御年三十一歳にして皇太子に立たせたまひ、六十年、天皇の崩御により、翌年正月十一日に御即位あらせられた。

元年十一月一日、亡き御父の神靈が白鳥となりて天上した故事を偲ばせたまひ、諸國に白鳥を貢進せしめられ、二年二月六日、角鹿に行幸、筥飯宮にましまし、淡路屯倉を定めたまひ、三月十五日、更に南國を御巡狩、紀伊國に到りたまうた時、熊襲が叛いたので、これを討たむとおぼしめし、海路穴門に行幸、豊浦宮に御駐蹕、八年正月四日、筑紫に還幸、九月、熊襲を撃ちたまうたが、皇軍に利あらず、九年二月六日、樞日宮に崩御あらせられた。御年五十二歲。

皇后（氣長足姫尊）喪を秘したまひ、ひそかに御遺骸を海路により穴門に遷しまつり、豊浦宮に殯じたまひ、同年（九年）九月十日、諸國に令して、船艦甲冑を修繕せしめたまひ、十月三日、御みづから三軍を指揮して、和珥津を發し、三韓征途に上らせたまうた。新羅王波沙寐錦、大いに恐れて忽ち降服し、質を入れ、毎年貢船八十艘を獻することを誓つた。そこで、皇后は、十二月、筑紫に凱旋あらせられ、翌年、天皇を河内國長野陵に奉葬したまうた。

〔九〕應神天皇御紀 譽田天皇（應神天皇）は、仲哀天皇の第四皇子にましまし、御母神功皇后が新羅を討ちて凱旋したまうた時、筑紫の蚊田に御降誕あらせられた。それから六十九年間、神功皇后が攝政の任に當らせたまうたので「日本書紀」には、神功皇后御紀が特設してある。

五年三月七日、新羅王の使が來朝して貢を上り、先の人質の返還を請うたので、葛城襲津彦を添へ

て遣はされた。しかるに、新羅の使者は、對馬に於て襲津彦を欺き、ひそかに人質を新羅に逃れ歸らしめた。襲津彦は、大いに怒り、使者を殺して新羅に渡り、草羅城を陥れて歸國した。四十六年三月一日には、斯摩宿禰を卓淳國に遣はされた。四十七年四月、百濟の肖古王の使が、新羅の使と共に來朝した。新羅はしばしば誠意と信實を缺いたので、四十九年三月、荒田別・鹿我別を將軍に任じて、これを征討せしめられ、その七國を百濟に賜はり、六十一年にも、また朝貢を怠れるを責めて、襲津彦を遣はして討伐せしめた。

六十九年四月、神功皇后は、御年一百歳を以て、稚櫻宮に崩御あらせられ、應神天皇御親政の御代となつた。「日本書紀」は、七十年を應神天皇の元年としてゐる。

三年(七十二年)十月三日に、東蝦夷が朝貢したので、蝦夷を使役して厩坂道を作らしめたまひ、十一月、處々の海人が騒いたので、大濱宿禰に鎮定せしめたまひ、この年、紀角宿禰等を遣はして、百濟の辰斯王の禮なきを責めたまうた。

五年(七十四年)八月十三日、諸國に令して、海人部及び山守部を定めたまひ、十月、伊豆國に命じて枯野(船名)を作らしめたまひ、七年には、武内宿禰に命じて、その頃來朝した韓人を使役し、韓人池を作らしめたまうた。

百濟王は、十四年(八十三年)二月、縫衣工女を貢し、翌年八月、阿直岐を遣はして良馬二匹を貢した。皇太子菟道稚郎子は、阿直岐を師として、經典を學びたまうた。天皇は、阿直岐の進言により、十六年(八十五年)二月には、王仁を徵さしめて、稚郎子の師としたまうた。この頃、歸化人が多くなり、十四年には弓月君が來朝し、二十年には阿知使主が十七縣の民を率ゐて來朝した。

二十八年(九十七年)九月、高麗王の使が朝貢して上表したが、表文に無禮の文字があつたので、菟道稚郎子は、これを責めたまうた。

三十七年(百年)二月一日には、阿知使主等を吳に遣はして、縫衣工女を求めしめたまうた。

四十一年二月十五日、明宮に崩御あらせられた。御年一百十歳。

〔一〇〕仁徳天皇御紀 大鷦鷯天皇(仁徳天皇)は、應神天皇の第四皇子にましまし、四十一年二月、天皇が崩御あらせられた時、皇太子菟道稚郎子が皇位を譲りたまうたのを承けさせられず、三年を経て皇太子の薨去後、御即位あらせられた。「天皇幼くて聰明、叡智、貌容美麗、壯に及びて仁寛慈惠まします。」と「日本書紀」の本文に記されてある。

四年二月、高臺から炊煙乏しき民家を遠望あらせられ、三月二十一日に詔して、三年間の課役を免じたまひ、七年四月一日、再び高臺に上り、炊煙豊かに満てるをみそなはし、「朕既に富めり。」と仰

せられた。皇后が「宮垣壞れて修むることを得ず、殿屋破れて衣被露にうるほふ。何ぞ富めりと謂ふや。」とたづねたまうた時、天皇は、

其れ天の君を立つることは、是れ百姓の爲なり、然らば君は百姓を以て本と爲す。是を以て、古の聖王は、一人も飢え寒ゆれば顧みて身を責めき。今百姓貧しきは則ち朕が貧しきなり。百姓富めるは則ち朕が富めるなり。未だ百姓富みて君の貧しきこと有らじ。

と仰せられた。それから更に三年の課役をゆるしたまひ、十年十月、はじめて課役を科し、宮室を造營せしめたまうた。

十一年十月、難波の堀江を穿ち、茨田の堤を築かしたまひ、十二年八月十日、これより先鐵盾・鐵的を貢した高麗の客を饗したまひ、百官にその盾と的を試射せしめたまひ、その年十月、山背栗隈縣に大溝を堀らしめて、水利をはかりたまひ、十三年九月、茨田屯倉を立て、十月、和珥池を造らしめたまひ、十四年十一月、猪甘津に橋を架し、その他京中に大道を作り、感玖に大溝を穿たしたまうた。

十七年九月、使を遣はして朝貢を怠る新羅を責めしめたまうた。新羅人は、大いに恐懼して、八十艘の貢を上つた。

四十一年三月、紀角宿禰を百濟に遣はし、はじめて國郡の境界を分ち郷土の産物を録せしめられ、五十三年五月、竹葉瀬を遣はして、新羅の缺貢を問はしめられ、その弟田道に討伐を命じたまうた。五十五年、蝦夷が叛いたので、田道に撃たしめたまうたが、戦利あらず、田道は伊寺水門に死んだ。

五十八年十月、吳國及び高麗國が朝貢した。

八十七年正月十六日に崩御あらせられ、十月、百舌鳥野陵に奉葬した。

〔二〕履中天皇御紀より安康天皇御紀まで 去來總別天皇(履中天皇)は、仁徳天皇の皇子にましまし、天皇の三十一年正月、御年十五にして皇太子に立たせたまひ、八十七年正月、天皇の崩御により、二月一日、磐余稚櫻宮に御即位あらせられた。

四年八月八日、はじめて諸國に史官を置きたまひ、六年正月九日、はじめて藏職を置き藏部を定めたまひ、三月、稚櫻宮に崩御あらせられた。御年七十歳。十月、百舌鳥耳原陵に奉葬した。

瑞齒別天皇(反正天皇)は、履中天皇の御同母弟にましまし、天皇の二年に皇太子に立たせたまひ、六年三月、天皇の崩御により、翌年正月二日に御即位あらせられ、十月、河内に柴籬宮を營みたまうたが、御即位後僅に五年にして崩御あらせられた。

雄朝津間稚子宿禰天皇(允恭天皇)は、反正天皇の御同母弟にましまし、五年正月、天皇の崩御後、群卿の奏請により、再三御辭退あらせられてから、遂に御即位あらせられた。

二年二月十四日、皇后のために刑部を定めたまひ、三年正月一日、使を新羅に遣はして良醫を求めたまひ、四年九月、味樞岡に盟神探湯せしめて、氏族を正したまひ、二十三年七月、皇太子のために輕部を定めたまひ、四十二年正月十四日に崩御あらせられ、十月、河内の長野原陵に奉葬した。

穴穗天皇(安康天皇)は、允恭天皇の第二皇子にましまし、四十二年正月、天皇崩御の後、皇太子も薨去せられたので、十二月四日に御即位あらせられた。三年八月九日崩御。三年の後に、菅原伏見陵に奉葬した。

〔二〕 雄略天皇御紀

大泊瀨幼武天皇(雄略天皇)は、允恭天皇の第五皇子にましまし、安康天皇の御同母弟に當らせられ、安康天皇崩御の年の十一月十三日、泊瀨朝倉宮に御即位あらせられた。

二年十月、穴人部を置きたまひ、また史戸及び河上舍人部を置きたまひ、六年三月には、后妃をして蠶事を勸めしめむとおぼしめし、螺贏に命じて國內の蠶を集めしめたまうた。螺贏が誤つて嬰兒を聚めて上つたので、笑ひたまうて、汝自ら養へと仰せられ、小子部連の姓を賜はつた。

この頃から對外關係がますます複雑になつた。六年四月には、吳國の使が來貢し、八年二月には、

身狹村主青・檜隈民使博徳を吳國に遣はしたまうた。新羅は朝貢を怠ること既に八年に及び、ひそかにおそれて高麗と結んでゐたが、兩國の間に隙を生じ、任那日本府に救ひを求めた。日本府の兵は、これを容れて高麗の軍を破り、新羅に朝貢を誓はしめた。しかし、新羅は約束を守らなかつたので、九年三月、紀小弓・蘇我韓子等に詔して、これを討伐せしめたまうた。紀小弓は病死し、蘇我韓子は叛人のために殺された。十二年四月四日には、また身狹村主青と檜隈民使博徳とを吳國に遣はしたまうた。身狹村主青等は、十四年正月十三日、吳國の使と共に、工女の漢織・吳織や、縫衣工の兄媛・弟媛等を伴つて歸朝した。そこで、三月、兄媛を大三輪神に上り、弟媛を漢衣縫部としたまうた。十六年七月には、詔して桑の栽培に適した國縣に桑を植ゑしめ、十月には、漢部を聚めて伴造者を定め、直の姓を賜はり、十七年三月二日には、土師連等に詔して、朝夕の御膳を盛る清器を上進せしめたまひ、ここに贊土師部を生じた。

二十年の冬、高麗王が軍兵を發して百濟を滅ぼしたので、二十一年三月、久麻那利を百濟汶洲王に賜はり、再興をはからしめたまうた。

二十三年七月、聖體御不豫、八月、大伴室屋大連と東漢掬直に遺詔したまうて、大殿に崩御あらせられた。その御遺詔のうちに「義は乃ち君臣にして、情は父子を兼ねたり。」といふ御言葉を拜してゐ

るのである。

〔三〕清寧天皇御紀より武烈天皇御紀まで 白髮武廣國押稚日本根子天皇(清寧天皇)は、雄略天皇の第三皇子にましまし、天皇の二十二年に皇太子に立たせたまひ、翌年八月天皇の崩御により、その翌年の正月十五日に御即位あらせられた。

三年十一月には、海外の諸國から使を遣はして朝貢したので、四年正月七日、これらの使者を朝堂に饗應したまひ、五日間の餼を賜はつた。

五年正月十六日崩御。十一月、河内の坂門原陵に葬り奉つた。

弘計天皇(顯宗天皇)は、市邊押磐皇子(履中天皇の皇子)の御子にましまし、御父の遭難後、御兄億計王と共に、播磨に逃れたまひ、清寧天皇の二年に迎へられて、五年五月、天皇の崩御により、十二月、御即位あらせられた。

二年三月二日には、はじめて後苑に曲水の宴を行はせたまひ、三年二月一日には、阿閉臣事代を任那に遣はしたまひ、その年四月二十五日、八釣宮に崩御あらせられた。

億計天皇(仁賢天皇)は、顯宗天皇の御同母兄にましまし、清寧天皇の二年に、播磨國から迎へられて皇太子に立たせたまうたが、天皇崩御の後、御弟弘計王に皇位を譲り、なほ皇太子のままにおはしま

し、三年四月、顯宗天皇(弘計天皇)が崩御あらせられるに及んで、その翌年正月五日、はじめて石上廣高宮に即位したまうた。

三年二月一日、石上部舍人を置きたまひ、五年二月五日、普く國郡に散亡した佐伯部を求め、佐伯部仲子の後を以て、佐伯造としたまひ、六年九月四日、日鷹吉士を高麗に遣はして工人を求めたまひ、十一年八月八日、正寢に崩御あらせられ、十月五日、埴生坂本陵に葬り奉つた。

小泊瀬稚鷯(武烈天皇)は、仁賢天皇の皇子にましまし、天皇の七年に皇太子に立たせたまひ、十一年八月、天皇の崩御により、十二月に御即位あらせられた。

三年十一月、信濃國の男丁を徵發して、城の像を水派邑に作りたまひ、六年九月一日、小泊瀬舍人を置きたまひ、八年十二月八日、列城宮(なみきのみや)に崩御あらせられた。

〔四〕繼體天皇御紀より宣化天皇御紀まで 男大迹天皇(繼體天皇)は、應神天皇五世の孫彥主人王の御子にましまし、武烈天皇の崩御後、御繼嗣がなかつたので、近江國の三國から迎へられて、御即位あらせられた。時に御年五十八歳。

五年十月、都を山背の筒城に遷したまひ、六年四月六日、穗積臣押山を百濟に遣はしたまうた。この頃から百濟・新羅・任那の關係が、非常に錯綜し、交互にその紛争を訴へて來た。七年六月、百濟

の如彌文貴將軍等と共に、五經博士段揚爾が來朝し、十年九月には、洲利即次將軍と共に、五經博士漢高安茂が來朝して段揚爾に代り、その間にも兩國の使臣がしばしば往復した。

十二年三月、弟國に遷都、二十年九月、磐余玉穗に遷都あらせられた。

二十一年六月三日、近江毛野を任那に遣はし、新羅に破られた南加羅・喙己吞を復興して、任那に併合せしめんとしたまうた。

その後の複雑な経緯は、これを略する。

二十五年二月、御病篤く、七日、磐余玉穗宮に崩御あらせられた。御年八十二歳。十二月五日、藍野陵に奉葬した。

勾大兄廣國押武金日天皇(安閑天皇)は、繼體天皇の皇長子にましまし、二十五年二月七日、天皇崩御の日に、御年六十八歳にして御即位あらせられた。

元年四月、皇后のために伊甚屯倉を定めたまひ、十月、三妃のためにも屯倉を定めたまひ、二年四月、勾舍人部及び勾毅部を置きたまひ、八月、諸國に犬養部を置きたまひ、十二月十七日、勾金橋宮に崩御あらせられた。御年七十歳。同月、河内の舊市高屋丘陵に奉葬した。

武小廣國押盾天皇(宣化天皇)は、繼體天皇の第二皇子にましまし、安閑天皇の御同母弟に當らせら

れ、二年十二月、安閑天皇崩御、御繼嗣がなかつたので、迎へられて皇位に即かせたまうた。

元年五月一日、詔して官家を筑紫の那津に造らしめたまひ、二年十月一日、大伴金村を遣はし、任那を助け新羅を討たしめたまひ、四年二月十日、檜隈廬入野宮に崩御あらせられた。御年七十三歳。十一月十七日、身狭桃花鳥坂上陵に奉葬した。

〔二五〕欽明天皇御紀 天國排開廣庭天皇(欽明天皇)は、繼體天皇の皇嫡子にましまし、宣化天皇崩御の年の十二月、御即位あらせられた。

元年三月、蝦夷・隼人が共に衆を率ゐて歸服し、八月、高麗・百濟・新羅・任那等が、何れもみな、使を遣はして貢を上つた。同月、秦人・漢人等の歸化人を國郡に集めて、戸籍を編せしめたまうた。秦人の戸数が總計七千五十三戸に上つた。

朝鮮半島には、高麗・新羅・百濟の三國が鼎立し、その間に任那が介在し、既に數百年來、勢力の爭奪をくりかへしてゐた。任那には日本府が置いてあつたから、半島の騷擾が激しくなるにつれて、我が國も常に大なる影響を受けた。欽明天皇御紀は、殆どこの對外關係の記事が大部分を占めてゐる。ここに朝鮮半島の爭亂を詳細に述べることは出来ないが、當時、百濟は、聖明王といふ英主が現れて、多年に亙る高麗や新羅の壓迫に苦しんでゐた國力をやや恢復してゐたのに反し、任那は、新羅

の侵略を受けて土地を奪はれ、滅亡の一途を辿つてゐた。そこで、二年四月に、百濟に詔を賜はり、任那の復興をはからしめた。百濟は、とても新羅に敵することが出来ず、その上に、高麗の侵入を憂ひ、種々の口實を設けて従はなかつた。四年十一月、再び任那復興に關する詔を百濟に下した。百濟王は、しばしば日本府に使を遣はして協議した。六年から高麗の國內が大いに亂れて、七年には、内亂のために死んだ者が二千餘人に及んだ。百濟王は高麗の騷擾を好機とし、八年四月、使を遣はして我が國に援軍を求め、任那の復興をはからうとしたが、翌年九月四日、また使を遣はして援軍の停止を請うた。日本府の役人のうちに、新羅に内通してゐる者があるといふのが理由であつた。

十二年に至り、百濟は高麗を伐つて大勝し、六郡の地を奪回した。しかし、翌年五月、新羅が高麗に通じて、百濟と任那を滅ぼさうと企てたので、百濟は、また我が國に援軍を請うた。その年の十月、百濟王聖明は、釋迦佛の金銅像一軀と、播蓋と經論とを獻上し、且、上表して佛教の功德を稱へた。天皇は、信仰の可否を群臣に問ひたまうた。蘇我稻目と物部尾與等との意見が對立して政争と絡み、國內に種々の波瀾を生ずるに至つた。

同年(十三年)に新羅と戦つて破れ、漢城を奪はれた百濟は、翌年(十四年)正月十二日、また我が國に援

軍派出を督促した。そこで、十五年五月三日、内臣に命じて、百濟を救はしめた。内臣は、一千人の兵と百匹の馬と四十艘の船とを率ゐて出征し、忽ち新羅の函山城を陥れた。これより先、日本の援軍の到着前に、高麗の軍を敗つた餘昌(聖明王の子)は、新羅の軍を侮り、敵地に深く進入して退路を絶たれ、これを救はんとした聖明王も十五年十二月遂に敵軍に捕へられて殺された。かくして我が援軍もそのかひなく、百濟の軍は大敗北して再び起つ力を失つた。

新羅は二十一年九月に來貢し、二十二年にもまた來貢した。二十二年には、外國の使者を饗應する席次を定めて、百濟の下に新羅を列せしめられた。大いに怒つた新羅の使者は、館舎に入らず、船に乗つて穴門に至り、直に歸國して國王に告げた。そこで、新羅は、阿羅波斯山に城を築いて用意を整へ、二十三年正月、遂に任那の日本府を滅ぼしてしまつた。天皇にはこれを大いに御憤りあらせられ、同年六月、詔を賜はつて新羅の無道を責めた。七月、新羅は、また使を遣はして朝貢した。使者は、新羅が任那を滅ぼして、恩義に背いたのを恥ぢ、歸國を欲せず、そのまま我が國に止まつて永住した。同月、紀男麻呂を大將軍とし、河邊臣瓊缶を副將とし、新羅を伐たしめた。戦況は我が軍の不利に歸した。調伊企儼が敵將を罵つて斬られたのも、その時のことである。八月、別に詔を拜して出征した大伴狹手彦は、高麗を伐つて大いにこれを敗り、佛像・佛書・樂器等を得て歸國

した。

三十二年三月五日、使を新羅に遣はして、任那を滅ぼしたことを責めたまうたが、その翌月、御病にかからせられ、十五日、皇太子に任那の復興を詔したまうて崩御あらせられた。九月、檜隈坂合陵に奉葬した。

〔二六〕敏達天皇御紀より崇峻天皇御紀まで 淳中倉太珠敷天皇(敏達天皇)は、欽明天皇の第二皇子にましまし、天皇の二十九年に皇太子に立たせたまひ、三十二年四月、天皇の崩御により、御即位あらせられた。

高麗の使は、しばしば來朝し、新羅もまたその後絶えず朝貢した。

四年四月六日には、吉士金子を新羅に、吉士譯語彦を百濟に、吉士木蓮子を任那に遣はしたまひ、六年五月五日には、大別王と小黒吉士を百濟に遣はしたまうた。四年にも、八年にも、九年にも、十一年にも新羅の使が來貢したが、九年と十一年には、貢を納めずに還したまうた。また六年十一月一日には、百濟王が經論を上り、律師・禪師・比丘尼・呪禁師・佛工・寺工等を獻じた。

十年閏二月には、蝦夷が邊境を騒がせたので、その主魁綾糟等を召して責め、再び叛かないといふ誓ひを立てさせたまうた。

十二年十月には、詔を賜はり、任那復興のために、百濟に使を遣はし、火葦北國造阿利斯登の子日羅を召さしめたまうた。

十四年三月一日には、物部守屋・中臣勝海の奏上により、詔して佛法を禁じ、佛像を難波の堀江に投ぜしめたまうた。

その年(十四年)八月十五日、御病篤く、大殿に崩御あらせられた。

橘豐日天皇(用明天皇)は、欽明天皇の第四皇子にましまし、十四年八月、敏達天皇の崩御により、

翌月五日、御即位あらせられた。

天皇には厚く佛法に歸依したまうたが、御在位短かく、二年四月九日、御病のために大殿に崩御あらせられ、七月二十一日、磐余池上陵に葬り奉つた。

泊瀬部天皇(崇峻天皇)は、欽明天皇の第十二皇子にましまし、二年四月、用明天皇の崩御により、八

月二日、迎へられて御即位あらせられた。

蘇我・物部の争ひが次第に激化し、御即位の年の七月、蘇我馬子は、物部守屋を滅ぼした。

元年には、百濟から佛舍利を上り、僧侶・寺工・瓦工・鑪盤工・畫工等が來朝した。

二年七月一日には、東山・東海・北陸三道の國境を検せしめたまひ、四年十一月四日には、紀男麻

呂等を大將軍として、兵を筑紫に屯せしめたまひ、新羅・任那に使を遣はして、任那の復興をはかりたまひ、五年十一月三日に崩御あらせられた。その日、倉梯岡陵に葬り奉つた。

〔一七〕推古天皇御紀 豊御食炊屋姫天皇（推古天皇）は、欽明天皇の皇女にましまし、御幼名を額田部皇女（ひめみこ）と申上げ、十八歳の御時に、敏達天皇の皇后となりたまひ、崇峻天皇崩御の年の十二月八日、御年三十九歳にして、豊浦宮に御即位あらせられた。

元年四月十日、厩戸皇子（聖德太子）を皇太子とし、萬機を攝録せしめたまひ、二年二月には、佛教興隆の詔を賜はつた。佛教が次第に興隆し、名僧が相ついで來朝し、寺院の建立が増加した。三年五月には、高麗僧惠慈、百濟僧慧聰が來朝し、十年三月には百濟僧觀勤が來朝し、十八年三月には、高麗僧曇徴及び法定が來朝し、三十一年正月には、高麗僧慧灌が來朝した。また四年十一月の法興寺の建立をはじめとして、名利の建立が相ついだ。かくの如き佛教興隆の時代であつたにも拘らず、十五年二月九日には、敬神の詔を賜はり、同月十六日、皇太子が百官を率ゐて神祇に參拜したまうた。

厩戸皇子は、宏遠なる御理想を以て庶政の改善に力をつくしたまうた。十一年十二月五日には、はじめて官位十二階を定めたまひ、十二年四月三日には、十七條憲法を撰びたまひ、二十八年十二月一日には、蘇我馬子に譲り、天皇記・國記その他の撰録に著手したまうた。

外國との關係は、この頃にも複雑を極め、五年四月一日、百濟王がその子の阿佐を遣はして朝貢し、同年十一月、難波吉士磐金が勅命を奉じて新羅に使した。八年二月には、任那を興すために新羅に出兵したまひ、九年三月五日には、高麗及び百濟をして任那を救はしめたまひ、十年二月一日には、來目皇子に新羅討伐を命じたまうた。新羅は、時に來朝して恭順の意を表し、また離反して百濟その他を侵略した。

十五年七月三日、小野妹子を隋に遣はしたまひ、はじめて隋との交通が開け、兩國の使臣が再三往復した。十六年六月五日には、隋使裴世清が妹子に従つて來朝し、國書及び信物を上り、九月十一日には、妹子がこれを送りて渡航し、留學生・學問僧等が隨行した。二十二年六月十三日には、犬上御田籙が遣隋大使となつて出發した。

十五年十月には、池を大和・山背・河内に造らしめたまひ、また國毎に屯倉を置きたまひ、二十一年十一月には、難波から小墾田宮に通ずる大街を開かしたまうた。その他御一代の御事蹟は、ここに詳述し難いほど多い。

二十九年二月五日、厩戸太子が薨じたまひ、それから七年後の三十六年二月、天皇には御病にかからせられて、三月七日に崩御あらせられた。御年七十五歳。

〔一八〕舒明天皇御紀・皇極天皇御紀 息長足日廣額天皇(舒明天皇)は、彥人大兄皇子(敏達天皇の皇子)の御子にましまし、田村皇子とも申上げ、推古天皇崩御の年に迎へられて、皇位を御繼承あらせられた。

二年八月五日、犬上御田鎌を唐に遣はしたまうた。推古天皇の二十六年に隋は滅びて唐が起つたのである。

高麗・百濟は、しばしば來貢した。三年三月一日に、百濟の義慈王は、その子の豐璋を納れて質とした。新羅も時々朝貢した。

四年十月四日には、唐使高表仁が來朝し、學問僧旻が隨つて歸朝し、十一年九月には、學問僧惠隱及び惠雲が歸朝し、十二年十一月には、留學生高向玄理及び學問僧請安が歸朝した。

九年には、蝦夷が叛したので、上毛野形名を遣はし、これを討伐せしめたまうた。

十三年十月九日、百濟宮に崩御あらせられた。

天豐財重日足姫天皇(皇極天皇)は、茅渟王(敏達天皇の御孫)の王女にましまし、舒明天皇の二年に皇后に立たせたまひ、天皇崩御の年(十三年)の翌年正月十五日、皇位を御繼承あらせられた。元年に百濟・高麗の使が來朝し、この兩國との交通は、その後も頻繁に行はれた。

二年十一月一日、蘇我入鹿が山背大兄王を害し、ますます專横を極めたので、中臣鎌足は、中大兄皇子と謀りて、四年六月十二日、入鹿を大極殿に誅した。その翌々日(六月十四日)皇位を輕皇子に譲りたまうた。

〔一九〕孝德天皇御紀 天萬豐日天皇(孝德天皇)は、皇極天皇の御同母弟にましまし、はじめの御名を輕皇子とも申上げ、皇極天皇の四年六月、御讓位により、御即位あらせられた。「爲人、柔仁ましまし、儒を好みたまふ。貴と賤とを擇ばず、頻に恩勅を降したまふ。」と「日本書紀」の本文にもあるとほり、しばしば詔勅を賜はり、「孝天德皇御紀」は、大半が詔詞によつて充たされてゐる。

御即位の日(六月十四日)に、中大兄皇子を立てて皇太子とし、はじめて左右大臣及び内臣を置きたまひ、阿倍内麻呂を左大臣に、蘇我倉山田石川麻呂を右大臣に、中臣鎌子(藤原鎌足)を内臣に任じたまひ、はじめて年號を定めて大化と稱したまうた。

大化元年七月十日、三輪粟隈東人等を任那に遣はして、その國界を檢察せしめたまひ、八月五日、東國の國司を任命し、田畝を校し戸籍を造らしめたまひ、また朝に鐘匱を設けて、訴願の便利をはかりたまひ、九月一日、諸國の人口を録せしめ、私に土地を賣ることを禁じたまうた。

大化二年正月一日、改新の令四條を下したまひ、三月二日、東國の國司に詔して、新令を遵奉せしめたまうた。この新令により、氏族制度の弊害が根本的に一掃せられるに至つた。これを大化の新政と稱してゐる。八月十四日、新に百官を設けたまひ、大化三年、新に禮法を制し、百官朝參の時刻を定め、七色十三階の冠を制したまひ、五年二月、更に冠位十九階を制したまひ、かくして、著々内政刷新の實を擧げさせたまうた。

當時、蝦夷に不穩の空氣が漲つてゐたので、大化四年には、磐船の柵を修めてそれに備へ、越後・信濃の民を選んで、はじめて柵戸を置きたまうた。

六年二月九日、穴門の國司が白雉を獻上したので、これを嘉祥とし、年號を白雉と改めたまうた。その年四月、新羅の使が來貢した。この御代には、高麗・百濟・新羅の三國が年々來朝したとも、一説にいはれてゐる。その頃、新羅は、唐に迎合して、朝鮮半島に勢力をふるつてゐた。翌年(白雉二年)來貢した新羅の使は、みな唐服を著てゐたので、これを責めて追ひかへしたまうた。巨勢大臣は、その時に新羅の征伐を奏請した。

白雉三年四月には、戶籍を定めたまひ、白雉四年五月十二日には、吉士長丹を遣唐大使に、吉士駒を同副使に任じたまひ、翌年(白雉五年)には、更に高向玄理を遣唐押使に、河邊麻呂を同大使に、藥師

慧日を同副使に任じたまうた。

同年(白雉五年)十月、聖體御不豫、十日、正寢に崩御あらせられ、十二月、河内の大坂磯長陵に奉葬した。

〔三〇〕 齊明天皇御紀、白雉五年十月、孝德天皇が崩御あらせられて、翌年正月三日、皇極天皇が重祚したまうた。これを齊明天皇と申し上げ奉る。

當時、蝦夷がしきりに暴威をふるひ、また肅慎人も次第にはびこつて來たので、四年四月、阿倍臣にこれを征討せしめたまうた。阿部臣は、舟師百八十艘を率ゐて征途に上り、翌年(五年)三月、蝦夷を平定して、後方羊蹄に郡領を置いて歸り、六年三月、更に肅慎を伐つた。

御即位の年に、英主武烈王が立つてから、新羅の勢力は、著しく昂揚し、六年に至り、遂に唐と結んで百濟を滅ぼした。百濟の遣臣鬼室福信は、使を遣はして救援を哀請し、且、人質として我が國に來朝してゐた王子豐璋を國王に迎へたいと懇願した。天皇には、これを許したまひ、翌年正月六日、百濟救援のために皇太子中大兄皇子と共に、海路西征の途に上らせたまひ、五月、朝倉橘廣庭宮に遷御、七月二十七日、行宮に崩御あらせられた。

〔三一〕 天智天皇御紀・弘文天皇御紀 天命開別天皇(天智天皇)は、舒明天皇の皇嫡子にましま

し、はじめの御名を中大兄皇子と申上げ、舒明天皇の崩御後、皇極天皇(天智天皇御母)・孝徳天皇・齊明天皇(皇極天皇重祚)御三代の間、皇太子にておはしまし、齊明天皇の崩御後もなほ皇太子のままに政務をみそなはし、七年後にはじめて御即位あらせられた。

元年五月、阿曇比羅夫は、舟師百七十艘を率ゐて百済に赴き、豊璋を立てて王とし、二年三月、上毛野稚子等は、兵二萬七千を率ゐて、新羅を討つた。我が軍は、新羅を援助する唐の大軍と戦つて利あらず、百済王も高麗に走つたので、詔して歸還せしめたまひ、爾來、外征を停めて、内政の刷新をはかりたまうた。

勝利に驕つた唐が必ず我が國に來襲することを豫期してゐたが、その豫期に反して、三年五月十七日、唐の百濟鎮將劉仁軌が使を遣はして、表函及び信物を上つた。しかし、我が國では、警戒怠りなく、詔を奉じて、その年に防人を置き、更に對馬・壹岐・筑紫に烽を置き、また筑紫に水城を築いた。

四年二月二十五日には、百済の男女四百餘人が歸化したので、これを近江國神崎郡に居住せしめ、その年、長門にも筑紫にも築城を命じたまうた。

五年十月には、百済の歸化人二千餘人を東國に居住せしめられた。唐將は、その後しばしば使を遣

はして親交を求めた。しかし、我が國は、少しも油断せず、警備を年々増強した。

七年正月三日には、はじめて御即位の禮を擧げたまひ、その年七月、近江に於て武術を練習せしめたまひ、八年十月十五日、中臣鎌足に藤原朝臣の姓を賜はり、大織冠を授けたまひ、九年二月、戸籍をつくり盜賊を糺斷したまひ、十年四月二十五日、はじめて漏刻を新臺に置き、鐘鼓をうちて時を報じたまひ、その年の十二月三日、近江宮に崩御あらせられた。

弘文天皇は、天智天皇の皇長子にましまし、はじめ大友皇子とも伊賀皇子とも申上げ、天智天皇の四年に皇太子に立たせたまひ、天皇の崩御後、御年二十四歳にして御即位あらせられたが、元年七月二十三日に崩御したまひ、御在位一年に滿たなかつた。「日本書紀」には、弘文天皇御紀が特に設けてない。

〔三〕 天武天皇御紀 天淳中原源真人 天皇(天武天皇)は、舒明天皇の皇子にましまし、天智天皇の御同母弟に當らせられ、はじめの御名を大海人皇子と申上げ、天智天皇の元年に、皇太弟に立たせられ、後に御辭退あそばされて、大友皇子の立太子を奏上したまうたが、弘文天皇の崩御後に、皇位を御繼承あらせられた。

御一代の間に、しばしば新羅・高麗等に使を遣はしたまひ、また諸般の制度を新設改定して、大い

に内政を整へたまうた。

二年五月一日には、人材登庸の詔を下し賜ひ、四年四月九日には、百姓の貧富を分ちて三等とし、中戸以下に税を貸すことを許したまひ、十月十六日には、諸王以下初位以上に兵を備へしめたまひ、五年五月には、畿内山野の伐木を禁じたまひ、七年十月二十六日には、文武官の成績により進階の制を定めたまひ、十年三月十四日には、帝紀及び上古の事を撰せしめたまひ、同年四月三日には、禁色九十二條を設け、親王より庶人に至る服色の制度を定めたまひ、同年八月二十二日には、儀禮言語の制を定めたまひ、翌月二日には、跪禮及び匍匐禮を停めて立禮に改めたまひ、十二年四月十五日には、銅錢を用ゐしめたまひ、同年十一月四日には、諸國に陣法を習はしめたまひ、十三年十月一日には、天下諸氏の姓を改めて八等としたまひ、十四年正月二十一日には、爵位號を改めて階級を増加したまひ、同年九月十日には、はじめて伊勢神宮に式年遷宮の制を定めたまひ、同月十一日には、京畿民間の兵器を檢したまひ、同月十五日には、東海・東山・南海・山陰・筑紫の風俗及び政情を巡省したまひ、翌年(朱鳥元年)六月十日には、草薙劍を熱田神社に還納したまひ、同年七月四日には、天下の貢調を半減し、徭役を全免したまうた。

對外關係に於ては、四年八月、耽羅の王子久麻伎が入貢し、六年八月、同じく耽羅の王子都羅が入貢し、十三年五月十四日、百濟から歸化した僧俗二十三人を武藏國に居住せしめられ、十四年二月四日、唐・百濟・高麗等の民百四十七人に爵位を賜はつた。新羅その他の來貢は、これを略する。十五年七月二十日、年號を定めてその年を朱鳥元年とし、皇居を飛鳥淨見原宮と名づけたまうたが、その年九月九日、正殿に崩御したまひ、二十四日、大内陵に奉葬した。

〔三〕 持統天皇御紀 高天原廣野姫(天智天皇)は、天智天皇の第二皇女にましまし、御幼名を鷗野讚良皇女と申上げ、天武天皇の皇后に立たせたまひ、天皇の崩御後、御みづから天下をみそなはし、四年の正月に至つて御即位あらせられた。

元年三月十五日、高麗の歸化人五十六人を常陸に居住せしめたまひ、同月二十二日、新羅の歸化人十四人を下毛野に居住せしめたまひ、同年四月十日、筑紫大宰から獻じた新羅の歸化人二十二人を武藏に居住せしめたまうた。

同年(元年)九月二十三日には、新羅の王子が來貢して、國政を奏上した。

二年十二月十二日には、蝦夷人二百十三人に位を授けたまひ、三年五月二十二日には新羅の無禮を咎めて、その貢獻を却けたまひ、同年六月二十九日には、令二十二卷を諸司に頒ちたまひ、同年八月十日には、その冬に戸籍を造ることを告げたまひ、また國毎に四分の一の民を點檢して、武事を講習

せしめることを仰せ出され、同年十二月八日には、雙六を禁じたまうた。

四年正月一日に、はじめて御即位あらせられた。その年二月十一日、新羅人が五十人歸化し、同月二十五日、十二人の新羅歸化人を武藏に居住せしめたまうた。同年九月二十三日、新羅の送使と共に、筑紫の軍丁大伴部博麻が歸朝し、十月二十二日、詔して博麻の尊朝愛國を賞したまひ、務大肆の位を授けたまうた。

五年四月一日、奴婢の制を定めたまひ、同年十月七日、陵戸の制を定めたまひ、七年三月十七日、諸國に令して桑・紵・梨・蕪菁等を植ゑしめたまうた。

御一代の間には、しばしば神社に奉幣したまひ、また諸寺に讀經せしめたまうた。

十一年八月一日、皇位を皇太子に譲りたまうた。

第三章 續日本紀

第一節 「續日本紀」の書名

〔一〕 書名の起り 「續日本紀」は、文武天皇(第三十代)の元年(一三五七年)から、桓武天皇(第七代)の延暦十年(一三五〇年)に至るまでの國史である。この「續日本紀」には、文武天皇・元明天皇・元正天皇・聖武天皇・孝謙天皇・淳仁天皇・稱徳天皇・光仁天皇・桓武天皇(第七代)の九代に亙る九十五年間の史實が、御歴代毎に年次を追うて詳しく記載してある。元明天皇から光仁天皇までの七代を、奈良時代と稱してゐるから、「續日本紀」は大體に於て奈良時代の正史といふことが出来よう。「日本書紀」に次ぐ第二の勅撰國史である。

「續日本紀」の書名は、延暦十六年二月、これを上表した時の記事のうちに「撰續日本紀、至是而成。」(一八三頁参照)とあり、ここにはじめて現はれてゐる。

「續日本紀」四十卷は、延暦十三年に二十卷、延暦十六年に二十卷を上奏したのであつた。しかし、

延暦十三年に上奏した時には、また「續日本紀」といふ文字が出てゐない。全部完成して延暦十六年に上奏する時につけられた書名と思はれる。それまでに種々の意見が出て、しばしば論議詮考した結果、漸く確定したものであらう。

〔二〕書名の意味と読み方 「續日本紀」といふ書名は、「日本紀」に續くもの即ち「日本書紀」の續篇といふ意味であらう。この書名は、一般にシヨクニホンギといつてゐる。これは、當時の博士等が定めた読み方が、おのづから後世に傳はつたものであらう。しかし「續」の文字をシヨクと讀むことは、異論を唱へた者もある。伊勢貞丈はゾクニホンギと讀む方が正しいといつた。その説によれば、我が朝廷の事に漢音を用ふる例は少く、多く吳音を用ゐたから、この書名も、吳音でゾクニホンギを讀む方が正しく、「續」を漢音でシヨクと讀むならば、その下の「日本」をジツボンと讀まなければならぬといふのである。この説にも一理があり、また今日では「續」をゾクと讀むのが普通になつてゐて、ゾクニホンギといつた方がわかりやすい。しかし、物の名稱は、道理のみで推すことが出來ず、便宜上の變更も出來ないものがある。多年シヨクニホンギと讀み慣れてゐるものを、今更に改める必要もなからう。

第二節 「續日本紀」の編修及び編修者

〔一〕「續日本紀」の編修 「續日本紀」が完成したのは、桓武天皇(第15代)の延暦十六年(二四五七年)三月であつた。しかし、その時に全部四十巻が同時に完成して、同時に上奏したのではなく、それよりも以前に完成した一部分を既に上奏したことがあつた。よつて、先づ編修の經過を明らかにすることが必要である。この編修の經過は、後に掲げる延暦十三年と同十六年の上表によつて考察し得るのみであるから、判明しない點も少くない。

(1) 編修のはじめ 「續日本紀」の編修を、はじめて勅命あらせられたのは、いつ頃のことであつたか、その年月も、編修者の人名もわからない。しかし、勅命により最初に編修したのは、文武天皇(第41代)から聖武天皇(第45代)に至るまで、即ち文武天皇・元明天皇・元正天皇・聖武天皇の四代に互れる國史であつた。この國史の編修がいつ終つたかといふこともわからない。ただその事業が光仁天皇の御代には、既に完了してゐたといふことが、後に掲ぐる延暦十三年の上表のうちに、

自文武天皇訖于聖武皇帝、記注不昧。

とあるによつて、僅に推察せられるのみである。これを文武天皇の元年から聖武天皇の御代の終り

までと解すれば、既に五十二年間の御紀が完了してゐたものと思はれる。

(2) 第二回の修史。光仁天皇(九代)の御代に至り、石川名足・上毛野公大川等が、修史の勅命を拜した。その時に編修したのは、孝謙天皇(七代)の天平寶字二年(二四一八年)八月から、當代(光仁天皇)の寶龜八年(二四三七年)に至る二十年間の國史二十卷であつた。延暦十三年の上表に、

起_レ自_三寶字、至_三寶龜、廢帝受_レ禪、繼_三遺風於簡策、南朝登_レ祚、嗣_三茂實於徒誦。是以故中納言從三位兼行兵部卿石川朝臣名足、主計頭從五位下上毛野公大川等、奉_レ詔編輯、合成_二廿卷_一。

とある。前に文武天皇から聖武天皇に至るまでの御紀が明らかになつてゐたことがあり、ここに天平寶字二年からの修史を仰せ出されたことが記されてあつて、その中間の修史のことが出てゐない。中間を省略して、ここに天平勝寶二年からの修史が企てられたのは如何なる理由であらうか。また編修の勅命を拜した年月も、完成した年月もわからない。佐伯有義氏の「續日本紀」(六國史)卷三(卷頭)に曰ふ。

其の年月は伴信友の撰續日本紀次第考に詳ならずとあれど、寶龜九年或は十年頃なるべきかと思はる。其は名足等の編修したるは、上文には起_レ自_三寶字、至_三寶龜_一と概略を擧げたれど、寶字二年八月即ち淳仁天皇の即位より光仁天皇寶龜八年まで二十年間なりしこと明かなると、名足の經歷を考ふるに、其の右大辨に任せられしは寶龜九年二月なるが、凡そ修史の事業は、太政官の要職にある人之を擔任するは代々の例なれば、名足の任官と、寶龜八年にて筆を止めしとを参考して、其の翌年に修史の勅ありしならむと推定す、此の二十年間の記事は、二十卷に編修せられしが、其の完成の年月は詳ならず。

(3) 第三回の修史。光仁天皇の御代には、更に石川名足・淡海三船・當麻永嗣等に勅を賜はり、文武天皇の元年から、孝謙天皇の天平寶字元年に至る六十一年間の國史を編修せしめたまうた。これは前の天平寶字二年から寶龜八年までの國史のみ前史である。その六十一年間のうち、文武天皇の元年から聖武天皇の御代に至る五十二年間の修史が既に完了してゐたことは、前に述べたとほりである。これは、既に出來てゐるものの修補と考へられるが、延暦十六年の上表のうちには、

起_レ文武天皇元年歲次丁酉、總六十二年、所_レ有舊案卅卷、多_レ米鹽、事亦疎漏。前朝詔_三故中納言從三位石川朝臣名足、刑部卿從四位下淡海真人三船、刑部大輔從五位上當麻真人永嗣等、分_レ帙修撰、以繼_三前紀_一、而因_三循舊案_一、竟无_三刊正_一、其所_レ上者唯廿九卷而已。寶字元年紀、全亡不在。

としてある。これは後に掲げた全文を参照して、前後の文意を考へなければならぬが、六十一年に互る三十卷が、この時、既に完成してゐたのを、また史實の検討も足らず、文字の洗煉も十分に出來なかつたので、勅命を拜した石川名足等が刪定したやうにも解せられる。しかし、孝謙天皇の勝寶

元年から天平寶字元年までの御紀が既に出来てゐたといふ記録はない。その約十年間の御紀は、名足等が新に編修したであらうか。何れにしても、この時の修史事業が舊稿の改削を主としたものであつたことは明らかである。其所、上者唯廿九卷而已。寶字元年之紀、全亡不存。」とあるは、如何に解してよいであらうか。これは、延暦十六年から回顧したものであるから、名足等が上奏したもののうち二十九巻だけが残つてゐて、最後の一卷が、散逸してないといふ意味か、名足等が二十九巻を上奏したのみであつたといふ意味か、甚だ不明である。名足等が勅命を拜した年月も、奏上した年月も更にわからない。永嗣は延暦二年に退官して散位となり、三船は延暦四年に逝去し、名足は延暦七年に薨じたから、それ以前に上奏したものとも考へられる。

(4) 第四回の修史 桓武天皇の御代に至り、藤原繼繩・菅野真道・秋篠安人等が勅命を拜して、既に編修の終つてゐた國史の改定に従事した。この時に、繼繩等が訂正増補したのは、先に石川名足・上毛野大川等が編修した部分、即ち天平寶字元年から、寶龜八年までの御紀であつた。これは、もと二十巻になつてゐたのを、十六巻に改め、十分に修正を加へ、延暦十三年八月に上奏した。その繼繩の上奏文が、「類聚國史」巻百四十七に掲げてある。文中には修史事業の經過を考察するに必要な文字が少くない。前にもその一節を引用したが、次に全文を轉載しておく。

延暦十三年八月癸丑、右大臣從二位兼行皇太子傳中衛大將藤原原朝臣繼繩等、奉勅修國史。成。詣闕拜表曰、臣聞、黃軒御曆、沮誦攝其史官、有周闕基、伯陽司其筆削。故墳典斯闕、步驟之蹤可尋、載籍半興、勸沮之儀允備。暨乎班馬迭起、述實錄於西京、范謝分門、駟直詞於東漢。莫不表言旌事、播百王之通猷、昭德塞遺垂千祀之炯光。史籍之用、蓋大矣哉。伏惟、聖朝求道寡極、貫三才而君臨、就日均明、掩八州而光宅。遷安頌樂。文軌所以大同、歲稔時和、幽顯於焉禔福、可謂英聲冠於胥陸、露德跨於助華者焉。而負展高居、擬旋廣處、修國史之聲業、補帝典之缺文。爰命臣與正五位上行民部大輔兼皇太子學士左兵衛佐伊豫守菅野朝臣真道、少納言從五位下兼侍從守右兵衛佐丹波介臣秋篠朝臣安人等、銓次其事、以繼先典。若夫襲山巖基以降、淨原御寓之前、神代草昧之功、往帝庇民之略、前史口著、彙發可知。降自文武天皇、訖于聖武皇帝、記注不昧、餘烈存焉。但起自寶字、至于寶龜、廢帝受禪、繼遺風於簡策、南朝登祚、闢實於徒語。是以故中納言從三位兼行兵部卿石川朝臣名足、主計頭從五位下上毛野公大川等、奉詔編輯、合成廿卷。唯存案牘、無綱紀。臣等更奉天勅、重以討論、艾其蕪穢、以據機要、據其遺逸、以補闕漏、刊彼此之抵牾、矯首尾之差違。至如時節恒事、各有司存。一切詔詞、非可爲訓、詞類而長、其例已多。今之所修、並所不取。若其蕃國入朝、非嘗制詔。語關聲教、理歸勸懲、總而書之、其例已多。以備故實、勅成二十四卷、繫於前史之末。其目如左。臣等學謝研精、詞敷實辨。奉詔淹歲、伏深戰兢。

從來の修史事業が如何なる經過を辿つて來たかといふことは、この上表と後に掲げる延暦十六年の上表によつて、僅に推考し得るのみで、甚だ漠然としたものである。先に石川名足・上毛野大川等が

編修した二十卷は、ただ案牘を存するのみで綱紀がなかつたから、藤原繼繩等は、勅命を奉じて、重ねて討論し、蕪穢を除いて機要を採り、遺逸を求めて闕漏を補ひ、さうして首尾の一貫をはかつたのであつた。さうした訂正増補の態度は、前表にはつきりと現はれてゐる。この時には、また「續日本紀」といふ書名は出てゐない。

延暦十三年に藤原繼繩が上奏した十四卷は、今の「續日本紀」の卷第二十一から卷第三十四までであつた。しかるに、その後引きつづいて、寶龜九年から延暦十四年までの十四年に互る御紀六卷を編修して上奏した。それには、上奏文も残つてゐないし、上奏の年月もわからないが、後の延暦十六年の上奏文に、「自寶字、至延暦十年、卅四年廿卷、前年勅成奏上」とあるので、延暦十四年から同十六年までの間に、更に六卷を編修上奏したことが考へられるのである。繼繩は、延暦十五年七月に薨去したから、それ以前の在世中に上奏したものであらうといはれてゐる。前の十四卷と異なり、後の六卷は、新しき修史である。完成があまりに早過ぎるといふ疑ひも起るが、暦年の近い時代の歴史であるから、編修しやすかつたものであらうか。この六卷は、今の「續日本紀」の卷第三十五から卷第四十までに當り、何れも前の十四卷と同じく、毎卷のはじめに「右大臣正二位兼行皇太子傅中衛大將臣藤原朝臣等奉勅撰」と書いてある。

(5) 第五回の修史(完成上奏) 文武天皇の元年から孝謙天皇の天平寶字元年までの御紀は、先に石川名足・淡海三船等が改修上奏したが、なほ不完全な點が少くなかつたのみならず、三十卷のうちの一巻が缺けてゐた。そこで、菅野真道・秋篠安人等は、勅命を蒙り重ねてこれを訂正増補し、二十巻に改めて、延暦十六年二月に上奏した。その上奏文は、「日本後記」卷第五に出てゐる。上奏文の前に、

延暦十六年二月己巳、先是重勅從四位下行民部大輔兼左兵衛督皇太子學士菅野朝臣真道、從五位上守左少辨兼行右兵衛佐丹波守秋篠朝臣安人、外從五位下行大外記兼常陸少掾中宿禰巨部雄等、撰續日本紀、至是而成。

とあり、ここにはじめて「續日本紀」といふ書名が出てゐる。菅野真道の上表文は、左のとほりである。

臣聞、三墳五典、上代之風存焉、左言右事、中葉之迹著焉。自茲厥後、世有史官、善雖小而必書、惡雖微而无隱、威能徹烈、絢湘、垂百王之龜鏡、炯戒照簡、作千祀之指南。伏惟天皇陛下、德光四乳、道契八眉、握明鏡以愆萬機、懷神珠以臨九域、遂使仁被渤海之北、詔種歸心、威振日河之東、毛狄屏息、化三前代之未化、臣往帝之不臣、自非魏々盛德、孰能與於此也。既而負展餘閑、留神國典、爰勅真道等、銓次其事、奉揚先業。夫自寶字二年、至延暦十年、卅四年廿卷、前年勅成奏上。但初起文武天皇元年歲次丁酉、盡寶字元年丁酉、忽六十年、所有舊案卅卷、語多米鹽、事亦疎漏、前朝詔、故中納言從三位石川朝臣名足、刑部卿從四位下淡海真人三船、刑部大輔從五位上當麻真人永嗣等、分軼修撰、以繼前紀、而因循舊案、竟无刊